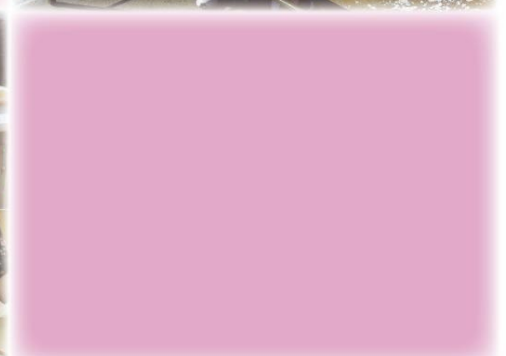
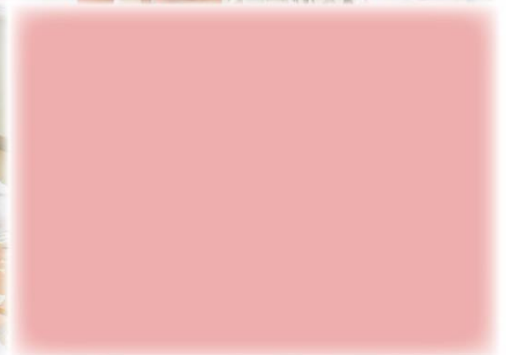


未来を拓き
地域を担う
人づくり

第1期 牛久市教育振興基本計画

市民だれもが学び合う「学びの共同体」づくり



教育長あいさつ

国が2018年に策定した「第3期教育振興基本計画」では、技術革新やグローバル化の一層の進展、また人口構造の変化や平均寿命の伸長などによる社会や生活の変化を見据え「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会」を目指し、そのために個々に必要な力と教育の役割を定め、実現のための施策を掲げています。

茨城県が2016年に定めた「いばらき教育プラン」では、人口構造の変化やグローバル化への対応といった国と同様の認識を持ちつつ、子どもたちの社会性や規範意識の低下や家庭や地域の教育力の低下、自主性・自立性の欠如といった「子ども」の問題に焦点を当てており、「社会全体で子どもたちを守り育てる体制の構築」や「乳幼児期からの家庭教育や就学前教育の充実」を目標に掲げています。

本市においても、ベッドタウンとして続いてきた人口の流入にも陰りが見え始め、また人口や年齢の構成の地域差などから、教育・福祉・コミュニティなどにおいて、地域ごとに異なる課題を有しています。

本市の学校教育に関しては、全国学力・学習状況調査において、高い教育水準を維持しています。これは学校現場で長年取り組んできた「協同的な学び」等の成果も見られますが、教育のICT化や教員の働き方改革など、積極的に取り組むべき課題も多くあります。

就学前教育・家庭教育に関しては、保幼小連携事業などによる学びの連続性の確保や子育て広場の運営や家庭教育学級の実施等、福祉部門と連携した取り組みを進めていますが、地域コミュニティの希薄化による地域の教育力の低下や子育て家庭の孤立化など、地域ぐるみで解決すべき課題があります。

社会教育（生涯学習・文化芸術・スポーツ分野）に関しては、生涯学習センターや図書館、運動公園等の積極的な利用がありますが、利用者や団体には高齢者が多く、生涯にわたる継続的な学びや健康の維持増進といった観点からは、高校生から現役世代の参加を促すことが課題となっています。

こうした課題を解決していくためには、地域の中で人のつながりを増やし、地域ぐるみで子どもと親の学びと育ちを支える仕組みや、個々の知恵や経験を持ち寄ってだれもが学び合うことのできる地域づくりが必要になります。

今般策定された「牛久市教育大綱」において、「未来を拓き 地域を担う 人づくり～市民だれもが学び合う学びの共同体づくり～」が基本理念として掲げられました。この「学びの共同体」の核となるのは「学校」です。学校を中心として地域の人々がつながり、学び合うことで、地域の学びが高まり、未来を拓く人材、地域を担う人材が育っていくことを目指しています。

「牛久市教育振興基本計画」は、この大綱に基づき、学校教育分野、就学前教育・家庭教育分野、社会教育分野における本市の施策を体系化したものです。分野ごとに明確に体系化したことで資源配分（人員・予算等）を見える化した中で、施策の連携、環境・福祉・安全などに関する部課との連携、市民との協働などを推進し、より効果的に事業を展開していきます。

2019年3月

牛久市教育長

染谷 郁夫



目次

第1部 総論	1
I. 計画の概要	2
1. 計画の背景と位置づけ	2
2. 計画の策定	5
II. 牛久市の教育を取り巻く社会の動向	6
1. 国の基本計画	6
2. 県の基本計画	7
3. 牛久市の動向	8
4. 現状と課題	26
III. 計画の基本理念・基本目標	29
1. 基本理念・目指す人材像・基本目標.....	29
2. 基本理念の実現に向けて	30
3. 基本方針	32
4. 施策の体系	35
第2部 施策の展開	37
I. 【学校教育の推進】 一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり	39
1. 【学習指導内容の充実】 知性に富み、心身ともに健康で、人間性豊かな児童生徒の育成.....	40
(1) 確かな学力の育成	40
(2) 豊かな心の育成	42
(3) 健やかな身体の育成	44
(4) 変化に対応する力の育成	46
(5) 地域で自立する力の育成	48
2. 【アクティブ・ラーニング等の協働的な学びの推進】	
安心・居場所感のある教室、主体的・対話的で深い学びのある授業づくり.....	50
(1) 教職員の指導力向上	50
3. 【教育環境の充実】 多様なつながりの中で豊かな学びが生まれる学校づくり.....	52
(1) 教育センター機能の充実	52
(2) 保幼小中連携の推進	54
(3) 地域人材による教育の推進	56
(4) 学校・通学路の安全・安心の確保.....	58
(5) 教職員の働き方改革の推進	60
(6) 「学びの共同体」づくりの推進.....	62
II. 【就学前教育・家庭教育の推進】 親と子の生きる力を育む地域づくり	65
1. 【就学前教育の充実】 幼児期の特性に応じた資質・能力の育成.....	66
2. 【親と子の学びの支援】 親も子も安心して学べる環境づくり.....	68

Ⅲ.【社会教育の推進】 心豊かに健やかに学び続ける地域づくり	71
1.【生涯学習の推進】 生涯にわたって学び活躍していく人づくり	72
(1) 学習機会の提供・活動支援	72
(2) 図書館機能の充実	74
(3) 地域と学校の連携強化	78
(4) 地域人材の育成	80
(5) 青少年の健全育成	82
2.【文化芸術の振興】 文化芸術を軸とした魅力ある地域づくり	84
(1) 文化芸術活動への参加促進・人材育成	84
(2) 文化遺産の保存と日本文化の伝承	86
(3) コーディネート機能と広報の強化	88
3.【生涯スポーツの推進】 生涯スポーツによる市民の健康づくり	90
(1) スポーツ活動の啓発	90
(2) スポーツ活動機会の提供・活動支援	92
(3) スポーツ人材・組織の育成	94
Ⅳ.【教育施設の整備】 市民の多様な学びを支える 教育施設の整備	97
(1) 学校施設の整備	98
(2) 生涯学習施設の整備	101
(3) 文化芸術施設の整備	102
(4) スポーツ施設の整備	103
第3部 計画の推進	105
1. 推進体制	106
(1) 教育委員会による推進	106
(2) 市民との協働による推進	109
(3) 市長部局との連携による推進	112
2. 進行管理	114
参考資料	116
牛久市教育振興基本計画策定会議設置訓令	116
牛久市教育委員会委員	117
牛久市教育振興基本計画策定委員	117
策定経緯	118

第1部

総論

I. 計画の概要

1. 計画の背景と位置づけ

(1) 計画策定の背景・趣旨

知識基盤社会である現代社会においては、知識・情報・技術があらゆる領域の活動にとって非常に重要となっています。そして近年のIoT^{※1}、AI^{※2}、ビッグデータ^{※3}等の技術革新により、知識・情報・技術は人々の生活により一層の大きな変化をもたらそうとしています。また、グローバル化の進展に伴い国境を超えた相互依存関係が深まっていることにより、一つの国で起きた出来事が世界中に影響を及ぼすことがあるなど、社会の変化を予測することはますます困難になっています。

わが国では、人口減少、中でも少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、人口構成、経済、教育等の地域間格差の拡大などの問題が顕在化しており、これらは世界のGDPに占める日本の割合の低下、国内における地域社会の活力低下などにつながっています。

本市においても、長年続いてきた人口の増加に陰りが見え始め、少子高齢化が進行しています。また、東部の農村地域や牛久駅周辺等の早い時期に開発された住宅地においては、人口減少や高齢化、空き家の増加などにより、地域コミュニティの維持が懸念されています。また、ひたち野地区では、子育て世代の転入により人口増加が続く一方で、夫婦共働きなどにより地域とのつながりが希薄な世帯や、核家族のために子育てに孤独感を感じている親が増えています。

こうした中、国は、2018年6月、教育基本法第17条に基づく教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第3期教育振興基本計画」を定めました。同計画において、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会」を目指す社会として、そのために個々に必要な力と教育の役割を示し、実現のための施策を掲げています。

本市においても、社会の変化への対応、地域課題の解決などにおいて、生涯学び続けることや、地域の中で「学び合う」ことの重要性が高まっていることから、教育の各分野の施策や組織の連携などによる総合的な推進を図るため、学校教育、就学前教育・家庭教育、社会教育に関する施策を取りまとめた「第1期牛久市教育振興基本計画（以下、「本計画」という。）を策定することとなりました。

本計画を市民および行政で共有し、連携・協働による「学び」を推進していくことで、様々な変化に対応しながら未来を切り開いていく人材、地域との多様なつながりの中で地域の課題を解決していく人材の育成を目指していきます。

教育基本法の概要

2006年12月に全面改正された教育基本法の前文では、次のように宣言しています。

○個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

第1条においては、「教育の目的」を次のように規定しています。

○人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条においては、「教育の目標」を次のように規定しています。

- 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第3条においては、科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増大などに伴って重要となっている「生涯学習の理念」について、新たに規定しました。

○国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第4条においては、「教育の機会均等」を実現すべく、教育における差別の禁止や国及び地方公共団体による奨学の措置に加え、障がいのある方々に対する教育の支援について規定しました。

- すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 国及び地方公共団体は、障がいのある者が、その障がいの状態に応じ、十分な教育が受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

また、これらの教育の目的・理念に基づき、「教育の実施に関して基本となる事項」や「教育行政における国と地方公共団体の役割分担」等について、第5条から第18条において定めています。

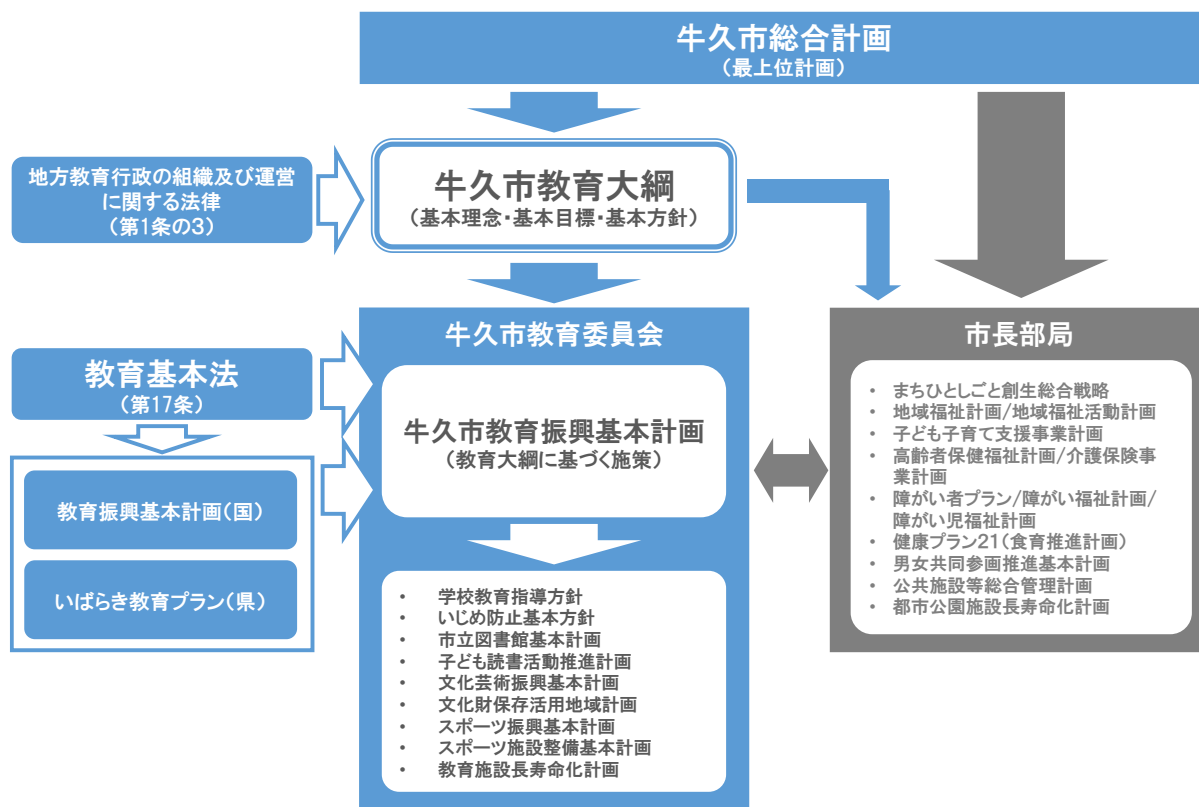
なお、「教育振興基本計画」については、本法の第17条において、次のように規定しています。

- 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条に基づき、国および県の計画を参酌して策定しています。

また本計画は、牛久市総合計画を上位計画として策定した「牛久市教育大綱」に基づき、教育の各分野の施策と事業を体系化したものです。なお、教育委員会の各分野の個別の計画は、本計画と整合するものとし、市長部局の個別の計画と連携していくものとしします。



(3) 計画の対象・期間

本計画は、学校・家庭・地域の「学び」を推進するものであり、全市民を対象とします。

計画期間は、国の基本計画を参酌しながら策定・見直しを行っていくため、国の計画期間である2018年から2022年までと1年違いの2019年から2023年までとします。

また、施策の具体的な実施に関しては、3年間の実施計画を策定します。実施計画は、事業の進捗状況等を把握・評価しながら、毎年度見直しを行います。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
第1期牛久市教育振興基本計画				■	■	■	■	■	■	■
実施計画 (毎年度見直し)				■	■	■	■	■	■	■
第3期教育振興基本計画(国)				■	■	■	■	■	■	■
いばらき教育プラン(県)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

2. 計画の策定

(1) 策定会議による協議

本計画は、牛久市教育委員会教育総務課が事務局となり、教育委員会次長・各課の課長で構成した策定会議における協議を重ね、施策体系、原案、素案を作成しました。

(2) 関係団体意向調査の実施

原案の作成段階において、教育委員・社会教育委員・文化財保護審議委員・教育支援委員会委員に諮り、教育現場の意見を収集しました。170点を超える意見があり、策定会議で協議し反映しました。

組織名	構成員の概要	人数
牛久市教育委員会 (教育委員)	人格が高潔で、教育、学術、文化芸術、スポーツ振興に関し識見を有するもの	4名
牛久市社会教育委員会議	学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者および学識経験者	11名
牛久市文化財保護審議会	学識経験者および関係行政機関の職員	9名
牛久市教育支援委員会	医師、学校教育関係者、児童福祉施設等職員および学識経験者	13名

(3) パブリックコメントの実施

市民の意見を反映させるため、また本計画の考え方を広く周知するため、素案についてパブリックコメントを実施しました。36点の意見があり、策定会議で協議し反映しました。

実施期間	閲覧場所	意見提出方法
2019年1月30日から 2019年2月19日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・市情報公開統合窓口 ・中央生涯学習センター ・三日月橋生涯学習センター ・奥野生涯学習センター ・かっぱの里生涯学習センター ・エスカード牛久駅前出張所 ・中央図書館 ・牛久運動公園体育館 ・市総合福祉センター窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧窓口へ提出 ・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール

【用語解説】

※1. IoT	英語：Internet of Things の略、モノのインターネット。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。
※2. AI	英語：Artificial Intelligence の略、人工知能。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。
※3. ビッグデータ	コンピュータや通信機器などの高性能なデジタル機器が仕事や暮らしに広く利用されることにより、日々刻々と記録されているさまざまなデータの巨大な集まり。

II. 牛久市の教育を取り巻く社会の動向

1. 国の基本計画

国は、2018年6月、2018年度から2022年度を計画期間とする「第3期教育振興基本計画」を閣議決定しました。

同計画は、近未来（2030年）におけるIoT※¹やAI※²、ビッグデータ※³等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展、また人口構造の変化や平均寿命の伸長（人生100年時代）などによる社会や生活の変化を見据えた教育政策の在り方を示すもので、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会」を目指し、そのために個々に必要な力と教育の役割を定め、実現のための施策を掲げています。

具体的には、「予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力」、「生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの分野で成長し、新たな価値を生み出し、輝き続ける力」が必要となっており、これらを身につけるための学校教育、就学前教育・家庭教育、社会教育の施策を実践していくものです。

第3期教育振興基本計画（文部科学省）より抜粋

	世界	日本
現在	知識・情報・技術をめぐる変化の加速 国境を超えた相互依存関係の深まり	人口減少に伴う生産年齢人口の減少 長寿命化も含めた高齢化の進展
	環境・貧困・人権・平和・開発など世界的な課題の顕在化	小中高の児童生徒の減少 女性の出産後の継続就業が依然困難 65歳以上の雇用者の増加
近未来 (2030年)	AI、IoT等の技術革新の一層の進展による社会や生活の大きな変化（超スマート社会の到来）	人口構成、経済、教育等の地域間格差拡大 人生100年時代の到来
	国際的な人材の流動化、獲得競争の激化	子どもの貧困の連鎖、格差の拡大
目指す社会	「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会」 ・多様な人々の一人一人が互いの人格を尊重し支えあう社会 ・自らの役割と責任を果たし活躍できる社会	
必要な力	予測不能な状況の中で問題の核心を把握し、自ら問いを立ててその解決を目指し、多様な人々と協働しながら、様々な資源を組み合わせることで解決に導いていく力 →知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性の涵養といった資質・能力 →溢れる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなす力 生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場や分野で成長し、新たな価値を生み出し、輝き続ける力	
教育の役割	一人一人が生涯にわたって必要な知識・技能を身につけ、他者と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、自らの可能性を最大限に発揮することのできる教育の実現	だれもがいくつになっても学び直し、新しいことにチャレンジできるよう、一人一人の挑戦と飛躍への「チャンス」を最大化する環境の整備
政策の基本的な方針	1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する 2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する 3. 生涯学び、活躍できる環境を整える 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する 5. 教育政策推進のための基盤を整備する	

2. 県の基本計画

茨城県は、2016年4月、2016年度から2020年度を計画期間とする県の教育行政運営の基本方針である「いばらき教育プラン」を策定しました。

同計画は、生涯にわたる学びの基礎として、家庭教育・就学前教育と学校教育を重視していることが特徴として挙げられます。

現状と課題について、人口構造の変化やグローバル化への対応といった国と同様の認識を持ちつつ、「行きすぎた個人主義による子どもたちの社会性や規範意識の低下」、「ライフスタイルや家族構成の変化、人間関係の希薄化などによる家庭や地域の教育力の低下」、「過保護・過干渉による自主性・自立性の欠如」といった「子ども、家庭・地域」に関する問題を指摘し、子どもたちの「他者に共感できる感性、思いやり、コミュニケーション能力」などを培うことを課題としています。

また、基本テーマと基本目標についても「子ども」に焦点を当てており、基本目標においては、「社会全体で子どもたちを守り育てる体制の構築」、「乳幼児期からの家庭教育や就学前教育の充実」などを掲げています。

いばらき教育プラン（茨城県）より抜粋

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化や人口減少、社会経済のグローバル化の急速な進展
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行き過ぎた個人主義による子どもたちの社会性や規範意識などの低下 ・ ライフスタイルや家族構成の変化、人間関係の希薄化などによる家庭や地域の教育力の低下 ・ 過保護、過干渉による子どもたちの自主性・自立性の欠如
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 能力や個性を發揮し、いきいきと活躍できる人材を社会全体で育てる
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたち一人一人が、基礎となる学力、体力を土台として、想定外の事象や未知の事象に対して、持てる力を総動員して主体的に解決していこうとする力、他者に共感できる感性、思いやり、コミュニケーション能力を培う
基本テーマ	<p style="text-align: center;">「一人一人が輝く 教育立県を目指して」 ～子どもたちの自主性・自立性を育もう～</p>
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもたちを守り育てる体制の構築 ・ 特に生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期からの家庭教育や就学前教育の充実などにより、自主性・自立性に富み、優しさや思いやりを持って、強くたくましく生きられる子どもを育て、その上にとって「知・徳・体」のバランスのとれた子どもたちの育成
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成 2. 確かな学力の習得と活用する力の育成 3. 生涯にわたる学習と文化芸術、スポーツ活動の推進 4. 誰もが安心して学べる教育環境づくり
特に力を入れて取り組む視点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもたちの自主性・自立性の育成 2. 茨城で育ちグローバルに活躍できる人材の育成 3. 時代の変化に対応した魅力ある学校づくりの推進 4. 信頼・尊敬される教員の育成 5. 茨城国体、東京オリンピック・パラリンピック関連施策の推進 6. 教育による地方創生の実現

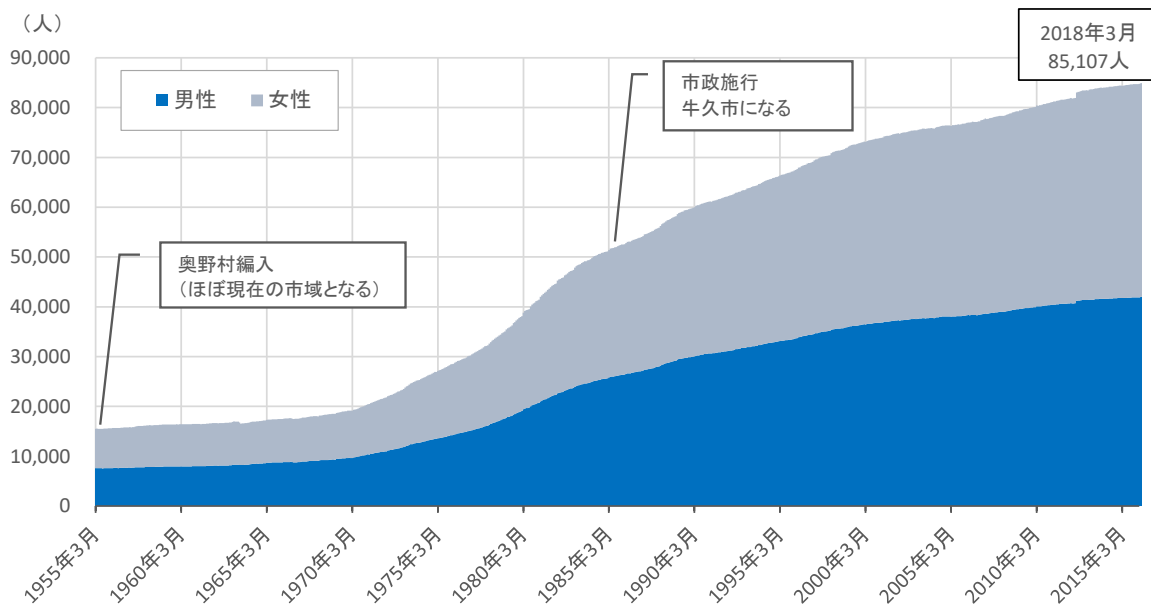
3. 牛久市の動向

(1) 社会動向

①人口

【総人口の推移】

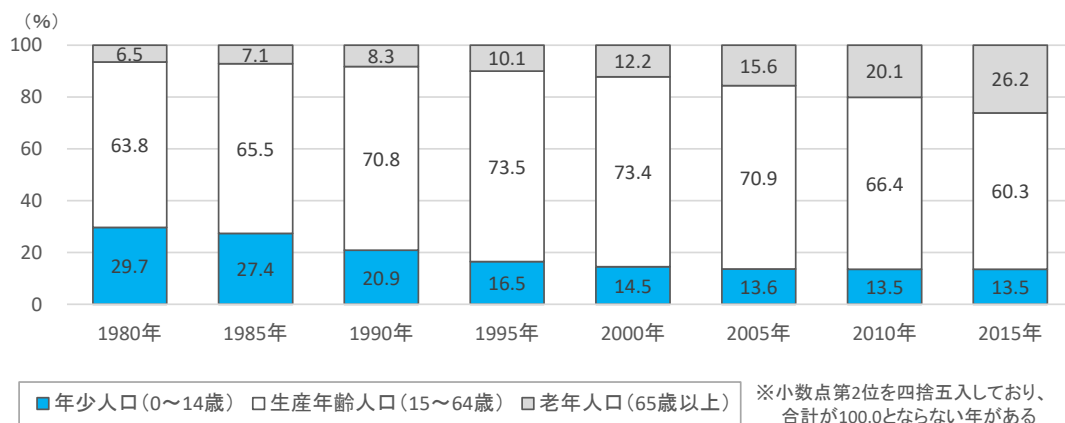
本市は、東京都心から50kmという距離にありながら、豊かな自然と温和な気候に恵まれた暮らしやすいまちです。ほぼ現在の市域となった1955年当時の人口は約1万5千人でしたが、広域交通の利便性の高さなどからベッドタウンとして人口の流入が続き、2018年3月現在の人口は8万5千人を超えています。しかし、わが国全体の人口減少に伴い、増加傾向には陰りが見え始めています。



資料：住民基本台帳

【年齢3区分別人口の推移】

わが国全体で進行している少子高齢化の流れは本市においても同様であり、2015年の年少人口割合は13.5%、老年人口割合は、26.2%となっています。

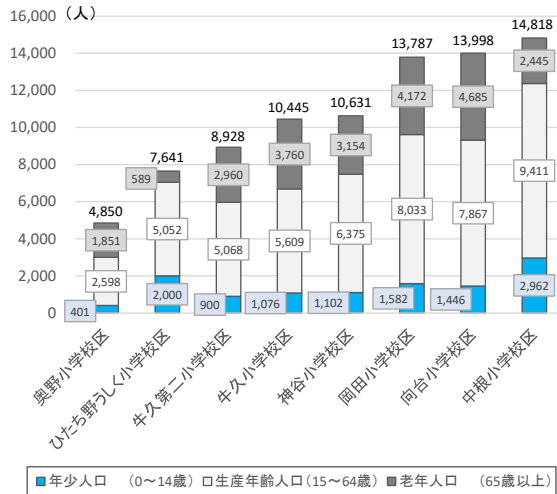


資料：国勢調査（2015年）

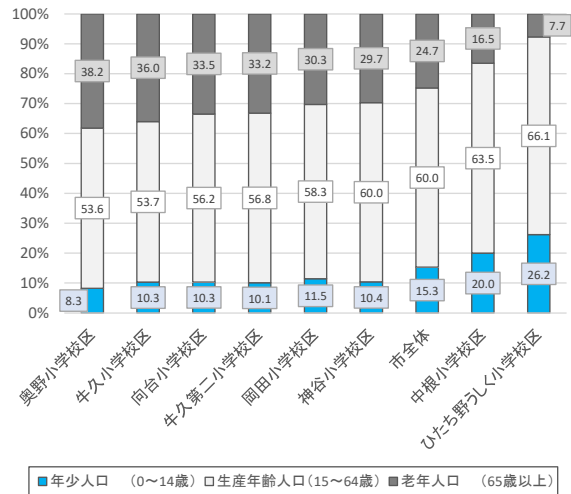
【地域別の年齢3区分別人口】

小学校区別に人口構成をみると、人口規模および年少人口・生産年齢人口・老年人口の数は学校区ごとに大きく異なることが分かります。人口構成の割合をみると、少子高齢化の進展の度合いも学校区ごとに大きく異なっていることが分かります。

小学校区別年齢3区分別人口（人口順）



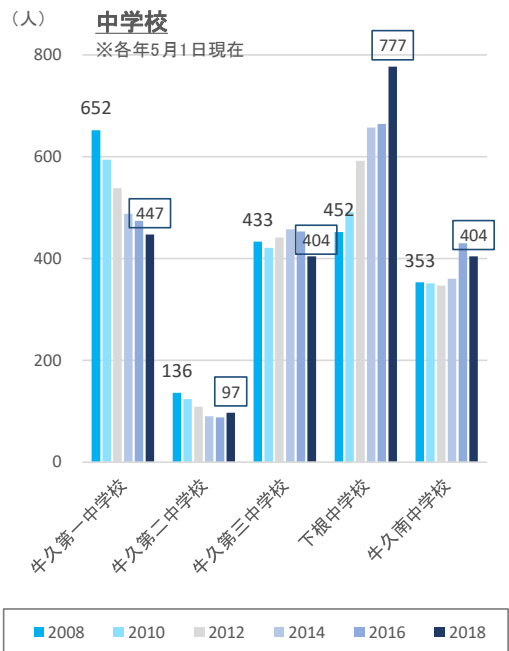
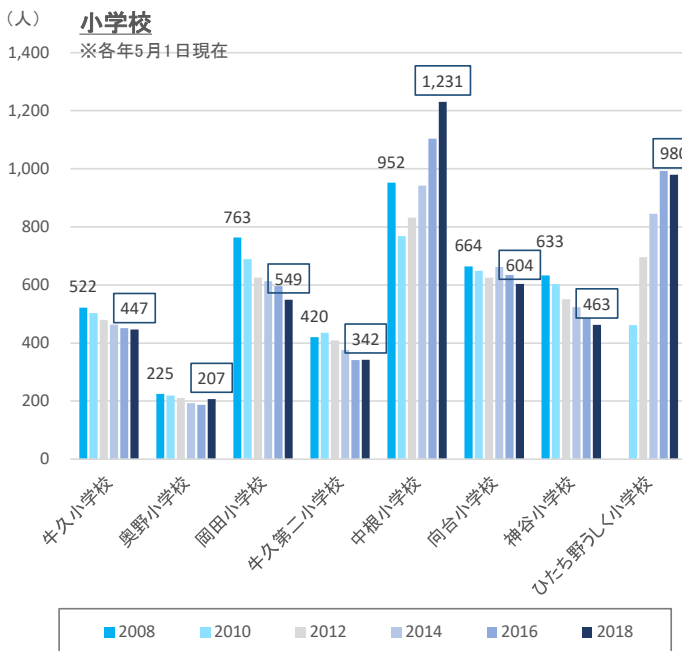
小学校区別年齢3区分別人口割合（老年人口割合順）



資料：住民基本台帳（2018年8月）

【小学校・中学校の児童生徒数】

ひたち野うしく地区が通学区域である中根小学校、ひたち野うしく小学校、下根中学校の児童生徒が増加傾向となっており、それ以外の地域では減少傾向となっていますが、奥野小学校と牛久第二中学校については、市内全域を通学区域とし、おくのキャンパスとして魅力ある学校づくりに取り組んだことにより、2016年に減少が止まり、その後増加に転じました。



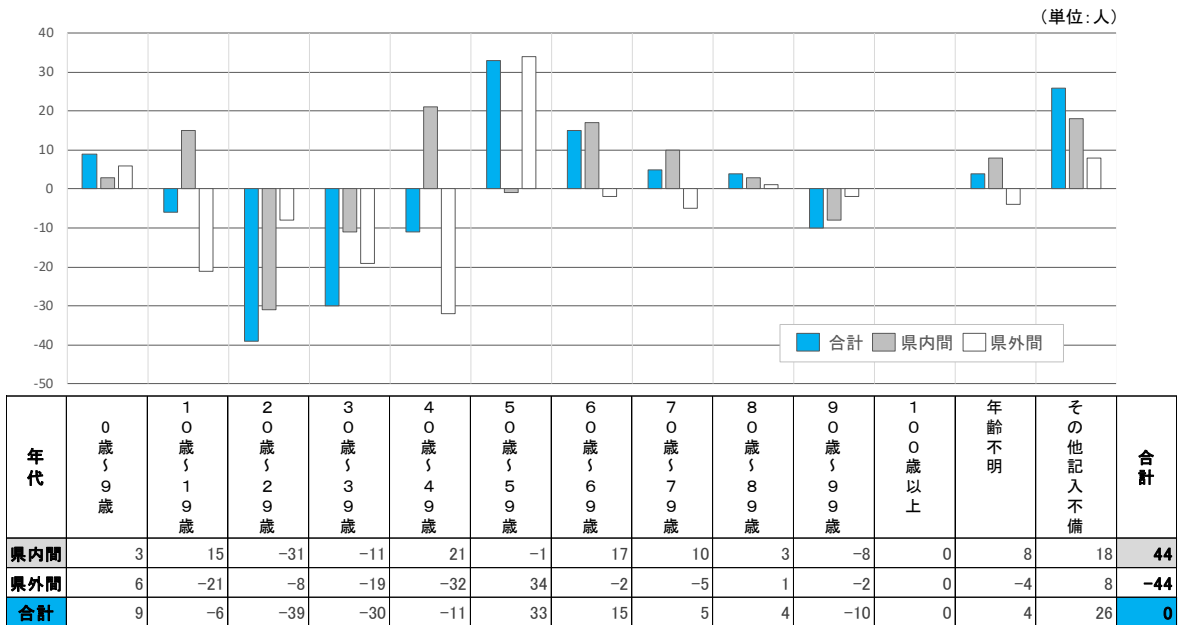
資料：学校基本調査

②人の流れ

【牛久市転入・転出に関するアンケート調査（2016年8月から2017年7月まで）より】

年代別の転入超過、転出超過

20歳代をピークとして、10歳代から40歳代までが転出超過、50歳代から80歳代までが転入超過となっています。



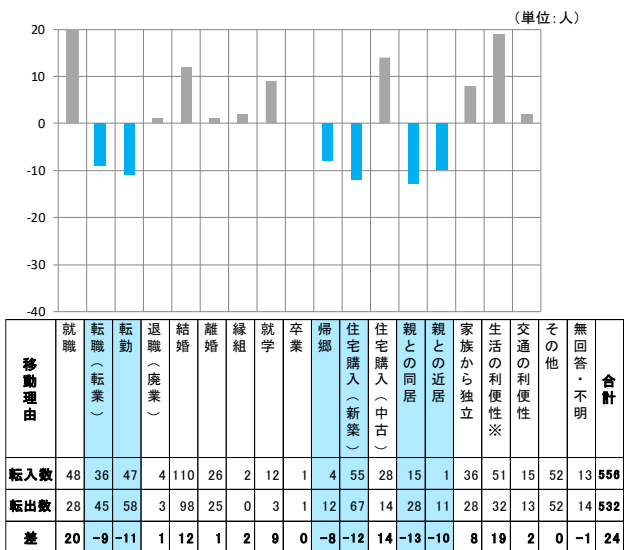
資料：牛久市経営企画部（政策企画課）

移動理由別の転入超過、転出超過

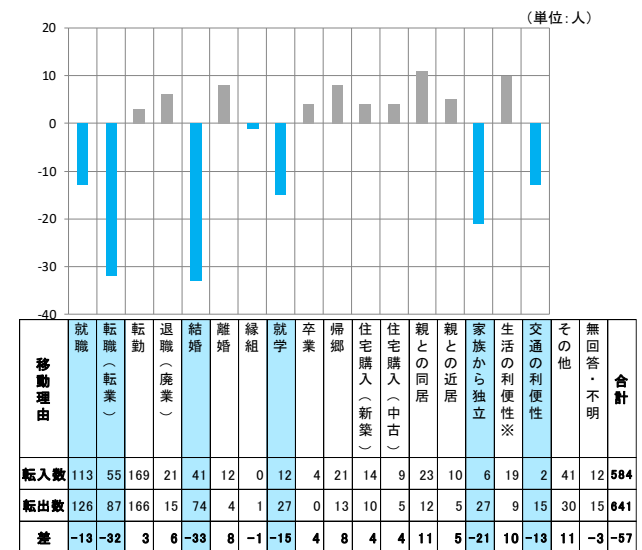
県内間移動は転入超過、県外間移動は転出超過となっています。

県外間移動で転出超過となっている移動理由は、多いほうから「結婚」「転職」「家族からの独立」「就学」「就職」「交通の利便性」の順番となっています。

県内間移動



県外間移動



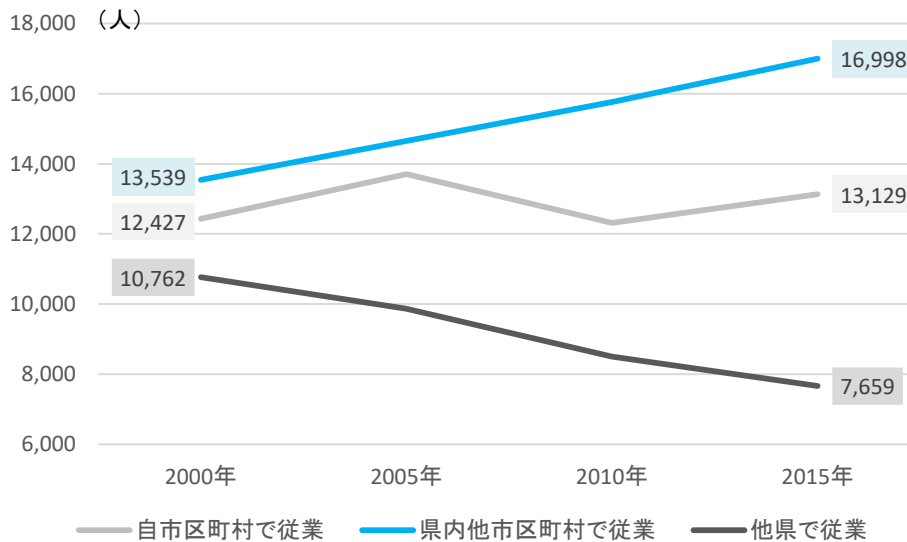
※生活の利便性・・・買い物に便利、教育環境のよい地域への住み替えなど

資料：牛久市経営企画部（政策企画課）

③就業

【市民の従業地の推移】

本市では、自市で従業する市民より県内他市町村で従業する市民のほうが多くなっています。また、県内他市町村で従業する市民が増加する一方で、他県で従業する市民は減少しています。長年東京圏のベッドタウンとして人口の流入が続いた本市が、近年近隣市町村のベッドタウンに変化している傾向がみられます。



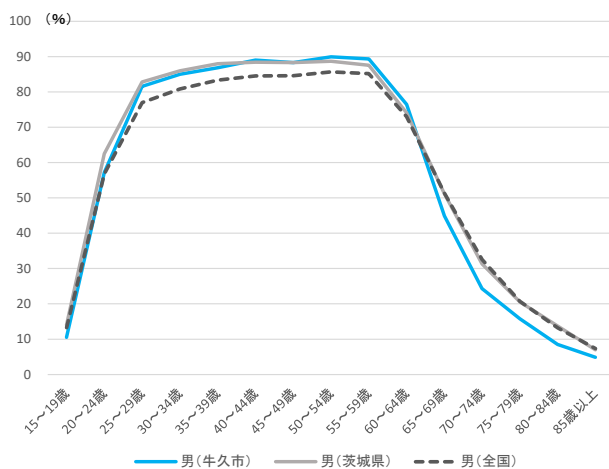
資料：国勢調査（2015年）

【就業率】

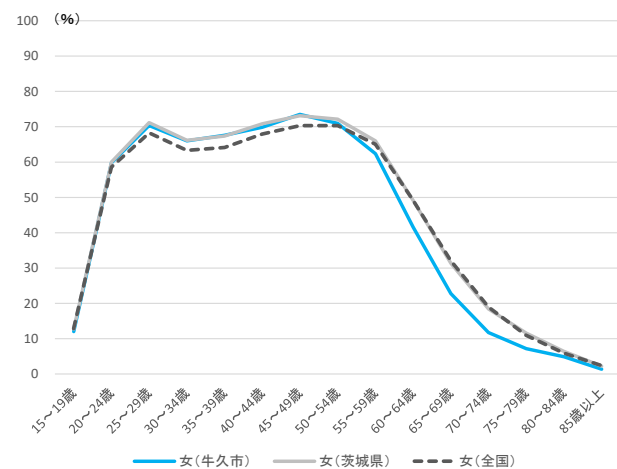
全国、茨城県と同様に、全体として男性よりも女性のほうが就業率が低く、女性においては、子育て期に一度就業率が低下する現象（M字カーブ）がみられます。

本市の特徴として、男性、女性ともに60歳代からの就業率が低い傾向がありますが、これは、東京圏に勤務していたサラリーマンが、退職後再就職していないことなどが要因として考えられます。

男性



女性



資料：国勢調査（2015年）

(2) 教育分野ごとの動向

① 学校教育

【全国学力・学習状況調査】

児童生徒の学力

近年の教科に関する調査（国語・算数（数学））においては、本市の児童生徒の6割以上が、国の平均正答率を上回っています。

全国学力学習状況調査において、国平均以上の児童生徒の割合の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
小・中学校	62.0%	64.0%	63.4%	63.3%	62.9%

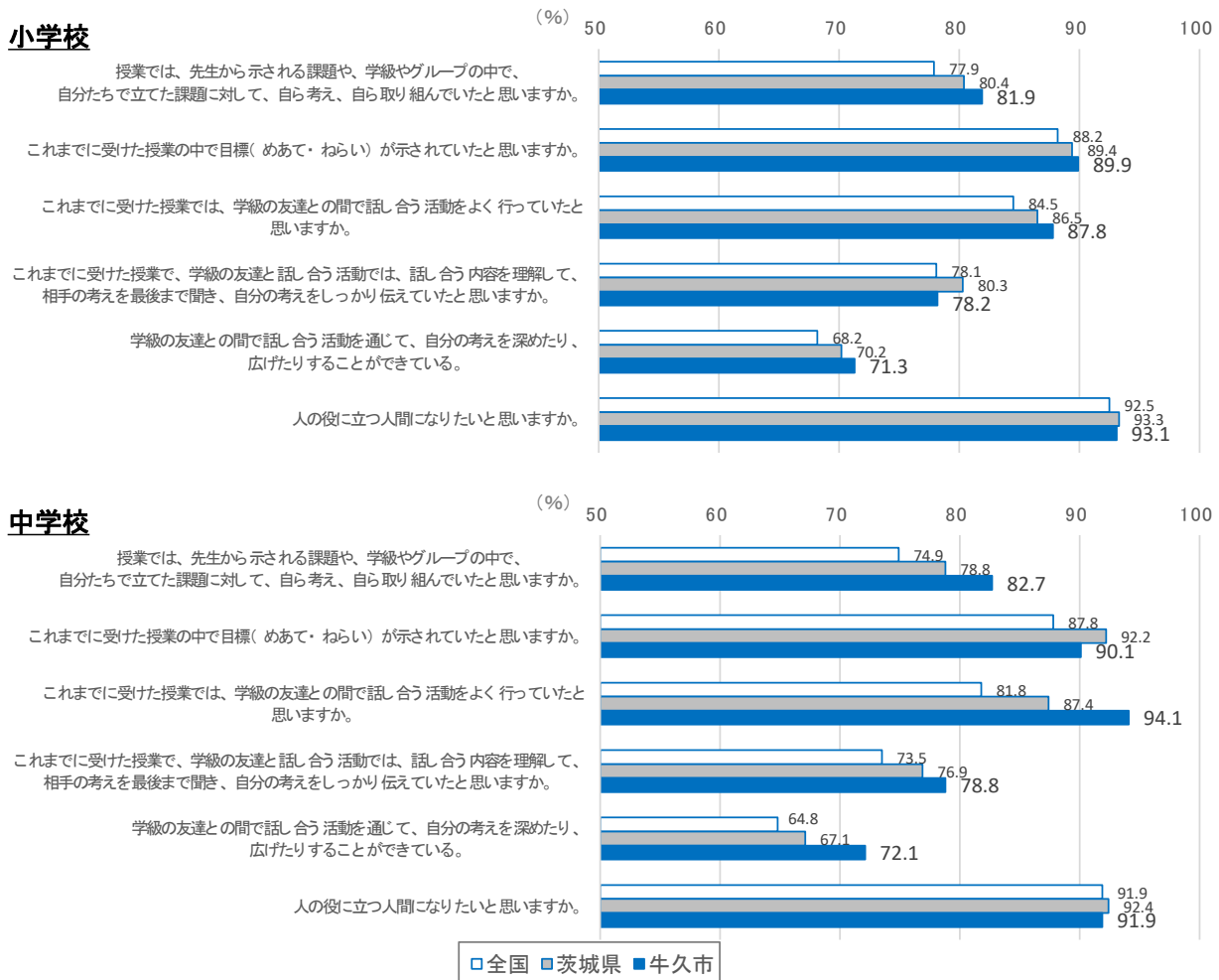
資料：牛久市教育委員会（指導課）

主体的・対話的で深い学び

2017年度の質問紙調査における主体的・対話的で協働的な学びに関して、本市の小中学校はともに全国より良好な結果となっており、茨城県と比較しても、おおむね良好な結果となっています。

本市では、新しい学習指導要領で取り組むこととされた「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を長年にわたって実践してきており、その成果が表れていると考えられます。

2017年全国学力学習状況調査（質問紙調査：主体的・対話的で深い学びに関して）



資料：牛久市教育委員会（指導課）

【新学習指導要領の実施】

文部科学省は、2017年3月、新しい小・中学校学習指導要領を公示しました。小学校では2020年度より、中学校では2021年度より全面実施となります。新学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力を育成するため、「何を学ぶか」に加えて「何ができるようになるか」「どのように学ぶか」の3つの視点で整理し、これらの実現のために「社会に開かれた教育課程」、「カリキュラム・マネジメント※4」を重視することとしています。

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた各教科の目標・内容の見直しに加え、小学校における外国語教育の教科化、小中学校における道徳教育の教科化、プログラミング教育の導入などを定めています。

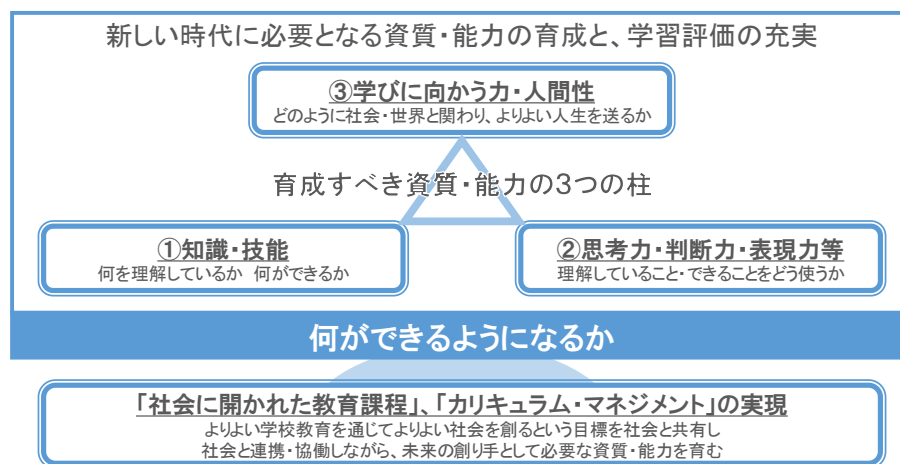
何ができるようになるか

全ての教科において育成すべき資質・能力を、「①知識・技能（何を理解しているか、何ができるか）」「②思考力・判断力・表現力等（理解していること、できることをどう使うか）」「③学びに向かう力、人間性（どのように社会・世界とかわり、どう生きるか）」の3つの柱で整理しています。

どのように学ぶか

学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続けるようにするため、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から学習課程を改善することとしています。

新学習指導要領の方向性（文部科学省資料より）



何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し
小学校の外国語教育の教科化、道徳の教科化、プログラミング教育など

プログラミング教育を通じて育成すべき資質・能力
【知識・技能】
身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気づくこと
【思考力・判断力・表現力等】
発達の段階に即して、「プログラミング的思考」を育成すること
【学びに向かう力・人間性等】
発達の段階に即して、コンピュータの動きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養すること

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点から学習課程の改善
授業改善により質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにする

【主体的な学び】
学ぶことに興味や関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動をまとめ振り返り、次の学習につなげるもの
【対話的な学び】
子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、本などを手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広めたり深めたりするもの
【深い学び】
習得・活用・探求という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題を見いだして解決策を考えたりするもの

【変化に対応する力の育成】**小学校の外国語教育の教科化**

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされるようになり、その能力向上が課題となっています。そこで新学習指導要領では、小学校の外国語教育を教科化するとともに、中学校から高等学校までを通して、習得した知識や経験を生かして、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて適切に表現することができるよう、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り）」、「話すこと（発表）」、「書くこと」の5つの領域ごとの目標を設定しています。また、文部科学省では、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実や、教科書など教材の充実、全国の優良事例の収集・共有、研修による指導・助言等の施策を推進しています。

プログラミング教育の導入

社会の情報化が急速に進展する中で、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質としての情報活用能力を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えることがますます重要になっています。そこで新学習指導要領では、小学校においてプログラミング教育を導入するとともに、中学校・高等学校においても内容を充実していくこととしています。

小学校におけるプログラミング教育のねらいは、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったことではなく、各教科の特質に応じてプログラミングを体験していくことで、論理的思考力を育むとともに、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術に支えられていることに気づき、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してより良い社会を築いていこうとする態度を育み、さらに教科等で学ぶ知識および技能等をより確実に身につけさせることにあります。

【教育と校務のICT^{※5}化】**教育のICT化**

教科指導におけるICTの活用は、子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業を実現するうえで効果的であり、また、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の実現に寄与するものです。そしてこれを進めていくうえでは、教職員のICT活用指導力の向上が必要です。そこで文部科学省では、研修プログラム作成のための調査研究や、教職員支援機構における「学校教育の情報化指導者養成研修」などを通じて、教職員のICT活用指導力の向上を図ることとしています。

本市においては、情報教育指導員や情報教育サポーターを配置し、授業におけるICT活用やプログラミング教育に関する研修や授業支援を行うとともに、タブレットパソコンやデジタル教科書^{※6}などの教育用ICT機器の整備を進めています。

校務のICT化

校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教職員が子どもたちと向き合う時間や教職員同士が指導方法などについて検討し合う時間の増加につながります。また、出欠・成績・保健等の子どもたちに関する情報や、指導計画・指導案、デジタル教材、子どもたちの学習履歴等の様々な情報共有、学校ウェブサイトやメール等による家庭や地域との情報共有などに役立ちます。

文部科学省では、これらの情報を統合して管理・運用する「統合型校務支援システム^{※7}」の導入を推進していますが、本市においても、セキュリティや導入効果等を調査し、導入を検討していきます。

【小中一貫型小学校・中学校、義務教育学校】

小中一貫教育は、小中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指すものとして、運用上で行われてきたものですが、制度改正により2016年4月から大きく分けて2つの形態の学校が設置可能となりました。一人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一貫して行う新たな学校種である「義務教育学校」と、独立した小中学校が同一設置者の下で、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施す「小中一貫型小学校・中学校」です。

本市では、保護者や地域と連携・協働して、子どもたちの学校教育への適応と学力向上を図り、未来を生き抜くために必要な資質・能力を育成することを目的とした小中一貫教育を推進しています。これまで取り組んできた各学校の主体性、独立性を保った小中一貫教育を継続しさらに充実を図るか、小中一貫教育の制度化に伴いできた「小中一貫型小学校・中学校」や「義務教育学校」を導入するかについては、最適な教育環境が提供できるよう、中学校区ごとに地域の特性や学校の状況を踏まえた検討を進めています。

小中一貫教育の形態（文部科学省資料より）

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校*	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年、後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 (管理職を含め全職員が併任)	
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 		
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型		

* 一般に公立の小・中学校の設置者は同一市町村であるため、小中一貫型の制度を導入する場合は、ほとんどの学校が「併設型」に分類される

②就学前教育・家庭教育

【保育園・幼稚園・認定こども園の利用状況】

本市では、7割近くの乳幼児が、保育園・幼稚園・認定こども園を利用しています。

「0・1歳の乳幼児」のおよそ3割が保育園を利用、「2・3歳の幼児」のおよそ7割が保育園または幼稚園、認定こども園を利用、「4・5歳の幼児」のほとんどが保育園または幼稚園、認定こども園を利用しています。

年齢別幼児教育施設等在籍数および割合（牛久市）

2018年5月1日時点

年齢層	年齢別人口(人)	保育園(公立)		保育園(私立)		幼稚園(公立)		幼稚園(私立)		幼保連携型認定こども園		推定未就園児	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0・1歳	1,282	78	6.1%	296	23.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	907	70.7%
2・3歳	1,440	144	10.0%	504	35.0%	0	0.0%	226	15.7%	110	7.6%	456	31.7%
4・5歳	1,543	136	8.8%	499	32.3%	101	6.5%	508	32.9%	246	15.9%	53	3.4%
合計	4,265	358	8.4%	1,299	30.5%	101	2.4%	734	17.2%	357	8.4%	1,416	33.2%

資料：牛久市教育委員会（学校教育課）、牛久市保健福祉部（保育課）

【保護者にとって小学校入学までに身につけて欲しいこと】

茨城県が実施した「就学前教育・家庭教育実態調査」によると、乳幼児を持つ保護者が施設での教育で身につけて欲しいことの上位5位は「友達と協力して仲良く遊ぶこと」「ルール・約束を守ること」「あいさつ・返事」「考えの異なる友達と折り合いをつけること」「他人の話を最後まで聞くこと」ですが、その中で、家庭での教育よりも施設での教育に期待しているものは、「友達と協力して仲良く遊ぶこと」「考えの異なる友達と折り合いをつけること」「他人の話を最後まで聞くこと」となっています。

(単位：%)

身につけて欲しいこと	家庭での教育で	施設での教育で
早寝・早起	73.5	9.2
朝ごはんの習慣	57.3	7.7
清潔	49.7	24.5
衣類の着脱	55.9	25.3
排泄	56.2	26.2
あいさつ・返事	88.0	65.3
自分のことは自分でする力	77.1	51.0
好き嫌いせず食べる	53.5	32.4
情緒の安定	37.8	19.1
他人の話を最後まで聞くこと	59.4	61.2
自分の考えを相手に伝える力	61.3	58.2
ルール・約束を守ること	85.3	83.6
道徳心の芽生え	68.4	58.2
友達と協力して仲良く遊ぶこと	66.0	84.5
考えの異なる友達と折り合いをつけること	33.1	63.3
外遊びをすること	38.7	51.2
何かに夢中になって遊ぶこと	38.4	36.6
集中力・根気	57.4	52.1
身近な物事への興味・関心・感性	48.0	45.8
自分が感じたことを表現する力	47.6	49.2
文字や数への興味・関心	43.7	44.5
読み聞かせ・読書の習慣	34.2	33.2
その他	1.7	2.8

資料：茨城県就学前教育・家庭教育実態調査※調査時期：2016年9月、有効回答数1,128

【保幼小連携】

茨城県では、教育に関する基本計画である「いばらき教育プラン」において、人格形成の基礎を培う乳幼児期からの家庭教育や就学前教育の充実を基本目標に掲げ、就学前教育・家庭教育推進室の設置、「就学前教育・家庭教育推進ビジョンおよびアクションプラン」の策定などにより、就学前教育と家庭教育を重視した取り組みを推進しています。

本市においては、市内全ての保育園や幼稚園との保幼小連携事業を長年実施し、小中一貫教育の推進と合わせて、保・幼・小・中の学びの連続を確保する取り組みや、家庭教育相談の実施等、乳幼児期からの子どもと親の学びを重視した取り組みを進めています。

【センター的機能】

本市では、就学前教育と乳幼児期の家庭教育の質の向上を図る幼児教育のセンター的機能の整備を進めています。公立私立の幼稚園および保育園における優れた実践事例の蓄積と成果の共有を図るとともに、幼稚園教諭と保育士への研修の充実を推進します。そして乳幼児期より、継続的・計画的に子どもや保護者への相談、支援等を進めていくことにより、子どもが中学校を卒業するまで個に応じた質の高い教育が受けられる環境づくりを進めています。

いばらき教育プランと茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョンより抜粋

いばらき教育プラン

基本 テーマ

「一人一人が輝く 教育立県を目指して」
～子どもたちの自主性・自立性を育もう～

基本 目標

- ・ 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもたちを守り育てる体制の構築
- ・ 特に生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期からの家庭教育や就学前教育の充実などにより、自主性・自立性に富み、優しさや思いやりを持って、強くたくましく生きられる子どもを育て、その上にとって「知・徳・体」のバランスのとれた子どもたちの育成

茨城県就学前教育・家庭教育推進ビジョン

幼児期に 育て ほしい 子どもの 姿

1. 健康な心と体で豊かに遊ぶ子ども
2. 自分のことを自分で行おうとする子ども
3. 早寝・早起き・朝ごはんなどの生活習慣を身に付け、あいさつのできる子ども
4. 自然とふれあい、命を大切にする子ども
5. 自分や家族を大切にしながら他者を思いやるとともに、約束やルールを守ろうとする子ども
6. 生活や遊びを通じた物事（物の性質や数量、図形、文字、標識等）への関心・感覚を持つ子ども
7. 豊かな感性とそれを表現できる言葉を持ち、自分の考えや思いを様々な方法で伝えようとする子ども

施策の 方向性

- 【施策1】社会全体での就学前教育・家庭教育の推進
 - ・ 就学前教育と家庭教育推進の基盤構築
 - ・ 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校と家庭や地域、関係機関等の連携
- 【施策2】幼児教育と小学校教育の円滑な接続
 - ・ 子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育施設と小学校の相互理解の促進
 - ・ 教職員の専門性を高める研修の充実
 - ・ 幼児教育施設と小学校の交流・連携・接続の強化
- 【施策3】家庭の教育力の向上
 - ・ 社会全体での支援による保護者や祖父母が担う家庭の教育力向上
- 【施策4】個別的な配慮が必要な子どもへの支援
 - ・ 多様な家庭環境にある子どもや個別の配慮が必要な子どもへの支援

③社会教育

ア. 生涯学習

【生涯学習活動の状況】

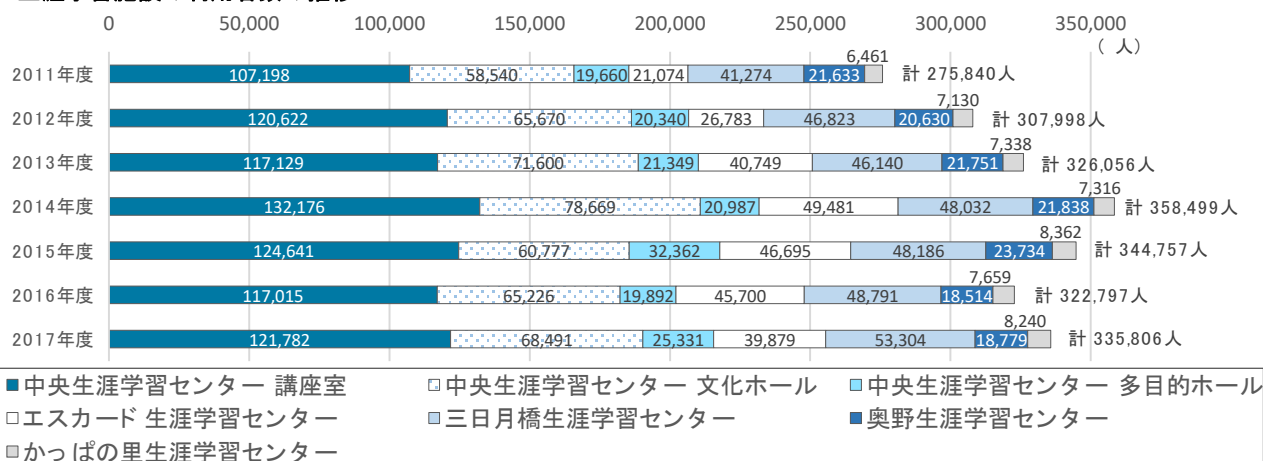
本市には、中央生涯学習センターをはじめ、各地域に4つの施設が設置されており、合計5館の生涯学習センターがあります。生涯学習センターは地域に開かれた、市民が生涯にわたり学習できる環境を整備し、適正かつ円滑に施設利用ができるように管理運営しています。

近年、生涯学習に取り組む市民の意識が高くなり、また、市民自ら活動し学ぶ場としての活動拠点として生涯学習センターの利用が増加しています。

市民ニーズに合わせた市主催の教養・趣味・スポーツなどの講座の開催や市民の文化活動の成果・発表と鑑賞の場として市民文化祭を開催しており、各種団体の活動場所として年間利用者数は延30万人を超えています。

また、施設の利用のみならず、他の生涯学習活動においては、子育て世代に向けた家庭教育学級に関する学習支援や成人式の開催、子ども会活動、PTA活動など社会教育団体への支援、青少年の健全育成活動や地域課題を解決するための人材育成、ネットワーク形成が促進されることで市民主体の地域づくりにつながるよう、様々な取り組みを行っています。

生涯学習施設の利用者数の推移



【図書館機能】

図書館には、「地域の知の拠点として多様な利用者の学習活動を支え、地域が抱える様々な課題解決の支援や地域の実情に応じた情報サービスの提供など、幅広い視点から社会貢献や地域発展のために寄与することが期待されています。

本市の図書館は、乳幼児期からの読書活動や市民（NPO等）との連携による学習機会の提供、レファレンスサービス^{※8}の強化などを推進しています。

図書館サービスの利用状況（一部）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
0から6歳の児童書の貸出冊数（冊）	46,689	48,415	49,943	54,310	43,860	51,098
他団体との共催事業参加者数（人）	2,754	3,204	3,420	4,051	4,499	4,292
レファレンス件数（件）	141	119	498	492	592	990

資料：牛久市教育委員会（中央図書館）

【学び直し（リカレント教育※9）】

少子高齢化などによる地域課題の顕在化、グローバル化の進展、テレワーク※10などの働き方の多様化などにより、生涯を通して地域と時代の変化に対応していくためのスキルを獲得するための「学び直し（リカレント教育）」の重要性が高まっています。

国の第3期教育振興基本計画の生涯学習分野においても、「人生100年時代を見据えた生涯学習」「社会の持続的発展のための学び」「社会人の学び直し」「障がい者の生涯学習」を推進していくことを目標に掲げています。

第3期教育振興基本計画（文部科学省）より、生涯学習部分の抜粋

第3期教育振興基本計画

目指す社会

「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会」

- ・ 多様な人々の一人一人が互いの人格を尊重し支えあう社会
- ・ 自らの役割と責任を果たし活躍できる社会

政策の基本的な方針

基本的な方針3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標

- （10）人生100年時代を見据えた生涯学習の推進
 - ・ 現代的社会的課題に対応した学習等の推進
 - ・ 女性活躍推進のためのリカレント教育の強化
 - ・ 高齢者等の生涯学習の推進
- （11）人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進
 - ・ 新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討
 - ・ 社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成
 - ・ 施設の複合化、多様な資金調達等も活用した持続的な社会教育施設の運営
- （12）職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身につけさせるための社会人の学び直しの推進
 - ・ 社会人が働きながら学べる学習環境の整備
 - ・ 経済的な支援の実施
- （13）障がい者の生涯学習の推進
 - ・ 地域学校協働活動の推進
 - ・ 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

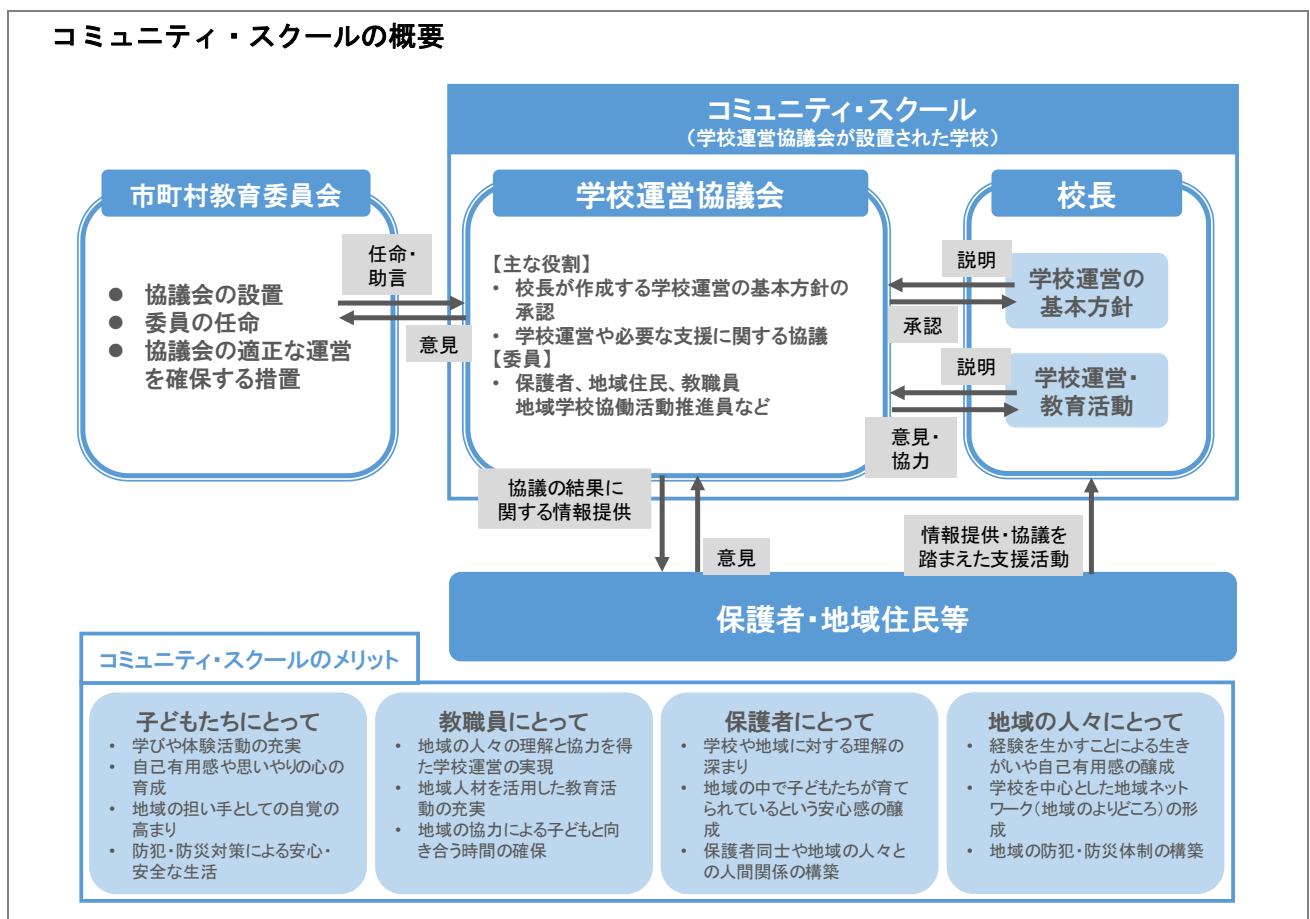
【地域と学校との連携・協働】

コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、2004年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって導入が可能になった仕組みで、「地域とともにある学校づくり」を目指すものです。

コミュニティ・スクールには、保護者や地域住民等を委員とした学校運営協議会が設置されます。学校運営協議会では、校長が作成する学校運営の基本方針について承認を行うとともに、学校運営や必要な支援についての協議を行います。この制度を導入することにより、地域の声を学校運営に生かし、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができます。

本市においては、まず奥野小学校と牛久第二中学校において先行導入の検討が進められ、2017年3月にこの2校がコミュニティ・スクールとなりました。その後の2018年度中に、全ての小中学校への設置が決定されています。



地域学校協働活動

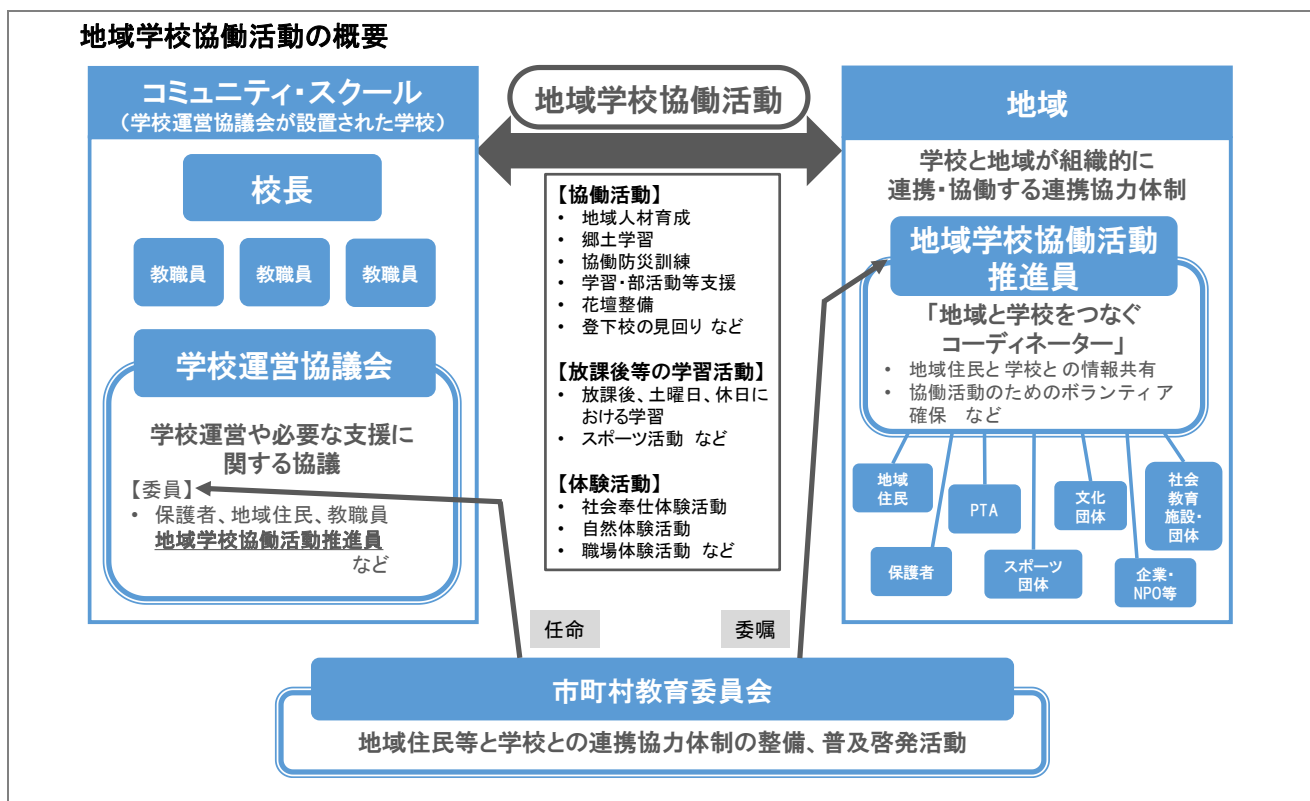
地域学校協働活動は、2017年3月の社会教育法の改正により規定の整備が行われたもので、「学校を核とした地域」づくりを目指すものです。

地域学校協働活動は、「協働活動」「放課後等の学習活動」「体験活動」を、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うものです。この活動の推進にあたっては、教育委員会が「地域学校協働活動推進員」を委嘱し、推進員は、地域と学校をつなぐコーディネーターとして、地域住民等と学校との情

報共有や地域住民等への助言などを行います。本市では、2018年12月現在、29名に推進員を委嘱しています。

地域学校協働活動の推進によって、地域が学校や子どもたちを応援・支援するという一方向の関係だけではなく、子どもたちの成長を軸として、意見を出し合い学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築や地域の活性化を実現していくことが期待されています。

これまで本市が取り組んできた「うしく放課後カップ塾」「うしく土曜カップ塾」は、この活動の一環として継続・拡充されていくこととなります。



【青少年育成】

体験活動は、幼少期から青年期まで、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要な能力を養う効果があると考えられています。

本市では、青少年育成牛久市民会議の支援などにより、地域社会とのつながりによる青少年の健全育成に取り組んでいます。

青少年育成牛久市民会議主催のイベント参加人数

(単位：人)

	2015年度	2016年度	2017年度
ふれあいキャンプ	50	46	36
親子ふれあい教室	170	177	206
親子ふれあい映画鑑賞会	1,100	1,690	1,492
合計	1,320	1,913	1,734

資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

イ. 文化芸術

【文化芸術活動の推進】

本市では、2016年5月に文化芸術の振興に関する基本的な方針と文化芸術施策を包括した「牛久市文化芸術振興基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に文化施策を推進しています。

その中でも市民の文化芸術活動への参加促進は生きる喜びや楽しさが溢れる文化芸術によるまちづくりの推進のために必須となります。

現在市内では、アマチュアからプロまで様々な分野の文化芸術団体による活動が活発に行われ、文化公演・コンサート・展覧会・文化祭など一年を通して多種多様な文化芸術イベントが開催されています。本市では、これらの活動へ金銭的な補助だけでなく運営補助など側面的な支援を行い、より活発な文化芸術活動の推進を図っています。

【青少年を対象とした文化芸術事業の実施】

多感な青少年にとって優れた文化芸術に触れることは自由な発想や個性を尊重することにつながるものです。また本市にとっても、未来へつながる持続可能な文化芸術のまちを目指すうえで、次世代を担う青少年の育成は重要です。

そこで本市では、青少年に向けた文化芸術事業として、優れた文化芸術に触れる機会を提供する鑑賞会や、学校にプロのアーティストを派遣するワークショップ、郷土の歴史についての授業を実施するなど、子どもが様々な分野の文化芸術に親しむ機会づくりに取り組んでいます。

【文化財の保護】

本市では、国の「文化財保護法」、県の「茨城県文化財保護条例」などの上位法および「牛久市文化財保護条例」に基づき、文化財を調査したうえで必要と認められる場合は指定文化財として指定・登録し、開発に伴う場合は埋蔵文化財確認調査を実施するなど文化財の保護・保存に努めています。

また現在、中央生涯学習センターをはじめとして、2016年に開設した「かっぱの里ギャラリー」や小川芋銭記念館「雲魚亭」など、市の公共施設における文化財の公開活用にも取り組んでいます。

【文化芸術（文化財）により生み出される多様な価値の活用】

国は、2018年3月に「文化芸術推進基本計画（第1期）」を閣議決定しました。

同計画においては、文化芸術の「本質的な価値」を「人間が人間らしく生きるための糧となるもの」「自己認識の基点となるもの」などとしたうえで、文化芸術は、「共生社会の基盤を形成するもの」「質の高い経済活動を実現するもの」など、「社会的・経済的な価値」を有するものとししました。そして、文化芸術（文化財含む）により生み出される多様な価値を教育や地域コミュニティの形成、観光等へ活用する政策を掲げています。

本市においても、国指定重要文化財を有する「牛久シャトー」を活用したイベントの実施等、文化芸術を地域の産業交流や広域観光などの地域活性化に活かす試みを進めています。

文化芸術推進基本計画（文部科学省（文化庁））より抜粋

文化芸術の価値

本質的な価値

- ・ 豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育み、人間が人間らしく生きるための糧となる
- ・ 国際化が進展する中で、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てる

社会的・経済的な価値

- ・ 他者と共感し合う心を通じて人間相互の理解を促し、個々人が共生する地域社会の基盤を形成する
- ・ 新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現する
- ・ 人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献する
- ・ 文化の多様性を維持し、世界平和の礎となる

文化芸術の多様な価値を活かして、未来をつくる

政策の目指すべき姿

目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

- ・ 文化芸術の創造・発展・継承が確実に進められ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている

目標2 創造的で活力ある社会

- ・ 文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている

目標3 心豊かで多様な社会

- ・ あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている

目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

- ・ 地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている

政策の方向性（一部抜粋）

- ・ 文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実
- ・ 文化芸術団体と劇場、音楽堂等の活動の充実
- ・ 子どもから高齢者まで、障がい者や在留外国人などが生涯を通じて文化芸術活動に触れられ、表現活動を行うことが出来る環境整備
- ・ 地域の歴史や風土に根付いた文化的特色を活かした活動の推進
- ・ ITやデジタル技術等の活用やメディア芸術との連携
- ・ 文化財を活用した教育活動の推進、暮らしの文化や実演芸術に触れる機会の提供
- ・ 文化財の積極的な保存・活用による歴史・文化を活かしたまちづくりの推進、広域周遊観光の促進、新たな観光コンテンツの充実
- ・ 優れた文化芸術の保存、継承、創造、交流、発進の拠点である美術館・博物館の充実
- ・ 地方の文化行政を担う人材の育成や体制の充実
- ・ 総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域連携・協働を推進するプラットフォームの形成

ウ. スポーツ

【スポーツ施設と利用状況】

本市には、広大な敷地に、公式試合が実施できる野球場をはじめ、トレーニング室を備えた体育館やプールなど、多様なスポーツニーズに対応できる牛久運動公園をはじめ、野球やサッカー、地域の祭りなどに利用できる4つの運動広場があります。なお、牛久運動公園では2019年3月に武道館が新設され、利用可能な種目がさらに拡大したほか、防災拠点としての機能も強化されました。

また、市内小中学校の体育施設も学校教育に支障の無い範囲で開放されていることから、様々なスポーツ団体やスポーツ教室に利用されています。ひたち野うしく小学校のプールは温水であり、通年で市民に開放されているほか、市の委託による水泳教室が運営されています。

これらの施設の近年の年間利用者数は40万人以上で推移しています。

体育施設延利用者数の推移

(単位：人)

	運動公園	栄町運動広場	奥野運動広場	牛久運動広場	女化運動広場	運動公園 体育館	運動公園 プール	市内小中学校 体育館・ 武道館	合計
2010年度	63,573	31,511	8,948	21,278	10,839	128,684	29,379	89,816	384,028
2011年度	79,382	35,477	8,508	14,428	15,065	117,852	5,999	91,560	368,271
2012年度	64,577	39,881	10,284	24,882	19,040	133,485	22,166	99,555	413,870
2013年度	67,538	41,002	9,673	23,313	18,992	125,370	20,221	107,385	413,494
2014年度	77,678	43,310	11,119	21,897	19,354	138,686	17,010	110,290	439,344
2015年度	66,751	48,133	13,003	22,502	18,133	157,082	18,038	113,401	457,043
2016年度	89,825	42,888	9,103	17,794	18,085	154,387	13,914	112,542	458,538
2017年度	84,845	42,436	8,850	16,318	16,871	150,593	14,542	112,654	447,109

資料：牛久市教育委員会（スポーツ推進課）

【地域スポーツの振興】

本市には、「岡田・牛久・奥野」の3地区において総合型地域スポーツクラブ※¹¹が組織されており、地域が主体となって、多くの市民が気軽に参加できるスポーツイベントなどを開催しています。

また、牛久シティマラソンの開催や、体育協会やスポーツ少年団、学校体育連盟主催の大会開催支援など、競技スポーツの活性化に取り組んでおり、近年、スポーツ少年団の団員数が増加しています。

さらに、中学校部活動の技術指導を支援するため、専門知識を有するスポーツ少年団指導者を派遣する仕組みづくりを進めていきます。

スポーツイベント参加者数の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
3地区スポーツ交流会事業参加者数（人）	12,729	13,727	13,558	12,550	12,713
牛久シティマラソン参加者数（人）	3,558	3,808	3,968	3,537	3,966
スポーツチャンピオンフェスティバル参加者数（人）	8,014	8,832	9,878	9,179	9,431

スポーツ組織数、加入者数の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
体育協会加盟団体数（団体）	36	37	38	37	36
体育協会所属会員数（人）	2,628	2,603	2,728	2,593	2,661
スポーツ少年団団体数（団体）	29	30	30	31	31
スポーツ少年団団員数（人）	799	790	812	905	945
スポーツ少年団指導者数（人）	323	302	314	307	314

資料：牛久市教育委員会（スポーツ推進課）

【茨城国体・東京オリンピック・パラリンピック】

2017年3月、文部科学省は「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。

同計画においては、「する」「みる」「ささえる」スポーツ人口拡大といった、これまでの方向性に加えて、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを好機と捉えて、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、「一億総スポーツ社会」を実現するとしています。

本市では、東京オリンピック・パラリンピックに加えて、2019年に茨城国体が開催されることもあり、身近なところでトップスポーツ、トップアスリートに触れる機会の急増が見込まれることから、今後数年間を、本市のスポーツ人口拡大に重要な時期と捉えて施策を推進していく必要があります。

第2期スポーツ基本計画（文部科学省（スポーツ庁））より抜粋

第2期スポーツ基本計画	
基本方針	「スポーツが変える。未来をつくる。Enjoy Sports, Enjoy Life」
	1. スポーツで「人生」が変わる！ <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる ・ スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる ・ スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる
	2. スポーツで「社会」を変える！ <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツの価値を共有し、人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる ・ スポーツは、共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる
	3. スポーツで「世界」とつながる！ <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツは、「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる
	4. スポーツで「未来」を創る！ <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックを好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピック・ムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進する ・ 本計画期間においては、スポーツ人口を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働も進め、「一億総スポーツ社会」を実現する
施策（一部抜粋）	スポーツ参画人口の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・ 若齢期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ・ 学校体育をはじめ子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上 ・ ビジネスパーソン、女性、障がい者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保 ・ 総合型地域スポーツクラブの質的充実 ・ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保 スポーツを通じた共生社会等の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者スポーツの振興等 ・ スポーツを通じた健康増進 ・ スポーツを通じた女性の活躍促進

4. 現状と課題

国や県、本市の動向から、本市の教育に関する現状と課題を以下のようにまとめました。

【時代の変化に対応できる人材の育成】

- ◆ グローバル化の進展に伴い、人材が国際的に流動化しています。本市では、多くの若者が進学や就職、結婚などをきっかけとして東京圏に転出していますが、その先で、国際社会が活動の場となる若者も増えていくと考えられます。また、IoT^{※1}、AI^{※2}、ビッグデータ^{※3}等の技術革新等によって仕事や働き方が大きく変わり、市内にいながらも世界をターゲットにした事業を展開する市民も増えていくと考えられます。
- ◆ そうした中、本市の子どもたちが、将来にわたって明るく強く生き抜いていくためには、新しい時代に必要な資質・能力を身につけ、自ら未来を切り開いていくことが必要です。

【郷土愛の醸成、豊かな心の育成】

- ◆ 本市で学び育った子どもたちには、本市を郷土として誇りや愛着を持ち、市外へ出ていっても、いつかは本市へ帰ってきて、外で学んできたことや作り上げてきた人脈などを、地域のために生かして欲しいといった願いがあります。
- ◆ そのような人に育っていくためには、家庭や地域、学校とのつながりの中で、多くの人々と関わり合いながら多様な体験を重ねていく中で、豊かな心を育てていくことが必要です。

【女性や高齢者の社会参加促進】

- ◆ 少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少する中、経済活動や地域活動において、ますます女性や高齢者の活躍が重要になっています。女性においては多様化する働き方に対応するための学びなどが、高齢者においては多様な技術や経験を地域で活用していくための学びなどが必要です。
- ◆ また、社会の変化のスピードが速まる中で、人生100年時代の到来が予想されており、長い人生を生きるためには、生涯を通して時代に合った知識やスキルなどを学び続けていくことが必要です。

【地域課題を解決する人材の育成】

- ◆ 世界では、環境・貧困・人権・平和・開発など地球規模の課題が顕在化しています。本市では、地域によって人口や年齢構成が異なることなどから、教育・福祉・コミュニティなどにおいて、地域ごとに異なる課題を有しています。
- ◆ 持続可能な社会を形成していくためには、世界の課題や地域の課題を自分の問題として捉え、身近なところから取り組むこと、また、他者とのつながりや社会とのかかわりを意識し、多様な人材や資源を活用しながら課題に取り組んでいくことが必要です。

【地域の中で学び合うことのできる環境づくり】

- ◆ 本市では、以前は東京のベッドタウンとして、近年は近隣市町村のベッドタウンとして発展してきたことにより、様々な地域から転入してきた多様な知識や経験、文化を持った市民が暮らしています。そのため、本市の市民は、それぞれが持つ知識や経験、文化を持ち寄ることで、より質の高い学びや新しい文化を生み出す力を持っています。
- ◆ 本市の市民が、現在および未来において、世界や地域で活躍していくためには、子どもから高齢者まで、誰もが地域の中で学び合い、高め合うことができる、「学びの共同体」づくりが必要です。

【用語解説】

※1. I o T	英語：Internet of Things の略、モノのインターネット。様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。
※2. A I	英語：Artificial Intelligence の略、人工知能。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。
※3. ビッグデータ	コンピュータや通信機器などの高機能なデジタル機器が仕事や暮らしに広く利用されることにより、日々刻々と記録されているさまざまなデータの巨大な集まり。
※4. カリキュラム・マネジメント	学習指導要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実状等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施・評価し改善していくこと
※5. I C T	英語：Information and Communication Technology の略、情報通信技術。P C だけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。I T（英語：Information Technology の略）、情報技術とほぼ同義。
※6. デジタル教科書	「デジタル教科書」は、2017年3月1日現在で学校で使用している教科書に準拠し、教員が電子黒板等を用いて児童生徒への指導用に活用するデジタルコンテンツをいう。
※7. 統合型校務支援システム	「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムをいう。
※8. レファレンスサービス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいは情報を得るために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。
※9. リカレント教育	社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り、学習し、また社会へ出ていくということを生涯続けることができる教育システムを指す。リカレント（recurrent）には、繰り返しや循環といった意味があり、回帰教育、循環教育と訳されることもある。
※10. テレワーク	I C T を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の3つに分けられる。
※11. 総合型地域スポーツクラブ	日本における生涯スポーツ社会の実現に向けて、1995年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着のスポーツクラブをいう。

Ⅲ. 計画の基本理念・基本目標

1. 基本理念・基本目標・目指す人材像

(1) 基本理念

未来を拓き 地域を担う 人づくり

～市民だれもが学び合う「学びの共同体」づくり～

本市の教育は、変化の激しい社会において未来を切り開いていくことのできる人材、地域を想い、地域の現在および将来を担う人材づくりを目指します。また、その実現のために、市民だれもが学び合うことのできる「学びの共同体」づくりを進めます。

(2) 基本目標

Ⅱ.
親と子の
生きる力を育む
地域づくり
(就学前教育・家庭教育の推進)

Ⅰ.
一人残らず
質の高い学びを保障する
学校づくり
(学校教育の推進)

Ⅲ.
心豊かに健やかに
学び続ける
地域づくり
(社会教育の推進)

Ⅳ.
市民の多様な学びを支える教育施設の整備
(教育施設の整備)

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を設定します。

「学校教育」「就学前教育・家庭教育」「社会教育」の3つの分野で市民の生涯にわたる学びを推進するとともに、教育施設の整備により、市民の学びを支えていきます。

(3) 目指す人材像

本市の教育により目指す人材は、新しい時代に必要な知識を身につけ市内外さらには国内外を問わずに活躍する人材、また、豊かな心、他者とのつながりをもって、世界や地域のために活躍する人材です。

- ◆地球規模の課題を解決するなど、国際的に活躍できる
- ◆市内外の資源を活用し、郷土の課題解決に貢献できる
- ◆先端技術や情報を駆使して、新しい時代を開拓できる
- ◆多様な人材と協働しながら、地域活性化に貢献できる

2. 基本理念の実現に向けて

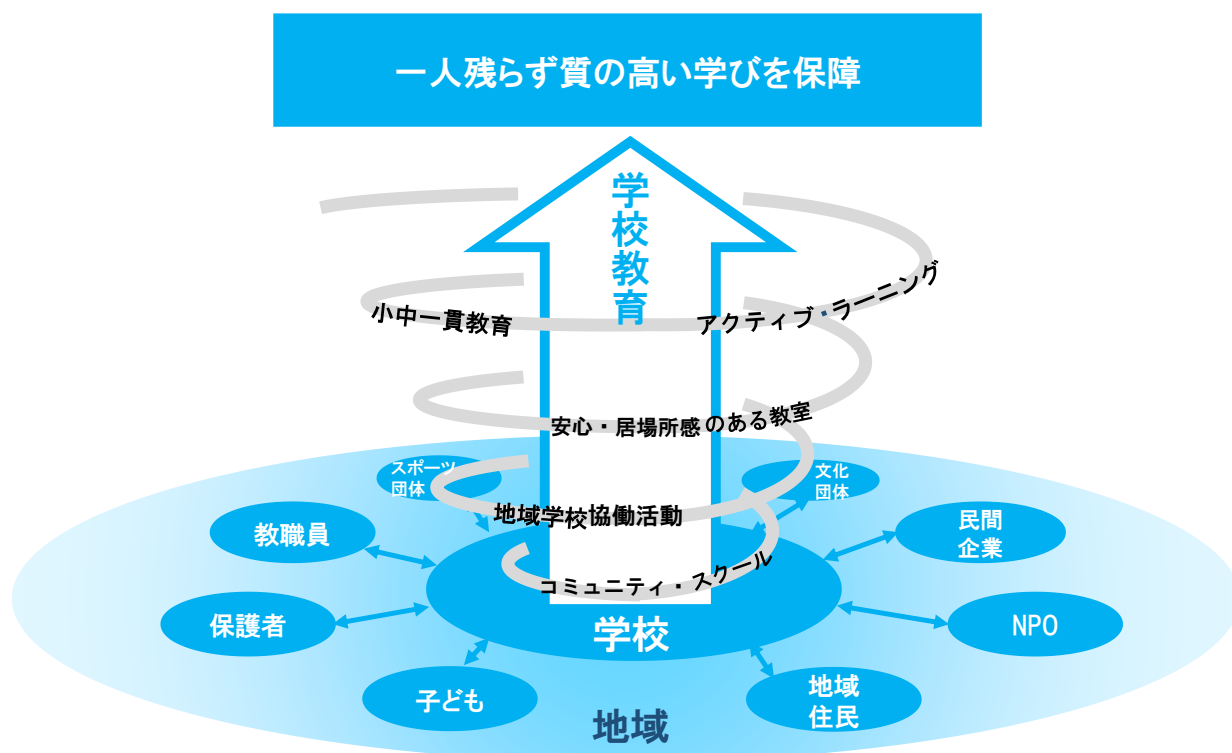
(1) 一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり

本市の学校教育現場では、長年にわたって「協同的な学び」に力を注いできました。これにより、子どもたちの学びに向かう力や子どもたちがこれからの時代を生き抜く力を育み学力の向上を図るとともに、安心して居場所感のある教室で、自己有用感や自己肯定感など豊かな心を育てています。今後はこれらを小中学校において連続性や系統性を持たせることで、子どもたちがより「主体的・対話的で深い学び」に向かえるよう取り組んでいきます。

また本市は、県内では早い段階から「コミュニティ・スクール」の形成に取り組んできました。地域の少子化による小規模化の進んだ奥野地区の奥野小学校と牛久第二中学校をモデルケースとして、「地域とともにある学校づくり」に取り組み、地域との連携・協働の仕組みが定着しつつあります。

本市がそうした取り組みを先行して進めている中、国は、社会教育法を改正し、「地域学校協働活動」による「学校を核とした地域づくり」を推進することとしました。地域学校協働活動は、奥野地区のモデルケースを推進する中で、導入・実践のノウハウは蓄積されてきており、今後はさらに実践を重ねながら、市内全域に展開していきます。

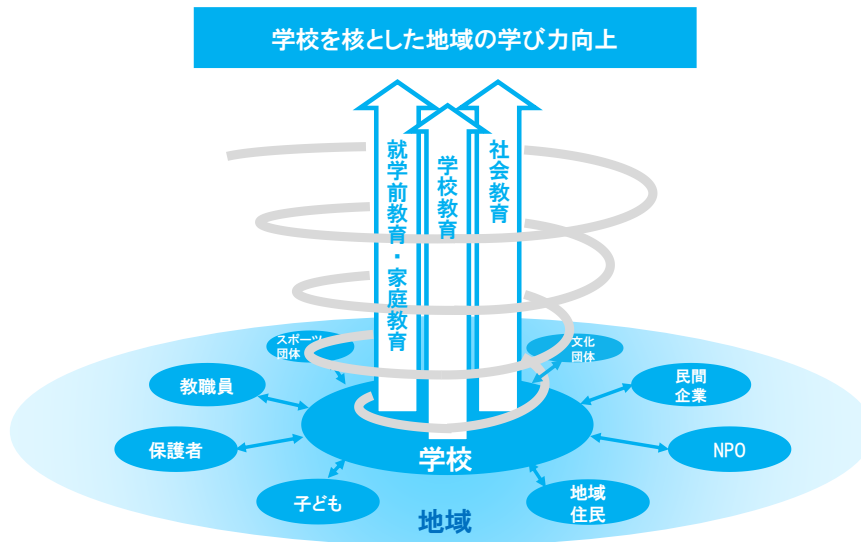
今後は、「コミュニティ・スクール」による「横の連携」を基盤に、小中一貫教育の「縦の連携」の一層の充実を図り、「一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり」を推進します。



(2) 学校を核とした「学びの共同体」による地域の学び力向上

「一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり」における地域が連携・協働した取り組みを、就学前教育・家庭教育、社会教育（生涯学習・文化芸術・スポーツ）の分野にも広げ、関連付けながら一体的に推進していきます。

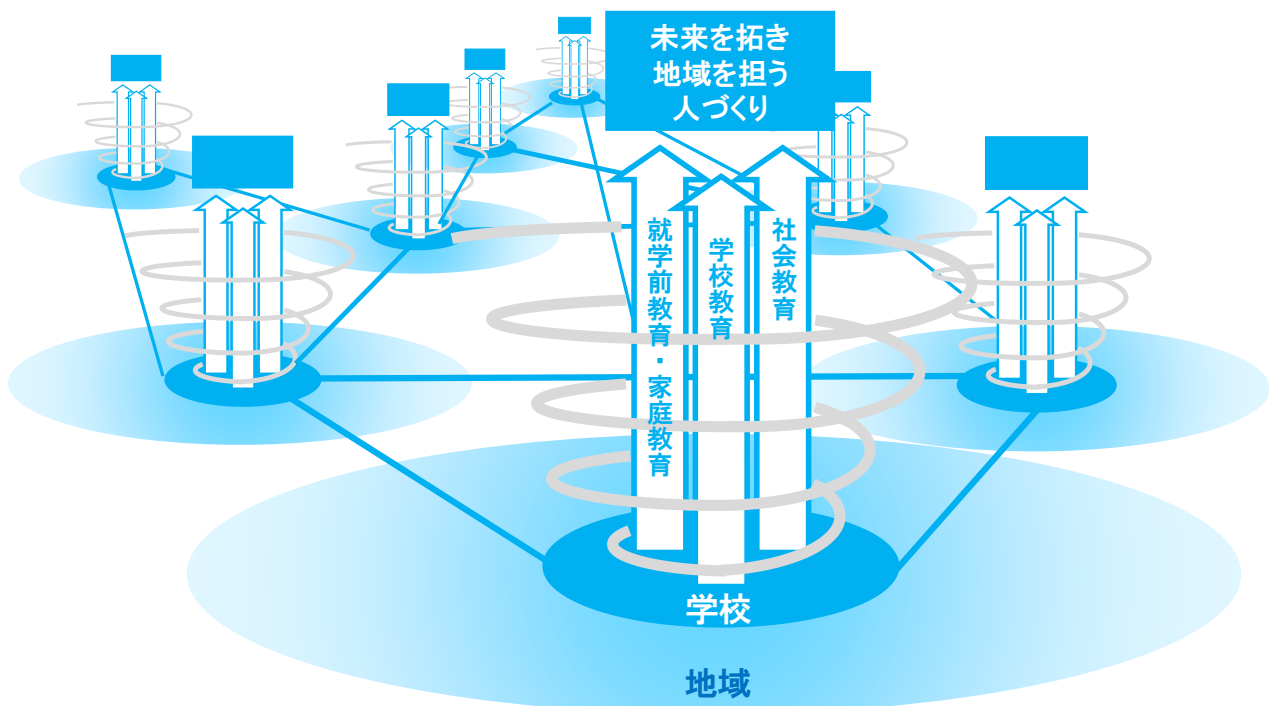
これにより、各教育分野の質の向上と乳幼児期から生涯にわたって学び続けることのできる環境をつくり、小学校区単位での地域の学び力の向上を目指していきます。



(3) 未来を拓き 地域を担う 人づくり

小学校区ごとに展開する「学校を核とした『学びの共同体』による地域の学び力向上」のための学校教育、就学前教育・家庭教育、社会教育の一体的な取り組みを、市内で連携して推進していきます。

これにより、小学校区単位では不足する資源を補い合って、教育の質の向上や、提供可能な学習プログラムの増加などを図り、個々の学びに対するニーズに適切に対応していくことで、本市の教育の基本理念である「未来を拓き、地域を担う、人づくり」を実現していきます。



3. 基本方針

基本目標の実現に向けた取り組みの方向性を「基本方針」として次に示します。

I. 一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり

1. 知性に富み、心身ともに健康で、人間性豊かな児童生徒の育成

- 子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力などを身につけ、主体的に学びに向かい、学びを活用する力を育成します。
- 子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性などを育成します。
- 生涯にわたって、明るくたくましく生きるための土台となる、健康な身体と体力を育成します。
- グローバル化、技術革新の一層の進展、世界的な課題の顕在化など、加速する社会の変化に対応するために必要な力を育成します。
- 障がいのある子どもや母国語の異なる子ども等に対し、個々のニーズに応じた教育的支援を継続的に行うことで、地域のなかで自立して豊かな人生を送るための力を育成します。

2. 安心・居場所感のある教室、主体的・対話的で深い学びのある授業づくり

- 教職員の同僚性の向上や開かれた教室づくり、計画的な研修などを通して教職員の資質の向上を図り、授業づくりを核とした学校づくりを推進します。

3. 多様なつながりの中で豊かな学びが生まれる学校づくり

- 教育センターきぼうの広場が核となり、保健・医療・福祉・教育に関係する組織や団体等と連携しながら、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的な支援の充実を図ります。
- 中学校区が一体となって保幼小連携・小中一貫教育を推進し、幼児期からはじまる系統的・連続的な指導を充実することにより、地域の子ども一人一人の育ちと学びを見取ります。
- 教育支援や学校運営、部活動指導などにおける地域人材の活躍を促進することにより、子どもたちの学びの質を高めるとともに、地域とのつながりを深めます。
- 行政と地域住民等との連携・協働により、学校内および通学路における安全を確保し、児童生徒が安心して学べる環境を整えます。
- 教職員が授業に集中でき、子どもと向き合う時間を増やせるよう、業務の適正化や効率化などによる働き方改革を推進します。
- おくのキャンパスでの取り組みを実践・検証しながら、学校を核とした「学びの共同体」による地域の学び力向上に資する学校づくりを進めます。

II. 親と子の生きる力を育む地域づくり

1. 幼児期の特性に応じた資質・能力の育成

- 保幼小の教職員の資質向上や保護者等との連携などにより、幼児期に必要な学びの充実を図り、義務教育への適応力や人格形成の基礎となる資質・能力を育成します。

2. 親も子も安心して学べる環境づくり

- 地域社会全体で子育てを支援する意識の醸成や、地域における子育て・教育に関する相談や預かり支援、経済的な支援の充実により、親と子が地域とのつながりの中で安心して学べる環境をつくり出します。

Ⅲ. 心豊かに健やかに学び続ける地域づくり

1. 生涯にわたって学び活躍していく人づくり

- 市民の世代や関心に合わせた学習プログラムの提供や、自発的・自主的な講座の開催支援、利用者本位の施設運営などにより、だれもが学びに向かうことのできる環境を整えます。
- 市民との協働により、時代の変化に対応しつつ、市民の学びと暮らしの向上に寄与する「頼れる図書館」づくりを推進します。
- 学校と保護者、地域人材等が連携・協働する仕組みを整備・推進することにより、「地域とともにある学校」「学校を核とした地域」をつくり、子どもも大人も学び合い・育ち合う環境をつくりまします。
- 地域づくり活動を牽引する人材やグローバルに活躍する人材など、人材育成のための学びの提供や、学び直しの支援などを推進します。
- 地域の人材や団体、機関と連携・協働し、人のつながりによって子どもを守り育てる取り組みを推進します。

2. 文化芸術を軸とした魅力のある地域づくり

- より多くの市民が文化芸術に親しむ機会を提供することにより、文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育成します。
- 本市の歴史・文化の理解促進、保存と活用をすすめることで、郷土に対する愛着を醸成し、地域づくりにつなげていきます。
- 文化芸術団体の交流支援などにより、文化芸術のコミュニティづくりと各団体の活性化を促進します。

3. 生涯スポーツによる市民の健康づくり

- スポーツ観戦の機会の提供などにより、スポーツへの関心を高め、市民の生涯スポーツへの意識向上を図ります。
- 多様な世代やニーズに合わせた健康づくりのための運動を含めたスポーツプログラムを提供し、より多くの市民が日常的に運動やスポーツに取り組む環境をつくりまします。
- 主体的にスポーツに取り組む市民や団体を支援することで、競技者の育成と増加を図ります。

Ⅳ. 市民の多様な学びを支える教育施設の整備

- 学校施設において、教育や校務におけるICT^{※1}化の推進、バリアフリー^{※2}対応、児童生徒数の増減への対応など、時代に合わせた整備を推進します。
- 生涯学習施設において、市民のだれもが快適にそれぞれの望む学びに向かえるよう、市民ニーズを踏まえた整備を推進します。
- 文化芸術施設において、市内だけでなく市外の人々も本市の文化芸術に親しむことができるよう、文化財の活用や交流促進を踏まえた整備を推進します。
- スポーツ施設において、幼児や高齢者、障がいのある人の軽度な運動からアマチュア・プロスポーツ選手のトレーニングや試合観戦など、多様なニーズへの対応を踏まえた整備を推進します。

【用語解説】

※1. ICT	英語：Information and Communication Technology の略、情報通信技術。PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。IT（英語：Information Technology の略）、情報技術とほぼ同義。
※2. バリアフリー	高齢者、障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

4. 施策の体系

未来を拓き、地域を担う、人づくり

～市民だれもが学び合う 学びの共同体づくり～

基本目標		施策	施策の展開方向	
I. 【学校教育の推進】 一人残らず 質の高い学びを保障する 学校づくり	1. 【学習指導内容の充実】 知性に富み 心身ともに健康で 人間性豊かな児童生徒の育成	(1) 確かな学力の育成	①新学習指導要領の着実な実施 ②読書活動の推進	
		(2) 豊かな心の育成	①道徳教育の推進 ②体験学習の推進 ③いじめ等への対応の徹底	
		(3) 健やかな身体の育成	①食育の推進 ②学校体育、健康教育の推進 ③学校保健の推進 ④安全教育の推進	
		(4) 変化に対応する力の育成	①英語教育の推進 ②異文化交流の推進 ③情報教育の推進 ④キャリア教育の推進 ⑤主権者教育の推進	
		(5) 地域で自立する力の育成	①特別支援教育（インクルーシブ教育）の推進 ②スクールアシスタントの配置（後掲）	
	2. 【アクティブ・ラーニング等の協働的な学びの推進】 安心・居場所感のある教室、 主体的・対話的で深い学びのある授業づくり	(1) 教職員の指導力向上	①教職員の資質能力の向上 ②適切な教材の提供	
		3. 【教育環境の充実】 多様なつながりの中で 豊かな学びが生まれる学校づくり	(1) 教育センター機能の充実	①不登校児童生徒の支援（居場所づくり） ②特別支援教育の充実 ③教職員等の専門性向上 ④幼児教育センター機能の整備（後掲）
			(2) 保幼小中連携の推進	①小中一貫教育の推進 ②保幼小連携の推進（後掲）
			(3) 地域人材による教育の推進	①スクールアシスタントの配置（再掲） ②学校サポーターの配置と学校支援ボランティアの育成（後掲） ③学校情報の発信 ④コミュニティ・スクールの推進（後掲）
			(4) 学校・通学路の安全・安心の確保	①学校の安全・安心確保 ②通学路の安全・安心確保
			(5) 教職員の働き方改革の推進	①役割分担等の適正化と業務の効率化 ②適正な勤務時間の設定と運用
	(6) 「学びの共同体」づくりの推進	①おくのキャンパスの特色ある学校づくり ②「学びの共同体」の中核となる学校の役割の研究		
	II. 【就学前教育・家庭教育の推進】 親と子の 生きる力を育む 地域づくり	1. 【就学前教育の充実】 幼児期の特性に応じた資質・能力の育成	①保幼小連携の推進（再掲） ②幼児教育センター機能の整備（再掲）	
		2. 【親と子の学びの支援】 親も子も安心して学べる環境づくり	①子どもと地域とのつながりづくり ②親の学びの場の提供 ③放課後・土曜日の学習・預かりの支援（後掲） ④就学の支援	

基本目標		施策	施策の展開方向	
Ⅲ.【社会教育の推進】	1.【生涯学習の推進】	生涯にわたって 学び活躍していく人づくり	(1) 学習機会の提供・活動支援	①多様な生涯学習プログラムの提供 ②市民の主体的な学びの支援 ③生涯学習施設の提供
			(2) 図書館機能の充実	①読書習慣の育成 ②自主学習の支援 ③ニーズに応じたサービスの提供 ④資料・情報の充実 ⑤運営体制の強化
			(3) 地域と学校の連携強化	①コミュニティ・スクールの推進(再掲) ②地域学校協働活動の推進 ③放課後・土曜日の学習・預かりの支援(再掲) ④学校サポーターの配置と学校支援ボランティアの育成(再掲)
			(4) 地域人材の育成	①郷土教育の推進 ②学び直し(リカレント教育)の推進 ③福祉学習の促進 ④人権教育の推進 ⑤男女共同参画への理解促進 ⑥消費者教育の推進
			(5) 青少年の健全育成	①青少年の地域活動参加促進 ②地域と連携した相談対応と保護
	2.【文化芸術の振興】	文化芸術を軸とした 魅力ある地域づくり	(1) 文化芸術活動への参加促進・人材育成	①講座や公演の充実 ②発表・鑑賞する機会の提供 ③青少年の文化芸術活動の支援 ④文化芸術団体への支援
			(2) 文化遺産の保存と日本文化の伝承	①歴史・文化を学ぶ機会の提供 ②歴史・文化の調査・記録・保存・活用
			(3) コーディネート機能と広報の強化	①企画団体の支援、団体間の連携強化 ②市内外への情報発信の強化
	3.【生涯スポーツの推進】	生涯スポーツによる 市民の健康づくり	(1) スポーツ活動の啓発	①市民スポーツの状況・ニーズ調査と情報発信 ②スポーツ観戦機会の提供
			(2) スポーツ活動機会の提供・活動支援	①健康づくりのための運動を含めたスポーツプログラムの提供 ②高齢者・障がい者のスポーツ活動支援 ③快適なスポーツ環境の提供
			(3) スポーツ人材・組織の育成	①スポーツ選手・指導者・ボランティアの育成
	Ⅳ.【教育施設の整備】	市民の多様な学びを支える教育施設の整備	(1) 学校施設の整備	①教育用ICT機器の整備 ②校務用ICT機器の整備 ③給食施設の整備 ④学校施設の適切な管理 ⑤学校施設の計画的な修繕・補修、長寿命化 ⑥中学校の新設
			(2) 生涯学習施設の整備	①生涯学習施設の適切な管理 ②生涯学習施設の計画的な修繕・補修、長寿命化 ③生涯学習施設の新規整備
			(3) 文化芸術施設の整備	①文化芸術施設の適切な管理 ②文化芸術施設の検討 ③文化芸術施設の計画的な整備
			(4) スポーツ施設の整備	①スポーツ施設の適切な管理 ②スポーツ施設の計画的な修繕・補修、長寿命化

第2部

施策の展開

I. 【学校教育の推進】

一人残らず質の高い学びを保障する 学校づくり



アクティブ・ラーニング（小学校）



アクティブ・ラーニング（中学校）



A L T : 英語指導助手（小学校）



教育センター「きぼうの広場」

1. 【学習指導内容の充実】

知性に富み、心身ともに健康で、人間性豊かな児童生徒の育成

(1) 確かな学力の育成

動向・現状・課題等

【新学習指導要領】

- ◆ 2017年3月に、文部科学大臣から新しい学習指導要領が公示されました。
- ◆ 新学習指導要領においては、新しい時代に必要となる資質・能力を、①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力・人間性の3つの柱で整理し、「何ができるようになるか」を重視して児童生徒を育成していくこととしています。
- ◆ また、教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成を図るため、教科横断的な学習を充実させる必要があるとし、教育内容や時間の適切な配分、人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント※」の実現を目指すこととしています。
- ◆ 本市では、毎年6割以上の児童生徒が、全国学力・学習状況調査（国語・算数（数学））において国の平均正答率を上回っています。

【子どもの読書活動】

- ◆ 読書活動は、子どもの国語力を向上させ、語彙力を豊富にし、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするなど、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。
- ◆ しかし、近年の情報メディアの発達や多様化、子どもの生活環境の変化などから「読書離れ」が進んでいます。そのため、家庭や地域、学校、図書館などが一体となって読書活動を進めていく必要があります。
- ◆ 本市では、全小中学校に常勤学校司書を配置して児童生徒の読書・学習活動を支援しています。また、学校図書館ネットワーク事業により、学校図書館と市立図書館の蔵書を共有しています。

全国学力学習状況調査において、国平均以上の児童生徒の割合の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
小・中学校	62.0%	64.0%	63.4%	63.3%	62.9%

資料：牛久市教育委員会（指導課）

施策の展開方向

子どもたちが基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力などを身につけ、主体的に学びに向かい、学びを活用する力を育成します。

① 新学習指導要領の着実な実施

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた効果的な指導を実践します。
- 全国学力・学習状況調査の結果を各学校における教育内容・方法に照らして分析し、具体的な指導の改善・充実を目指します。

② 読書活動の推進

- 学校図書館ネットワークの活用や学校司書の研修による資質向上などにより、読書に親しみ自ら図書を活用し、本とともに学び続ける子どもを育成します。
- 家庭と学校、図書館が連携した「うちどく（家読）」事業の推進などにより、家庭で読書に取り組む環境をつくります。

主な事業	担当課
学校図書館活用推進事業	指導課
学校図書館ネットワーク事業（後掲）	中央図書館
小・中学校の図書室を運営する	学校教育課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
全国学力・学習状況調査の国平均以上の児童・生徒の割合	小学校：60.0%（2018） 中学校：59.8%（2018）	小学校：62.0% 中学校：62.0%
うちどく（家読）の実施率	52.3%（2017）	55.0%

【用語解説】

カリキュラム・マネジメント	学習指導要領等を受け止めつつ、子どもたちの姿や地域の実状等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施・評価し改善していくこと
---------------	---



学校図書室と学校司書

(2) 豊かな心の育成

動向・現状・課題等

【道徳教育】

- ◆ 文部科学省では、道徳の時間を「特別の教科 道徳（道徳科）」として新たに位置づけました。道徳科は、小学校では2018年度から、中学校では2019年度から全面的に実施されます。新学習指導要領においては、道徳教育により、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることとしています。

【体験活動】

- ◆ 体験活動は、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」を育て、自然や生命とつながる経験などを通して、「思いやり」など豊かな人間性を育むものです。新学習指導要領においては、生命の有限性や自然の大切さなどを実感するための体験活動の充実や集団体験活動、職場体験などの充実に取り組むこととしています。

【いじめ】

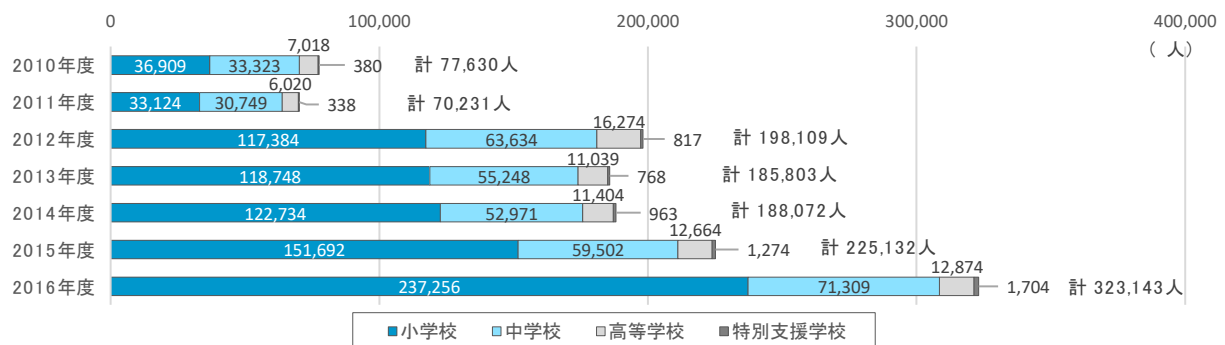
- ◆ いじめは、どの学校においても、どの児童生徒にも起こりうるものであり、現在、いじめによって児童生徒の生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が少なからず発生しています。いじめから一人でも多くの児童生徒を救うためには、児童生徒を取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある」との意識を持ち、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。
- ◆ 本市では、教育センターきぼうの広場によるいじめ相談や、いじめ問題専用のメール相談窓口「牛久市教育委員会いじめ相談メール」、中学生用いじめ通報アプリ「STOP i t」などにより、いじめを早期に発見する体制を強化しています。

C&S 質問紙において満足群の児童生徒の割合

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
割合 (%)	54.0	56.3	59.3	58.0

資料：牛久市教育委員会（指導課）

全国のいじめ認知件数の推移（国公立）



資料：文部科学省初等中等教育局

※2006年度から、いじめを「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」として調査。

※2013年度から、いじめを「当該児童生徒が、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」として調査。

※2013年度から、高等学校に通信制課程を含める。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

施策の展開方向

子どもたちの豊かな情操や道徳心を培い、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性などを育成します。

① 道徳教育の推進

- 道徳科を要に道徳教育や人権教育を充実させ、豊かな心を育む教育を推進します。
- 道徳教育推進教師を中心に家庭や地域との連携を深め、学校教育全体で道徳教育を推進します。

② 体験学習の推進

- 体験を通じた平和教育や救急救命講習などの様々な体験活動を通し、命を大切に作る心を育成します。
- 社会奉仕体験やボランティア活動、自然体験活動や職場体験学習などの多様な体験活動を通じ、自己肯定感や他者への思いやり、人間関係を築く力や社会性を育成します。
- 優れた芸術を鑑賞・体験する機会の充実などにより、子どもの豊かな感性を育みます。

③ いじめ等への対応の徹底

- 各種アンケート(C & S 質問紙[※]等)を活用し、児童生徒の理解および学級経営の見直しを行います。
- 配慮を必要とする児童生徒を早期に把握し、義務教育9年間の継続支援により、生徒指導上の諸問題を未然に防止します。
- 関係機関(きぼうの広場等)と連携し、不登校、いじめ、虐待等支援を必要とする児童生徒を早期に発見し、組織的な取り組み、対応を検討し、実施することで課題の早期解消を図ります。
- 市民のいじめ問題に関する意識を高め、市全体でいじめ問題に取り組む環境を整えます。

主な事業	担当課
中学生救命講習(命の授業)事業	指導課
中学生平和使節を派遣する	生涯学習課
青少年の文化芸術活動を助成する(小中学校芸術鑑賞会)(後掲)	文化芸術課
牛久沼うなぎ放流・自然観察の集い	環境政策課
小野川探検隊探検交流	環境政策課
いじめ・不登校対策事業	指導課

成果指標	現在値(年度)	目標値(2023年度)
C & S 質問紙 [※] において満足群の児童生徒の割合	58.0% (2017)	60.0%
全国学力・学習状況調査で「地域社会などでボランティア活動に参加したことがある」と答える児童生徒の割合	小6: 62.2% (2018) 中3: 74.5% (2018)	小6: 65.0% 中3: 75.0%
全国学力・学習状況調査で「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と答える児童生徒の割合	小学校: 97.4% (2018) 中学校: 94.8% (2018)	小学校: 98.0% 中学校: 95.0%
全児童・生徒に対する不登校児童・生徒数の割合	小学校: 0.29% (2017) 中学校: 1.98% (2017)	小学校: 県平均以下 中学校: 県平均以下

【用語解説】

C & S 質問紙	C & Sは英語: Class and Self-Esteemの略。C & S 質問紙は児童生徒の自己肯定感と児童生徒が所属する学級の雰囲気はどう捉えているかを把握するもの。
-----------	---

(3) 健やかな身体の育成

動向・現状・課題等

【食育】

- ◆ 本市では、全ての小中学校で地場産の食材を多用した自校式給食を運営しています。そのため、安全で出来たてのおいしい給食の提供、アレルギーへの個別対応などが可能となっています。
- ◆ また、全小中学校に栄養教諭または栄養士を配置しており、食育指導に取り組んでいます。
- ◆ 「うしく健康プラン21」の中で「食育推進計画」を策定し、望ましい食習慣の形成を図っています。

【学校体育、健康教育】

- ◆ 近年の子どもの体力や運動能力については、ほとんどの年代で緩やかな向上傾向となっていますが、中学校では、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化がみられます。そのため、新学習指導要領においては、技術の指導に偏ることなく、運動に対する興味や関心を高め、スポーツとの多様な関わり方を楽しむことが出来るよう、学習の課程を工夫し、充実を図ることとしています。
- ◆ また、健康に関心を持ち、自他の健康の保持増進や回復を目指し、疾病等のリスクを減らしたり、生活の質を高めたりすることができるよう、学習課程を工夫し、充実を図ることとしています。

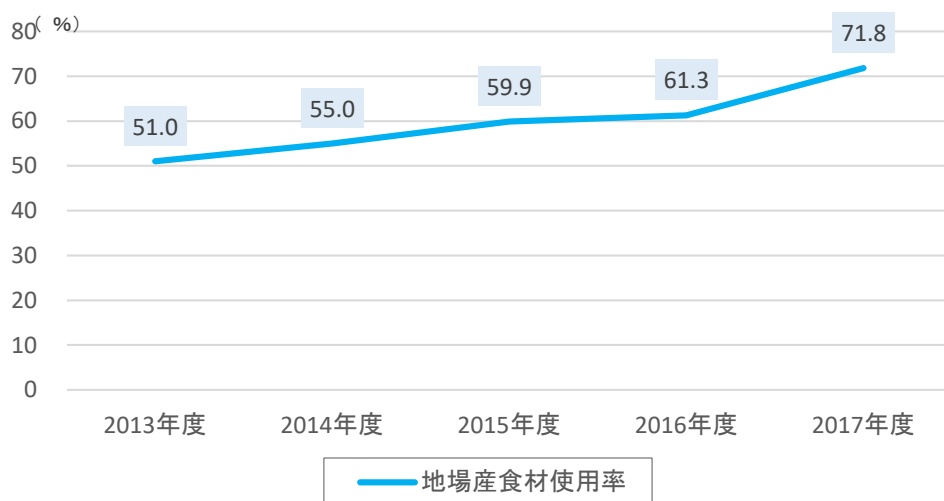
【学校保健】

- ◆ 学校における健康診断は、児童生徒や教職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保のために重要なものです。
- ◆ 近年、社会環境や生活環境の変化が、子どもの心身の健康に影響を与えており、生活習慣の乱れ、心の健康や性に関する問題など、子どもの健康問題が深刻化・多様化しています。そのため学校は、教職員の学校保健に関する資質の向上を図る必要があります。

【安全教育】

- ◆ 安全教育においては、児童生徒が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができる態度や能力を養う教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野で行うことが必要です。特に、子ども自身が危険を予測し、危険を回避する能力を養成するような実践的な教育を推進する必要があります。

学校給食における地場産（県内産）食材使用の比率



資料：牛久市教育委員会（学校教育課）

施策の展開方向

生涯にわたって、明るくたくましく生きるための土台となる、健康な身体と体力を育成します。

① 食育の推進

- 学校・家庭・地域が連携した食育の推進により、命の大切さを学ぶとともに、健康的な食習慣づくりを促進します。
- 地場産食材の活用による安全な給食の提供や、栄養士などによる食に関する指導の充実を図ります。

② 学校体育、健康教育の推進

- 学校における体育活動によりスポーツをする楽しさを知り、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成します。
- 体育・保健体育などの教科学習を中核として、学校の教育活動全体を通じた体系的な健康教育、保健教育の充実を図り、生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成します。

③ 学校保健の推進

- 児童生徒及び職員の定期的な健康診断や、きめ細やかな健康管理指導の実施により、児童・生徒・職員の健康を確保します。

④ 安全教育の推進

- 学校などにおける安全教育の充実や実践により、登下校中や日常生活における交通事故の未然防止や災害時等の安全の確保を図ります。

主な事業	担当課
食育推進事業	指導課・学校教育課・農業政策課
うしく食育推進計画を実践する	健康づくり推進課
自校式学校給食を運営する	学校教育課・農業政策課
教職員の保健管理をする	学校教育課
児童・生徒の保健管理をする	学校教育課
園児の保健管理をする	学校教育課
交通安全教育を実施する	交通防災課
防災教育を支援する	広報政策課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
学校給食における地場産（県内産）食材使用の比率	71.8%（2017）	75.0%
体力・運動能力調査において総合評価がAおよびBの児童生徒の割合（AとBの合計）	小学校 51.5%（2017） 中学校 59.4%（2017）	小学校 57.0% 中学校 65.0%

(4) 変化に対応する力の育成

動向・現状・課題等

【英語教育・異文化交流】

- ◆ グローバル化が進展する中、外国語によるコミュニケーション能力の向上が課題となっています。新学習指導要領においては、小学校では外国語教育を教科化し、中学校では学習した語彙、表現などを実際に活用する言語活動の改善・充実を図ることとしています。
- ◆ 2017年度の英語教育実施状況調査によると、本市の英語担当教師の授業における英語使用率は高い傾向があり、中学生の英検3級の取得率は、全国と茨城県よりも高い水準となっています。
- ◆ また、国際的な視野を持った人材を育成するためには、異文化との交流を通して、異文化を理解するとともに自国に対する理解を深めていくことも必要です。
- ◆ 本市では、市内の外国人との交流や姉妹都市・友好都市への派遣や派遣受け入れなどに取り組んでいます。

【情報教育】

- ◆ 生活に関わるあらゆるものにコンピュータが内蔵されていくこれからの社会において、未来を担う子どもたちが、コンピュータによるサービスや情報を適切に選択・活用する能力や、コンピュータを主体的に活用する能力を身につけていくことが必要となっています。
- ◆ 新学習指導要領においては、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育を充実させることとしています。
- ◆ 本市では、情報教育指導員や情報教育サポーターの活用により、教職員および児童生徒の情報活用能力と情報モラルの向上に取り組んでいます。

【キャリア教育】

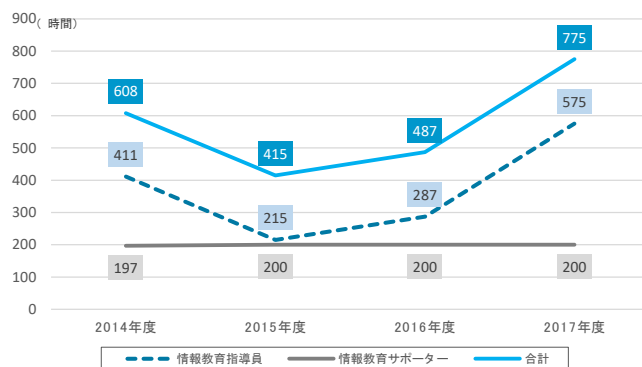
- ◆ 現在、産業や経済構造の変化、技術の急速な進歩などにより、仕事や働き方などにも大きな変化がみられるようになり、こうした変化は今後ますます大きくなっていくことが予想されています。
- ◆ そうした中、子どもたちが将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現に向けて学びに取り組んでいけるよう、社会的・職業的な自立に必要な能力や態度を身につけていくことが必要となっています。

中学校の英語教育の状況（2017年度英語教育実施状況調査）

		全国	茨城県	牛久市
英検3級以上を取得している生徒の割合（％）	全学年	22.0	25.9	29.4
	第1学年	70.1	83.7	75.0
発話の半分以上を英語で行っている教師の割合（％）	第2学年	68.4	81.9	100.0
	第3学年	67.5	79.9	100.0

資料：文部科学省外国語教育推進室、牛久市教育委員会（指導課）

情報教育指導員・情報教育サポーターの活用状況



資料：牛久市教育委員会（指導課）

施策の展開方向

グローバル化、技術革新の一層の進展、世界的な課題の顕在化など、加速する社会の変化に対応するために必要な力を育成します。

① 英語教育の推進

- 英語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、英語教育の小学校中学年での導入や高学年での教科化、英語指導助手（ALT）※配置等により、小中学校を通じた英語教育の充実を図ります。

② 異文化交流の推進

- 英語指導助手（ALT）や、姉妹都市・友好都市の子どもたちとの交流などにより、国際理解教育を推進します。

③ 情報教育の推進

- 子どもたちの情報活用能力やプログラミング的思考を育成するため、授業やクラブ活動などでプログラミング教育を推進します。
- 情報ネットワークにある様々な危険を回避する力を養うとともに、あふれる情報の中から必要な情報を選択し、主体的に活用する力を育成します。

④ キャリア教育の推進

- キャリア教育の充実を図り、社会的・職業的に自立し、自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現する力を育成します。

⑤ 主権者教育の推進

- 地域課題に関する学習、租税や財政の学習、法律の学習など、小・中学校における指導内容の充実、学校・家庭・地域の連携による取り組みの充実を図ります。
- 模擬議会などにより、小中学生期からの市政への関心を高めます。

主な事業	担当課
小中学校に外国語指導講師を派遣する	指導課
牛久市の国際交流を推進する	市民活動課
コンピュータの活用を支援する（学習関連）	指導課
小中学生議会を開催する	教育企画課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
英語の授業における英語指導助手（ALT）の活用率	52.9%（2017）	60.0%
ICT※機器を活用した授業を週3回以上行う教員の割合	なし	80.0%
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」と答える児童生徒の割合	小6：87.8%（2018） 中3：68.1%（2018）	小6：90.0% 中3：70.0%

【用語解説】

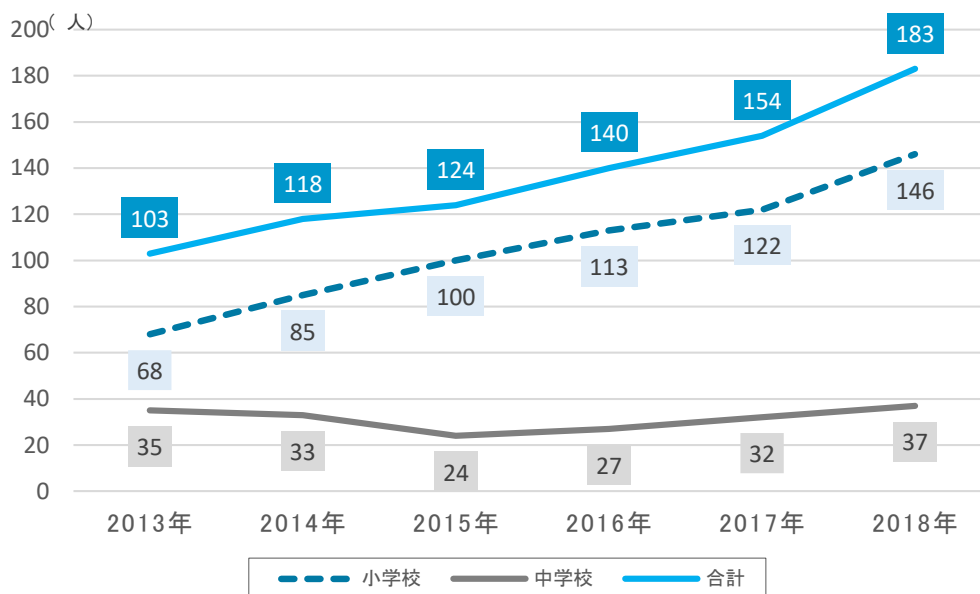
英語指導助手（ALT）	英語：Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。
ICT	英語：Information and Communication Technology の略、情報通信技術。PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。IT（英語：Information Technology の略）、情報技術とほぼ同義。

(5) 地域で自立する力の育成

動向・現状・課題等

- ◆ 障がいのある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会に参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの状態などに応じ特別な配慮の下で適切な教育を行う必要があります。また、障がいの早期発見により、早い段階から適切な支援を行うことや、円滑な就学を促していくことも重要であり、保健・医療・福祉等との連携した取り組みが必要です。
- ◆ 発達障がいのある児童生徒が、通常の学級に在籍しています。公立小・中学校の通常の学級に在籍する、知的な遅れはないものの発達障がいの可能性のある児童生徒は、6.5%程度と推計されています（文部科学省、2012年調査）。そのため、発達障がいのある児童生徒をめぐっては、学校生活における早期からの支援に対する要望が高まっています。
- ◆ 本市では、特に小学校において特別支援学級に在籍する子どもが増加しており、学校と教育センターきぼうの広場や子ども発達支援センターのぞみ園などと連携した教育支援や、スクールアシスタントの活用などにより、障がいのある子ども一人一人に応じた支援を行っています。

特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移（各年5月1日）



資料：牛久市教育委員会（指導課）

施策の展開方向

障がいのある子どもや母国語の異なる子ども等に対し、個々のニーズに応じた教育的支援を継続的に行うことで、地域のなかで自立して豊かな人生を送るための力を育成します。

① 特別支援教育（インクルーシブ教育※）の推進

- ・ 保育園・幼稚園の巡回相談、就学支援等を通して、「気になる子」の早期発見・早期支援および就学の円滑化を図ります。
- ・ 特別支援学級での支援や通常学級での支援など、子どもの障がいの状態や教育的ニーズに応じて、柔軟に学びの場を提供します。
- ・ 小・中学校訪問、教育相談等を通して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の継続的な見取りと支援を推進します。
- ・ 特別支援教育に関する研修を通して、教職員等の資質向上を図ります。

② スクールアシスタントの配置（後掲）

- ・ 地域の人材を非常勤職員として学校へ派遣し、教職員と連携しながら教育的支援の必要な子どもの支援や学校運営に関わる支援を行います。

主な事業	担当課
特別支援教育推進事業	指導課
幼児教育を支援する（後掲）	指導課
牛久市教育支援委員会を開催する	学校教育課
スクールアシスタントを派遣する（後掲）	指導課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
巡回相談における「気になる子」の発見数と、就学時におけるスクリーニング検査※での発見数の一致率	62.5%（2017）	70.0%
特別支援研修会へ参加したことのある市内小中学校教員の割合	11.4%（2018）	50.0%

【用語解説】

インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされている。
就学時におけるスクリーニング検査	小学校就学前に行う健康診断において行われる、発達障がい等の可能性のある「気になる子」を発見し、支援を行っていくための検査。

2. 【アクティブ・ラーニング等の協働的な学びの推進】 安心・居場所感のある教室、主体的・対話的で深い学びのある授業づくり

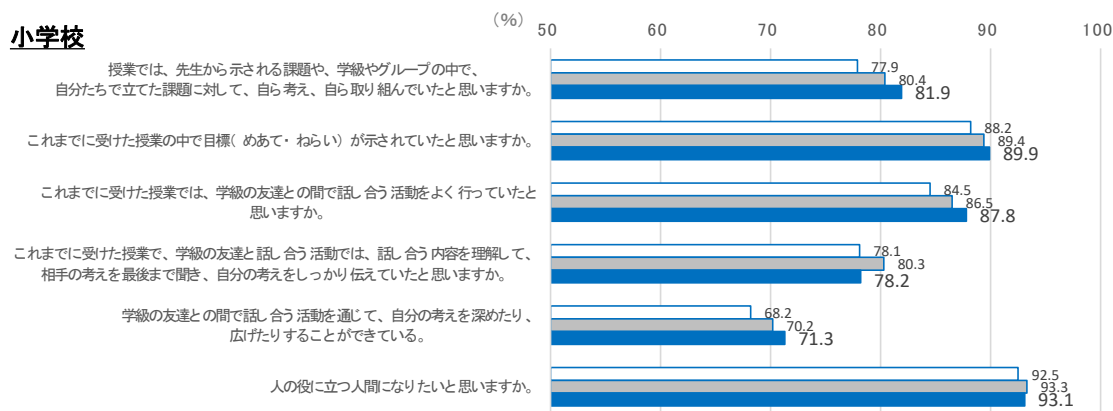
(1) 教職員の指導力向上

動向・現状・課題等

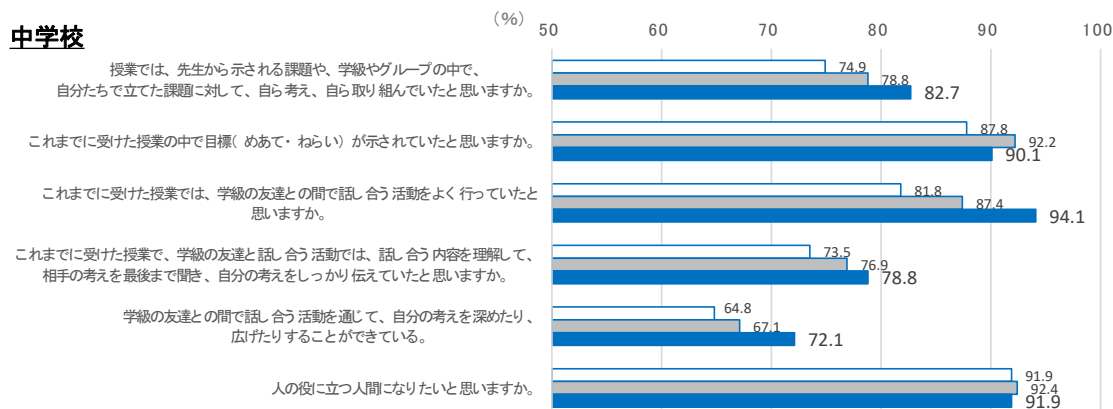
- ◆ 新学習指導要領において授業は、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点に立った改善により、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが必要としています。これは、これまでの一斉指導に偏っていた学びと異なり、自ら考えて次の学びにつなげる「主体的な学び」、子ども同士や教職員との対話から考えを広げる「対話的な学び」、知識を関連付けてより深く理解する「深い学び」に取り組むことで、本市で長年取り組んできた学び方とつながるものです。
- ◆ 本市では、子ども同士、子どもと教職員、教職員同士の協働的な学びにより、主体的・対話的で深い学びのある授業づくり（共に学び合う学習集団の育成）とともに、安心・居場所感のある教室づくり（共に認め合い、支え合い、ケアし合う生活集団の育成）に取り組んでいます。これらの取り組みをより充実したものにしていくなため、校長のリーダーシップの下、教員の同僚性向上と開かれた教室づくりを推進しています。
- ◆ 2017年度の全国学力学習状況調査によると、「主体的・対話的で深い学び」に関する質問において、本市の小中学校はともに全国より良好な結果となっており、茨城県と比較しても、おおむね良好な結果となっています。

2017年全国学力学習状況調査（質問紙調査：主体的・対話的で深い学びに関して）

小学校



中学校



□ 全国 ■ 茨城県 ■ 牛久市

資料：牛久市教育委員会（指導課）

施策の展開方向

教職員の同僚性の向上や開かれた教室づくり、計画的な研修などを通して教職員の資質の向上を図り、授業づくりを核とした学校づくりを推進します。

① 教職員の資質能力の向上

- 学校ごとの実情に応じた組織目標を設定し、その目標を保護者や地域住民と共有化して取り組みを推進しながら、教育現場の組織的で継続的な改善を図ります。
- 教育委員や教育委員会事務局、指導主事や専門家等が小中学校を訪問し、学校長との意見交換や授業支援を行うことで、授業の質の改善を図ります。
- 若手教員等の計画的な外部研修参加や教育研究、また研究成果の発表などにより、教職員の学びを深め、指導力を高めていきます。

② 適切な教材の提供

- 子どもたちの学びや教職員の現状を踏まえつつ、新しい時代の教育にも対応していけるよう、適切な教科書や教材を選定し、提供していきます。

主な事業	担当課
学校評価の活用	指導課
学校訪問	指導課
牛久市教育論文	指導課
教育の集いを開催する	教育企画課
教職員の研修を補助する	指導課
初任者研修・1－3年次研修（若手教員研修）	指導課
教科等指導員が学校を訪問し指導する	指導課
第8採択地区教科図書選定協議会※に参加する	指導課
小・中学校教育教材を整える	学校教育課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
小学校6年生と中学校3年生において、「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答した児童・生徒の割合	小学校：71.3%（2017） 中学校：72.1%（2017）	小学校：75.0% 中学校：75.0%
全国学力・学習状況調査の国平均以上の児童・生徒の割合	小学校：60.0%（2018） 中学校：59.8%（2018）	小学校：62.0% 中学校：62.0%
C&S質問紙※において満足群の児童生徒の割合	58.0%（2017）	60.0%

【用語解説】

C & S 質問紙	C & Sは英語：Class and Self-Esteemの略。C & S質問紙は児童生徒の自己肯定感と児童生徒が所属する学級の雰囲気はどう捉えているかを把握するもの。
第8採択地区教科図書選定協議会	市町村立の小中学校（中高一貫校を除く。）で使用される教科書については、都道府県教育委員会が市町村の区域を単位として設定する採択地区ごとに同一の教科書を採択することとされており、茨城県には11の採択地区があり、本市は第8採択地区（牛久市・龍ヶ崎市・稲敷市・美浦村・阿見町・河内町で構成）。

3. 【教育環境の充実】

多様なつながりの中で豊かな学びが生まれる学校づくり

(1) 教育センター機能の充実

動向・現状・課題等

【不登校】

- ◆ 不登校は、多様な要因や背景から結果として不登校状態になるものであり、それを問題行動と判断してはならず、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒の社会的自立を促すことが重要です。

【特別支援教育】

- ◆ 障がいのある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会に参加するために必要な力を培うため、一人一人の障がいの状態などに応じ特別な配慮の下で適切な教育を行う必要があります。また、障がいの早期発見により、早い段階から適切な支援を行うことや、円滑な就学を促していくことも重要であり、保健・医療・福祉等との連携した取り組みが必要です。

【教育センター】

- ◆ 本市では、教育センターきぼうの広場が核となり、不登校の児童生徒や特別な教育的支援を必要とする子どもと保護者に対する支援を行っています。また、教職員等が適切に対応できるよう、専門的な研修を実施しています。
- ◆ 同センターの支援による不登校児童生徒の学校復帰率は、毎年上昇しています。

不登校児童生徒数と教育センターきぼうの広場の支援による学校復帰率 ※児童生徒数は各年5月1日現在、学校復帰率は年度

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
小学生不登校児童数(人)	26	22	33	25	17	13	9	14
中学生不登校生徒数(人)	89	80	62	68	46	35	38	42
きぼうの広場不登校児童生徒学校復帰率(%)	データ無し			14.3	38.3	39.0	48.0	65.2

資料：牛久市教育委員会（指導課）

教育センターきぼうの広場の事業内容と支援状況

事業	内容	支援数	
		実人数	件数
①適応指導教室 (小集団活動)	○不登校児童生徒の居場所づくりと学校復帰プログラムの実施		
	・適応指導教室利用者 (内学習支援実施者)	22	
	・登校支援(登校にスタッフが付き添う)※適応指導教室・教育相談利用者の両方に実施	19	122
②教育相談	○様々な相談への対応、他機関と連携した対応の実施		
	・きぼうの広場への来所相談、電話相談 (内家庭訪問)	199	1226
	・学校への出張相談	208	850
	・スクールソーシャルワーカーによる訪問相談 ・他機関(学校、子ども家庭課、病院、児童相談所等)との連携	-	-
③特別支援	○特別な教育的支援が必要な子どもの見取り、適切な教育環境に向けた助言の実施		
	・発達検査※小・中学生対象		119
	・主に発達や障害に関する相談	89	153
	・主に不適応に関する相談	102	298
	・特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に関する他機関との連携 ・不適応に関する他機関との連携		49
④就学相談	○教育的ニーズと必要な支援に応じた就学先決定のための相談や見取りの実施		
	・発達検査※就学時対象		21
	・スクリーニング再検査		50
	・保護者との相談 ・小学校への引継ぎ	43	50
⑤研修	○子どもに関わる様々な職種の資質向上のための心理教育や特別支援教育に関する研修の実施		
	・教職員(4回)、PTA(1回)、スクールアシスタント(2回)、図書館職員(2回)、放課後指導支援員(8回)、きぼうの広場指導員(7回)、適応指導教室利用者(2回)		17

資料：牛久市教育委員会（指導課）

施策の展開方向

教育センターきぼうの広場が核となり、保健・医療・福祉・教育に関する組織や団体等と連携しながら、個々の児童生徒に応じた組織的・計画的な支援の充実を図ります。

① 不登校児童生徒の支援（居場所づくり）

- 適応指導教室により、不登校児童生徒の居場所をつくり、基礎学力の補充、スポーツや体験活動等の集団活動を通じて、集団への適応能力を高め、学校復帰・社会的自立を支援します。
- 図書館と教育センターきぼうの広場が連携し、図書館における不登校児童生徒等の居場所づくりに取り組んでいきます。

② 特別支援教育の充実

- 特別な教育的支援が必要な子どもの行動観察・発達検査・保護者面接などにより、適切な教育環境に向けた助言を行います。
- 次年度小学校に入学予定の幼児を対象に、教育的ニーズと必要な支援に応じた就学先を決定するための相談や見取りを行います。

③ 教職員等の専門性向上

- 子どもに関わる様々な職種の資質向上のため、教職員、スクールアシスタント、放課後児童支援員等に対し、心理教育や特別支援教育に関する研修を行います。

④ 幼児教育センター機能の整備（後掲）

- 「幼児教育センター」としての機能を整備し、公立・私立、施設の種類を超えて質の高い幼児教育を提供するため、教職員の資質向上や保護者の支援に取り組めます。

主な事業	担当課
教育センターきぼうの広場を運営する	指導課
適応指導教室	指導課
教育相談	指導課
不登校児童生徒等への支援（居場所づくり）	中央図書館
特別支援教育推進事業	指導課
行動観察・発達検査・保護者面接・学校への助言	指導課
就学前の就学相談・行動観察・発達検査	指導課
小学校への情報取り次ぎ	指導課
教職員、スクールアシスタント、放課後等児童支援員等への研修	指導課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
全児童・生徒に対する不登校児童・生徒数の割合	小学校：0.29%（2017） 中学校：1.98%（2017）	小学校：県平均以下 中学校：県平均以下
きぼうの広場を利用した不登校児童・生徒のうち学校に復帰した児童生徒の割合	65.2%（2017）	50.0%以上
スクールアシスタントの特別支援教育に関する研修の参加率	96.3%（2018）	95.0%以上

(2) 保幼小中連携の推進

動向・現状・課題等

【小中一貫教育】

- ◆ 小中一貫教育とは、小・中学校が目指す子ども像を共有し、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある取り組みを通じて児童生徒の学びの深まりを目指すもので、従来から学校教育の運用上で取り組まれてきたものです。
- ◆ この取り組みが全国の自治体や学校現場で実践され、顕著な成果が報告されるようになったことから、国は学校教育法を改正し、2016年4月から大きく分けて2つの形態の学校を設置可能としました。一人の校長の下、一つの教職員集団が9年間一貫して行う新たな学校種である「義務教育学校」と、独立した小中学校が同一設置者の下で、義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施す「小中一貫型小学校・中学校」です。
- ◆ 本市では、保護者や地域と連携・協働して、子どもたちの学校教育への適応と学力向上を図り、未来を生き抜くため必要な資質・能力を育成することを目的とし、小中一貫教育を推進してきました。「小中一貫型小学校・中学校」と「義務教育学校」の導入などについては、最適な教育環境が提供できるよう、中学校区ごとに地域の特性や学校の状況を踏まえた検討を進めています。
- ◆ また、小・中学校の「縦の連携」となる「小中一貫教育」と学校と保護者と地域の「横の連携」による「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）※」の運営を推進すべく、実践と協議を重ねています。

【保幼小連携】

- ◆ 現在、幼児教育と小学校教育との接続については、子ども同士や保育者・教員の交流は進んでいるものの、カリキュラムの接続が十分であるとは言えない状況があることや、遊びや生活を中心とする幼児教育と、教科等の学習を中心とする小学校教育とでは、教育の内容や方法が異なるため、それが大きな段差となって、スムーズに適応できない児童がいることなどが指摘されています。
- ◆ こうした状況の中、幼児教育と小学校教育における教育内容や方法を十分理解した上で、保育者は「今の学びがどのように育っていくのか」を、小学校の教員は「今の学びがどのように育ってきたのか」を見通して、全体的な計画及び教育課程を編成・実施していくことが求められています。
- ◆ 本市においては、他地域に先駆けて保幼小連携事業に取り組んできており、教職員同士の情報交換や研修、園児と児童との交流事業などにより、小中一貫教育と合わせて保幼小中の円滑な接続を図っています。

施策の展開方向

中学校区が一体となって保幼小連携・小中一貫教育を推進し、幼児期からはじまる系統的・連続的な指導を充実することにより、地域の子ども一人一人の育ちと学びを見取ります。

① 小中一貫教育の推進

- 小中一貫したアクティブ・ラーニング等の協働的な学びによる授業を通して子どもたちの義務教育9年間の学びを支えるとともに、一貫して子どもを見取り、安心・居場所感のある教室で、他者を思いやる心や多様性を尊重する態度を養います。

② 保幼小連携の推進（後掲）

- 保幼小教職員の情報交換や研修等を通して、幼児期と小学校教育の連携を図ります。
- 保幼小の幼児・児童の交流活動を通して、幼児期の遊びを通じた学びから小学校での生活や学習への円滑な接続を推進します。

主な事業	担当課
小中一貫教育推進事業	指導課
保幼小連携推進事業（後掲）	指導課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
同一中学校区内での小中相互の校内研修参加率	84.7%（2017）	90.0%

【用語解説】

コミュニティ・スクール （学校運営協議会制度）	2004年6月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって導入が可能になった仕組みで、「地域とともにある学校づくり」を目指すもの（P20、21に概要を記載）。
----------------------------	--

(3) 地域人材による教育の推進

動向・現状・課題等

【スクールアシスタント】

- ◆ 本市では、急激な社会の変化と価値観が多様化する時代の中にあつて、学校教育を活性化し、児童生徒一人一人を大切にす教育を推進するために、市立幼稚園および小・中学校において地域の人的資源と教育力を生かしたスクールアシスタントを配置しています。
- ◆ 本市のスクールアシスタントは、「子ども教育支援員」と「学校運営支援員」に区分しており、「子ども教育支援員」は、学校で何らかの不適応がみられる子どもへの支援などを行い、「学校運営支援員」は、授業や部活動における支援などを行っています。

【学校サポーター】

- ◆ 本市では、市立幼稚園および小・中学校と地域の結びつきを強め、豊かな教育環境を作り出し、子どもたちの学習活動の効果を高めるため、学校サポーターを配置しています。各教科・領域において様々な地域人材の活用を通して、学校と地域との連携を深め、社会に開かれた教育課程の実現を目指しています。
- ◆ ベッドタウンとして発展してきた本市では、優れた知識や技術を持った人材が退職し、地域で暮らしています。こうした人材と子どもたちの交流を増やし深めていくことで、学びの質の向上を図っています。

スクールアシスタントの活用状況の推移

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
小学校	延人数	28	24	42	42	48
	活用時間数	10,291	8,922	18,434	19,955	23,417
中学校	延人数	46	31	41	13	11
	活用時間数	5,146	4,815	8,247	5,825	4,358
幼稚園	延人数	0	0	3	2	2
	活用時間数	0	0	2,012	1,929	2,215
指導課・ きぼうの広場	延人数	2	1	2	0	0
	活用時間数	846	68	502	0	0
合計	延人数	76	56	88	57	61
	活用時間数	16,283	13,805	29,195	27,709	29,990

資料：牛久市教育委員会（指導課）

学校の教育活動における地域人材の教科等別活用分野数（2017年度）

教科等	国語	算数	社会	生活	理科	外国語活動	音楽	家庭	体育	保健	美術	道徳	総合	特別活動	部活動	その他	合計
分野	6	4	8	26	2	6	3	6	24	6	1	2	60	41	7	8	210

資料：牛久市教育委員会（指導課）

施策の展開方向

教育支援や学校運営、部活動指導などにおける地域人材の活躍を促進することにより、子どもたちの学びの質を高めるとともに、地域とのつながりを深めます。

① スクールアシスタントの配置（再掲）

- 地域の人材を非常勤職員として学校へ派遣し、教職員と連携しながら教育的支援の必要な子どもの支援や学校運営に関わる支援を行います。

② 学校サポーターの配置と学校支援ボランティアの育成（後掲）

- 学習指導や部活動指導などにおいて、優れた知識や技能を有する地域人材の活用により、小中学校の教育活動の充実を図ります。
- 学校支援ボランティアの発掘、育成、活用により、放課後や土曜日も含めた教育や子どもの見取りの充実を図ります。

③ 学校情報の発信

- 保護者や地域へ学校の情報を発信し、相互理解を図ることで、子どもたちの育ちの姿を共有します。

④ コミュニティ・スクールの推進（後掲）

- 学校運営協議会の活動を促進し、充実させることにより、学校が地域と一体となって子どもたちを育む教育活動を展開する「地域とともにある学校づくり」を推進します。

主な事業	担当課
人材バンクを活用した教育支援事業	指導課
スクールアシスタントを派遣する（再掲）	指導課
学校サポーターを派遣する（後掲）	指導課
コミュニティ・スクールを運用する（後掲）	生涯学習課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
学校からの要望に対するスクールアシスタントの充足率	77.9%（2018）	83.0%
学校の教育活動における地域人材の教科等別活用分野数	210 分野（2017）	250 分野
「学校は、学校だよりやHP等を通して、学校の取組をよく発信している」と答える保護者の割合	なし	85.0%



学校運営協議会

(4) 学校・通学路の安全・安心の確保

動向・現状・課題等

- ◆ 学校は児童生徒が安心して学習を行うことが求められる場所であり、安全な環境を整備し、事件・事故等を防止するための取り組みが必要です。
- ◆ また登下校時においても子どもの安全を確保するためには、地域社会全体で子どもの安全を見守る体制の整備が必要です。
- ◆ 本市では、警察OBの「スクールガードリーダー」による学校内外の巡回や防犯カメラの設置に関する助言、学校・教育委員会・道路担当課・警察等と連携した通学路の安全点検、地域ボランティアの協力による登下校時の見守りなどに取り組んでいます。
- ◆ 2018年6月の大阪北部地震で発生したブロック塀の倒壊による児童の死亡事故を受けて、市内の通学路の一斉調査を行いました。民有地において多数の危険箇所が発見されたため、改修の呼びかけとともに、児童生徒に対し危険から身を守るための指導を行っています。また、2019年度からは児童生徒へのヘルメット無償配布を行います。

教育施設の防犯カメラの設置状況※2017年4月1日現在

場所	幼稚園		小学校							中学校					児童クラブ				中央図書館	運動公園	雲魚亭	中央生涯学習センター	合計				
	第二	牛久	岡田	奥野	牛久第二	中根	向台	神谷	ひたち野うしく	牛久第一	牛久第二	牛久第三	下根	牛久南	奥野小	神谷小	向台小	牛久小						牛久二小	中根小	岡田小	
台数	2	4	2	3	3	7	2	4	17	4	2	5	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	33	36	3	18	161

資料：牛久市教育委員会

施策の展開方向

行政と地域住民等との連携・協働により、学校内および通学路における安全を確保し、児童生徒が安心して学べる環境を整えます。

① 学校の安全・安心確保

- 警察OBの「スクールガードリーダー」による防犯カメラの設置に関する助言などにより、学校の防犯力を強化します。

② 通学路の安全・安心確保

- 通学路交通安全プログラムにより、関係各課が連携して通学路の危険箇所を調査し、安全確保のための改良を推進します。
- 保護者やボランティア等との連携により、子どもの登下校時の見守りを推進します。

主な事業	担当課
小・中学校を運営する	学校教育課
防犯カメラを設置する	学校教育課
スクールガードリーダーを派遣する	学校教育課
通学路交通安全プログラム（通学路危険箇所調査等）	学校教育課
通学路の安全確保のため市道を改良舗装する	道路整備課
交通安全団体と協力し交通安全活動を実施する	交通防災課
地域安全団体と協力し地域安全活動を実施する	交通防災課
地域安全パトロールをする	交通防災課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
幼稚園、小中学校、児童クラブでの防犯カメラ数	71台（2017）	100台
通学路交通安全プログラムでの危険箇所に対する対応率 （累積）	67.2%（2017） 39箇所／58箇所	75.0%

(5) 教職員の働き方改革の推進

動向・現状・課題等

- ◆ 文部科学省は、2017年12月に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめ、「業務の役割分担・適性化」「学校が作成する計画等や組織運営の見直し」「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制」のための必要な措置を講じるとしています。
- ◆ また、教育委員会においては、学校におけるこれまでの働き方を見直し、限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業やその準備に集中できる時間、教師自らの専門性を高めるための研修の時間や、児童生徒と向き合うための時間を十分に確保し、教師が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことができるよう、必要な取り組みを行うこととしています。

[学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)(文部科学省、2018年2月9日)より抜粋]

教育委員会が取り組むべき方策	特に留意して取り組むべき個別業務の役割分担および適正化
<ul style="list-style-type: none"> ①業務改善方針・計画の策定およびフォローアップ ②事務職員の校務運営への参画の推進 ③専門スタッフとの役割分担の明確化および支援 ④学校が教育活動に専念するための支援体制の構築 ⑤業務の管理・調整を図る体制の構築 ⑥関係機関との連携・協力体制の構築 ⑦学校・家庭・地域の連携の促進 ⑧統合型校務支援システム等のICTの活用促進 ⑨研修の適正化 ⑩各種研究事業等の適正化 ⑪教育委員会事務局の体制整備 ⑫授業時数の設定等における配慮 ⑬各学校における業務改善の取り組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆基本的には学校以外が行う業務 ①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ◆学校の業務だが必ずしも教師が行う必要のない業務 ⑤調査・統計等への回答等 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動 ◆教師の業務だが、負担軽減が可能な業務 ⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事等の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応
学校が作成する計画等及び学校の組織運営に関する見直し	
<ul style="list-style-type: none"> ①学校単位で作成される計画について、計画の内容や学校の実情に応じて統合して作成することを推進する ②各教科等の指導計画や支援が必要な児童生徒のための個別の指導計画等について、複数の教師による作成、共有化を推進する ③教育委員会が学校に作成を求めている計画について、整理・合理化を図る、過度に複雑にせず、活用しやすいものとする ④教育委員会が各学校に新たな計画の作成を求める場合、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内とすることを基本とする ⑤学校に設置されている類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を徹底する 	
勤務時間管理の徹底および適正な勤務時間の設定	
<ul style="list-style-type: none"> ①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを構築する ②登下校、部活動、学校の諸会議等について、教職員の勤務時間・休憩時間を考慮した時間設定をする ③早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行う ④緊急時の連絡方法を確保したうえで、留守番電話やメールによる連絡対応等の体制を整備する ⑤長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように、一定期間の学校閉庁日を設定する ⑥適正な勤務時間の設定に係る取組について、保護者や地域の理解を得られるよう、必要な要請を行う 	
教職員全体の働き方に関する意識改革	
<ul style="list-style-type: none"> ①管理職のマネジメント能力を養成する、マネジメント能力を適正に評価する ②教職員全体に勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方に関する必要な研修を実施する ③学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点を盛り込む、人事評価を活用する ④学校評価において、業務改善や教職員の働き方に関する項目を位置づける ⑤教育委員会は、学校評価と連動した業務改善の点検・評価の取組を推進する 	

施策の展開方向

教職員が授業に集中でき、子どもと向き合う時間を増やせるよう、業務の適正化や効率化などによる働き方改革を推進します。

① 役割分担等の適正化と業務の効率化

- 業務の管理・調整を図る体制の構築や、関係機関、学校・家庭・地域との連携・協力体制の構築、統合型校務支援システム[※]等のICT[※]化の促進など、学校が、役割分担等の適正化と業務効率化により、時間外勤務を短縮しつつ効果的な教育活動を行うための業務改善方針・計画を策定し、推進していきます。

② 適正な勤務時間の設定と運用

- 校長をはじめとしたマネジメント能力の育成を図るとともに、教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるための研修の実施や、人事評価・学校評価の活用などにより、適正な勤務時間の設定と運用の定着を図ります。

主な事業	担当課
コンピュータの活用を支援する（校務関連）	学校教育課
教職員働き方改革プランを策定する	教育企画課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
統合型校務支援システム等の導入学校の割合	0%（2018）	100.0%

【用語解説】

統合型校務支援システム	「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムをいう。
ICT	英語：Information and Communication Technologyの略、情報通信技術。PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。IT（英語：Information Technologyの略）、情報技術とほぼ同義。

(6)「学びの共同体」づくりの推進

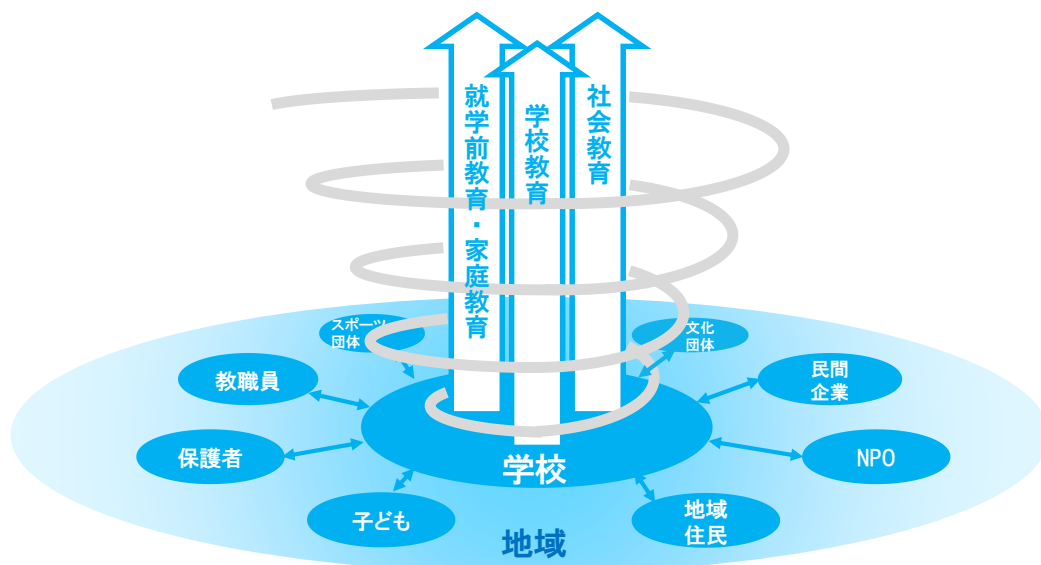
動向・現状・課題等

【おくのキャンパス】

- ◆ 近隣市町村では児童生徒数の減少による小中学校の統廃合が進んでいますが、奥野地区では学校の統廃合を進めるのではなく、小規模でも魅力的な学校にして存続を図っていかうとしています。
- ◆ そこで、奥野さくらふれあい保育園、奥野小学校、牛久第二中学校を「おくのキャンパス」と名付け、保育園から小学校、中学校までの一貫した教育を推進し、教育の質の向上を図っています。
- ◆ 2018年に、県内の公立小中学校では初めて、「ユネスコスクール」に認定されました。ESD（持続可能な開発のための教育）※では「過疎化対策」を学習のテーマとした「古民家再生プロジェクト」、国際理解教育としては「小学校での放課後英語学習」や「オーストラリアの学校との交流学習」、小中一貫プログラムの中での「奥野地域のフィールドワーク」など様々な取り組みを展開しています。
- ◆ また、「日曜かっぱ塾」の開催や、「コミュニティ・スクール」の立ち上げの他、卒業生を中心に構成される吹奏楽団「おくのウインズベル」との合同での活動などを通して、地域総ぐるみで子どもを育てる仕組みづくりを推進しています。
- ◆ こうした取り組みの結果、奥野小学校や牛久第二中学校の学区外から50名を超える転入生を迎えています。

【学びの共同体づくり】

- ◆ 小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有しており、災害時における避難所としての機能に代表されるように、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。
- ◆ また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みであり、今後のまちづくりとも密接不可分です。加えて本市では、集落の成り立ちや形成時期の違いなどから、それぞれの地域の特徴があり、地域ごとに異なる課題を有しています。
- ◆ そのような中で本市は、学校教育において「一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり」を目指した取り組みを進めるとともに、学校を核として学校と地域が連携・協働することで、地域全体がともに学び合い、未来を拓き地域を担う人が育つ、「学びの共同体づくり」を目指しています。
- ◆ 現在、おくのキャンパスではこれらの目標を実現するため、先行して多様な連携・協働による取り組みを進めており、今後はこうした取り組みから得られた知識や経験、成果の検証などをもとに、地域ごとの課題を踏まえた地域における学校の在り方を検討し、将来を見据えた取り組みを進めていく必要があります。



施策の展開方向

おくのキャンパスでの取り組みを実践・検証しながら、学校を核とした「学びの共同体」による地域の学び力向上に資する学校づくりを進めます。

① おくのキャンパスの特色ある学校づくり

- 奥野さくらふれあい保育園、奥野小学校、牛久第二中学校で構成される「おくのキャンパス」において、市内各地から小中学生を受け入れ、恵まれた自然環境と地域人材を生かして、コミュニケーション能力を高め、グローバルな人格形成を目指す、特色ある学校づくりを進めます。
- 奥野小学校と牛久第二中学校の統合による「義務教育学校」の設置を検討します。

② 「学びの共同体」の中核となる学校の役割の研究

- 小学校区単位での地域の学び力の向上を目指して、その中核となる学校の役割についての調査研究を進めます。

主な事業	担当課
おくのキャンパスにおける小規模特認校制度の運用	学校教育課
おくのキャンパスにおけるキャンパスバス（スクールバス）の運行	教育企画課
おくのキャンパスで特色ある教育活動を推進する	教育企画課
おくのキャンパス義務教育学校を検討する	教育企画課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
奥野小学校・牛久第二中学校の児童生徒数	奥野小児童数 207 人 牛久二中生徒数 97 人 (2018)	奥野小児童数 216 人 牛久二中生徒数 108 人

【用語解説】

ESD（持続可能な開発のための教育）	英語：Education for Sustainable Development の略。世界の環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（think globally, act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
--------------------	--

Ⅱ. 【就学前教育・家庭教育の推進】 親と子の生きる力を育む地域づくり



子育て広場



保育園



保幼小連携事業



放課後カッパ塾

1. 【就学前教育の充実】

幼児期の特性に応じた資質・能力の育成

動向・現状・課題等

- ◆ 近年、自尊心や忍耐力、感情をコントロールする力といった「社会情動的スキル」やいわゆる「非認知的能力」といったものを幼児期に身につけることが、大人になってからの生活に大きな差を生じさせることや、幼児期における語彙数、多様な運動経験などがその後の学力、運動能力の大きな影響を与えることなどの研究が進んでおり、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子どもが健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性に対する認識が高まっています。
- ◆ 本市では、教育委員や教育委員会事務局、指導主事や専門家等が公立幼稚園を訪問し、園長との意見交換や授業支援を行うことで、授業の質の改善を図っています。
- ◆ また、市内全ての保育園や幼稚園との保幼小連携事業を長年実施し、小中一貫教育の推進と合わせて、保・幼・小・中の学びの連続性を確保する取り組みを進めています。
- ◆ 公立の第一幼稚園については、ひたち野うしく小・中学校の隣地に移転し、より交流・連携しやすい環境整備をすすめる予定となっています。

年齢別幼児教育施設等在籍数および割合（牛久市）

2018年5月1日時点

年齢層	年齢別人口(人)	保育園（公立）		保育園（私立）		幼稚園（公立）		幼稚園（私立）		幼保連携型認定こども園		推定未就園児	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0・1歳	1,282	78	6.1%	296	23.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	907	70.7%
2・3歳	1,440	144	10.0%	504	35.0%	0	0.0%	226	15.7%	110	7.6%	456	31.7%
4・5歳	1,543	136	8.8%	499	32.3%	101	6.5%	508	32.9%	246	15.9%	53	3.4%
合計	4,265	358	8.4%	1,299	30.5%	101	2.4%	734	17.2%	357	8.4%	1,416	33.2%

資料：牛久市教育委員会（学校教育課）、牛久市保健福祉部（保育課）

保護者にとって小学校入学までに身につけて欲しいこと

（単位：％）

身につけて欲しいこと	家庭での教育で	施設での教育で
早寝・早起き	73.5	9.2
朝ごはんの習慣	57.3	7.7
清潔	49.7	24.5
衣類の着脱	55.9	25.3
排泄	56.2	26.2
あいさつ・返事	88.0	65.3
自分のことは自分でする力	77.1	51.0
好き嫌いせず食べる	53.5	32.4
情緒の安定	37.8	19.1
他人の話を最後まで聞くこと	59.4	61.2
自分の考えを相手に伝える力	61.3	58.2
ルール・約束を守る	85.3	83.6
道徳心の芽生え	68.4	58.2
友達と協力して仲良く遊ぶこと	66.0	84.5
考えの異なる友達と折り合いをつけること	33.1	63.3
外遊びをすること	38.7	51.2
何かに夢中になって遊ぶこと	38.4	36.6
集中力・根気	57.4	52.1
身近な物事への興味・関心・感性	48.0	45.8
自分が感じたことを表現する力	47.6	49.2
文字や数への興味・関心	43.7	44.5
読み聞かせ・読書の習慣	34.2	33.2
その他	1.7	2.8

資料：茨城県就学前教育・家庭教育実態調査※調査時期：2016年9月、有効回答数1,128

施策の展開方向

保幼小の教職員の資質向上や保護者等との連携などにより、幼児期に必要な学びの充実に図り、義務教育への適応力や人格形成の基礎となる資質・能力を育成します。

① 保幼小連携の推進（再掲）

- 保幼小教職員の情報交換や研修等を通して、幼児期と小学校教育の連携を図ります。
- 保幼小の幼児・児童の交流活動を通して、幼児期の遊びを通じた学びから小学校での生活や学習への円滑な接続を推進します。

② 幼児教育センター機能の整備（再掲）

- 「幼児教育センター」としての機能を整備し、公立・私立、施設の種類を超えて質の高い幼児教育を提供するため、教職員の資質向上や保護者の支援に取り組みます。

主な事業	担当課
保幼小連携推進事業（再掲）	指導課
公私立幼稚園の運営や設置を協議する	学校教育課
幼児教育を支援する（再掲）	指導課
民間幼稚園の運営を支援する	保育課
幼稚園を運営する	学校教育課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
小学校区内の保幼小相互の授業参観合計数	なし	67.0%



市立第一幼稚園（2019年4月開園）とひたち野うしく中学校（2020年4月開校予定）

2. 【親と子の学びの支援】

親も子も安心して学べる環境づくり

動向・現状・課題等

- ◆ 家庭教育は、全ての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、自尊心や自立心の社会的なマナーなどを身につけるうえで重要な役割を担っています。しかし、核家族化の進行や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化中、家庭の教育力の低下が指摘されており、家庭が抱える課題も多様化しています。
- ◆ 様々な課題を抱える家庭に対し、効果的な支援を行うためには、家庭との連携を密にし、必要に応じて訪問するなど実態把握に努めるとともに、教育・福祉等の関係機関が情報を共有し、具体的な支援策を検討していく必要があります。
- ◆ また、地域とのつながりを増やしていくことで、子どもと親が安心して地域で暮らし学んでいける環境を作っていくことも必要です。
- ◆ 本市では、「放課後子ども総合プラン」を踏まえた放課後子ども教室（うしく放課後カッパ塾）と放課後児童クラブの一体運営など、行政の教育・福祉部門と市民が連携した取り組みを進めています。
- ◆ 今後も連携・協働による子育て・教育・預かり支援の充実を図るとともに、ニーズの多様化に対応すべく、実施内容や体制の見直し、改善をさらに進めていく必要があります。

家庭児童相談室における相談内容の推移（実人数）

（単位：人）

	児童虐待	養護	自閉症等	知的・ 身体障害	非行	性格行動	不登校	適正	育児しつこ	その他	DV	合計
2011年度	73	36	15	111	12	128	39	0	145	18	19	596
2012年度	53	42	23	70	18	152	25	0	194	13	16	606
2013年度	72	35	15	48	20	138	24	1	290	7	38	688
2014年度	71	110	3	41	12	99	60	2	368	43	24	833
2015年度	54	362	4	33	2	50	79	8	36	66	12	706
2016年度	61	329	0	16	3	44	74	3	30	51	20	631
2017年度	61	361	3	6	1	17	41	1	19	12	7	529

※2015年度より、「育児しつこ」の相談を「養護」の必要な相談として受け止め、「養護」の悪化から「児童虐待」に進まないように取り組んでいる。

資料：牛久市保健福祉部（こども家庭課）

家庭教育学級の活動状況

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
対象学級生数（人）（A）	4,019	4,666	4,029	3,332	3,170
参加者数（人）（B）	2,942	2,543	2,139	2,019	2,158
家庭教育学級の総学級生数に対する 延べ参加者数の割合（％）（B/A）	73.2	54.5	53.1	60.6	68.1

資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

施策の展開方向

地域社会全体で子育てを支援する意識の醸成や、地域における子育て・教育に関する相談や預かり支援、経済的な支援の充実により、親と子が地域とのつながりの中で安心して学べる環境をつくります。

① 子どもと地域とのつながりづくり

- 教育機関と家庭相談員、民生委員児童委員、主任児童委員との連携などにより、家庭教育において学校や地域とのつながりが持てるよう支援します。

② 親の学びの場の提供

- 子どもの成長段階にあった親の学びの場を提供することにより、家庭の教育力向上を図るとともに子どもの健やかな成長を支援します。

③ 放課後・土曜日の学習・預かりの支援（後掲）

- 「放課後児童クラブ」の着実な運営により、共働き家庭などの児童を含めたすべての児童の安全・安心な遊び場や生活の場を確保します。
- 「うしく放課後カッパ塾」において学びの場を提供し、児童の基礎学力の向上や学習習慣の定着を促進します。
- 「うしく土曜カッパ塾」において、学習や体験活動などの多様なプログラムを提供し、子どもの学力向上を図るとともに地域とのつながりを深めていきます。

④ 就学の支援

- 児童・生徒への奨学金の給付や就学援助などの支援により、全ての子どもたちの教育を支えます。

主な事業	担当課
家庭児童相談を実施する	こども家庭課
乳幼児健診と子育て相談を実施する	健康づくり推進課
子育て広場を運営する	こども家庭課
幼稚園等で食育紙芝居を実施する	健康づくり推進課
P T A 連絡協議会を支援する	生涯学習課
子ども会育成会を支援する	生涯学習課
家庭教育学級活動を支援する	生涯学習課
児童クラブを運営する（後掲）	教育企画課
放課後カッパ塾を運営する（後掲）	生涯学習課
土曜カッパ塾を運営する（後掲）	生涯学習課
訪問型家庭教育支援を実施する	生涯学習課
幼稚園の就園を奨励補助する	保育課
奨学金条例に基づき就学を支援する	教育企画課
要・準要保護児童生徒の就学を援助する	学校教育課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
家庭教育学級の総学級生数に対する延べ参加者数の割合	68.1%（2017）	58.0%以上

Ⅲ. 【社会教育の推進】

心豊かに健やかに学び続ける地域づくり



男性料理教室



土曜カップ塾（英語）



うしく音楽家協会コンサート



牛久シティマラソン

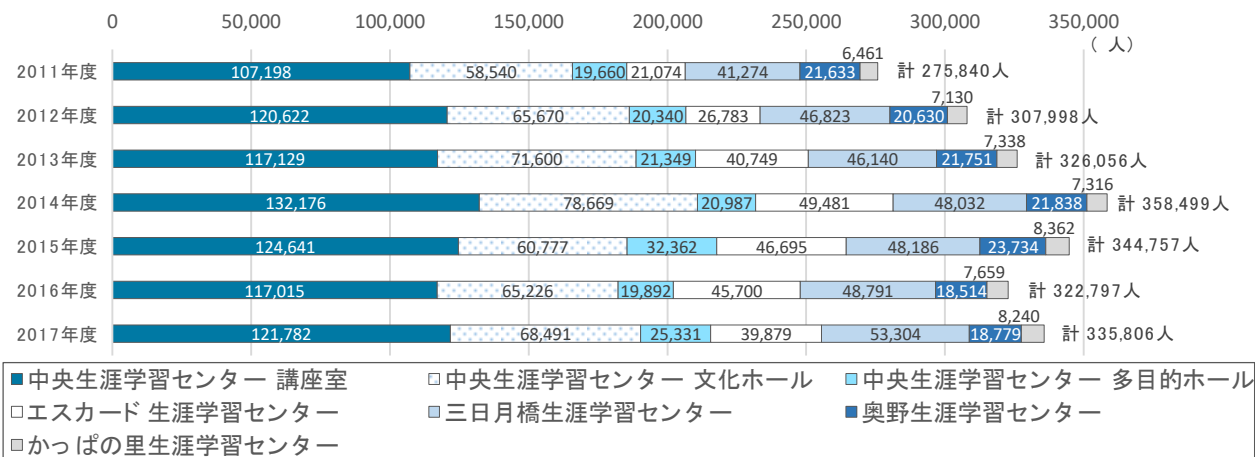
1. 【生涯学習の推進】 生涯にわたって学び活躍していく人づくり

(1) 学習機会の提供・活動支援

動向・現状・課題等

- ◆ 医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、人生100年時代の到来が予測されています。人生100年時代においては、すべての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できるようにすることが求められます。
- ◆ 今後は、だれもが生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築し、人生の可能性を広げて新たなステージで活躍し、人生を豊かに生きられるような環境を整備していくことが必要となっています。
- ◆ 高齢になると、一般的に体力や短期的な記憶力は低下しますが、言語能力や日常の問題を解決する能力は伸びていくともいわれており、年齢とともに低下しがちな能力を維持向上しつつ、伸びる能力をさらに伸ばしていくことも重要です。
- ◆ 本市では、各生涯学習センターにおいて多様な講座が開かれ、講座あたりの参加者数は高い水準で推移しており、市民の学習意欲は高いと考えられます。しかし、若い世代の参加者が少ないことや、市民の自主企画の講座の開催が少ないといった現状があり、改善を図っていく必要があります。

生涯学習施設の利用者数の推移



資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

生涯学習講座の開催状況

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
講座数（回）	109	80	62	63	54
開催数（回）A	99	76	55	58	52
開催率（%）	90.8	95.0	88.7	92.1	96.3
延参加者数（人）B	6,349	6,357	4,414	4,619	4,219
講座あたり参加者数（人） （B/A）	64.1	83.6	80.3	79.6	81.1

資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

施策の展開方向

市民の世代や関心に合わせた学習プログラムの提供や、自発的・自主的な講座の開催支援、利用者本位の施設運営などにより、だれもが学びに向かうことのできる環境を整えます。

① 多様な生涯学習プログラムの提供

- 多様な生涯学習プログラムの提供により、市民の幅広いニーズに対応するとともに、若者から高齢者までの多様な世代が学び始めるきっかけづくり、仲間とつながりながら楽しく学ぶ機会づくりを進めます。

② 市民の主体的な学びの支援

- 市民の自発的・自主的な講座の開催について、NPO等市民団体との連携や支援内容の拡充等を検討し、推進します。

③ 生涯学習施設の提供

- 利用者に対する調査を定期的に行い分析することなどにより、利用者の増加を促す利用者本位の施設運営を推進します。

主な事業	担当課
生涯学習講座を開催する	生涯学習課
図書館講演会を開催する	中央図書館
地域ふれあい講座を開催する	生涯学習課
市民コーディネート講座を開催する	生涯学習課
環境美化活動団体を支援する	生涯学習課
女性の社会参加促進事業を支援する	生涯学習課
牛久市少年少女発明クラブを支援する	生涯学習課
環境イベントを企画し開催する（うしくみらいエコフェスタ）	環境政策課
生涯学習センターを運営する	生涯学習課
ひたち野うしく地区の公共施設を一般に開放する	生涯学習課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
生涯学習センター延利用者数	335,806人（2017）	350,000人
生涯学習講座の開講率	96.3%（2017）	98.0%
生涯学習センター貸館稼働率	52.2%（2015）	60.0%

(2) 図書館機能の充実

動向・現状・課題等

- ◆ 近年図書館は、市民の様々な事柄に関する調べものや、生涯学習支援のためのレファレンスサービス※が重要とされています。そのため、図書館の司書が資料に関する知識や経験を深めるとともに、レファレンスツール※の充実を図り、市民のニーズに応える資料や情報を提供していくことが求められています。
- ◆ 本市は、国立国会図書館が全国の図書館などと協同で構築している調べものためのデータベースである「レファレンス協同データベース事業」に参加しており、データベースに登録したレファレンス事例を市内外の多くの方が参照しています。
- ◆ また図書館は、乳幼児とその保護者、高齢者、障がい者、外国人など多様な市民が利用します。それぞれのニーズに対応できるよう、サービスの向上に努めるとともに、より多くの市民が読書活動や生涯学習活動に取り組むよう、啓発活動を進めていく必要があります。
- ◆ 本市では、平成15年4月より、市民（NPO）との協働により図書館を運営しています。運営に協力するボランティア団体も多く、読み聞かせや図書の修理、点字広報・録音図書「こもれび」の作成などに活躍しています。
- ◆ また、図書館と教育センターきぼうの広場が連携し、図書館における不登校児童生徒等の居場所づくりに取り組んでいます。

図書館年代別貸出点数および市民一人あたり貸出点数

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	
年代別 貸出 点数	0～6歳	58,984	58,293	57,403	58,109	59,174	59,315	63,774	52,032	58,907
	7～12歳	58,311	60,871	60,789	64,168	65,807	66,927	72,810	75,778	78,033
	13～15歳	8,105	9,634	8,609	8,310	8,770	8,151	8,367	10,722	10,811
	16～18歳	7,373	7,084	6,476	6,113	6,001	6,150	4,755	4,762	4,218
	19～22歳	13,719	13,061	10,816	9,662	9,145	8,554	7,467	6,688	5,701
	23～29歳	33,824	28,469	25,584	23,912	21,012	19,043	15,732	11,822	10,509
	30～39歳	122,982	116,289	100,037	94,055	88,421	82,330	79,695	66,124	62,085
	40～49歳	95,898	99,340	92,165	87,656	91,924	94,837	98,392	96,974	96,016
	50～59歳	91,017	81,766	73,335	68,132	64,692	61,169	58,810	57,115	59,815
	60～69歳	128,089	136,675	133,667	130,275	127,482	121,440	119,514	105,045	96,113
	70歳～	37,245	42,137	47,222	54,219	60,767	69,925	77,222	88,175	101,751
団体等	17,887	20,418	17,255	21,312	19,751	23,093	25,814	23,987	24,813	
合計	673,434	674,037	633,358	625,923	622,946	620,934	632,352	599,224	608,772	
市民一人あたり 貸出点数	8.38	8.30	7.73	7.50	7.41	7.36	7.46	7.04	7.15	

資料：牛久市教育委員会（中央図書館）※市民一人あたり貸出点数は、貸出点数合計÷住民基本台帳年度末人口による

図書館サービスの利用状況（一部）

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
0から6歳の児童書の貸出冊数（冊）	46,689	48,415	49,943	54,310	43,860	51,098
他団体との共催事業参加者数（人）	2,754	3,204	3,420	4,051	4,499	4,292
レファレンス件数（件）	141	119	498	492	592	990

資料：牛久市教育委員会（中央図書館）

施策の展開方向

市民との協働により、時代の変化に対応しつつ、市民の学びと暮らしの向上に寄与する「頼れる図書館」づくりを推進します。

① 読書習慣の育成

- 図書館での各種おはなし会やイベントの開催、地域での読書活動を行うことで、すべての子どもが豊かな読書活動を経験する機会づくりを進めます。
- ヤングアダルトコーナーの設置や、中学校や高等学校との連携を強化し、読書離れが進む中高生の読書活動を推進します。

② 自主学習の支援

- 市内の学校の学びのサポートとして、図書館見学や職業体験の受け入れを行うとともに、学校図書館ネットワーク事業により、学校教育のための資料提供を支援します。
- 講座の開講や学習室の提供などにより、市民の自主的・自発的な学びを支援します。

③ ニーズに応じたサービスの提供

- 乳幼児とその保護者、高齢者、障がい者、外国人など、多様な利用者のニーズに合わせたサービスの提供に努めるとともに、サービスの拡大を検討し、実施していきます。

④ 資料・情報の充実

- 地域を支える情報拠点として市民に役立つ資料が提供できるよう、郷土資料や図書雑誌、視聴覚資料、特殊コレクションの充実を図るとともに、電子書籍の導入や地域資料の電子化を検討していきます。

⑤ 運営体制の強化

- 司書の資格を生かした専門業務化により、市民の抱える問題や課題を解決するための相談支援体制の強化を図り、利用者が求める資料を的確に探し出し解決策を提供するレファレンスサービスの充実を図ります。
- 司書が行政区、各種団体、福祉施設等への訪問活動を積極的に展開し、図書館の利用促進を図ります。
- NPOや市民ボランティアとの連携体制強化により、図書館サービスの拡大を図ります。

主な事業	担当課
「としょかんまつり」を開催する	中央図書館
図書館視聴覚室で映画会を開催する	中央図書館
図書館で児童向けイベントを開催する (おはなし会、わらべうたの会、司書による講座、読書会)	中央図書館
「ブックスタート事業」を行う	中央図書館
図書館資料を提供する (うちどく事業、ヤングアダルトコーナー、ふくろう文庫、読書手帳)	中央図書館
行政区等訪問活動	中央図書館
学校図書館ネットワーク事業(再掲)	中央図書館
夏季休暇等長期休暇の学習支援	中央図書館
児童生徒への図書館利用案内及び講座の実施	中央図書館
図書館見学・職業体験、実習生の受入	中央図書館

主な事業（つづき）	担当課
レファレンスサービス	中央図書館
図書館で相互貸借する	中央図書館
図書館資料を提供する （宅配サービス、外国人向けサービス、来館困難な高齢者へのサービス）	中央図書館
図書館システムを管理する（図書館システムの更新、在架資料予約サービス）	中央図書館
図書館の公用車を管理する	中央図書館
図書資料の未返却者へ督促する	中央図書館
図書館資料を収集整理する	中央図書館
NPO法人と協働で図書館を運営する	中央図書館
読書団体連合会を支援する	中央図書館

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
市民一人あたり図書館資料貸出点数	7.15点/年（2017）	9.5点/年
1日平均来館者数	1,061人/日（2016）	1,150人/日
0～6歳の児童書の貸出冊数	43,860冊/年（2016）	54,131冊/年
他団体との共催事業参加者数	4,499人/年（2016）	5,454人/年
レファレンス受付件数	592件/年（2016）	7,852件/年
登録者1人当たりの貸出冊数	10.24冊/年（2016）	13.3冊/年
中高生の貸出冊数	15,484冊/年（2016）	17,085冊/年
おはなし会参加者数	2,524人/年（2016）	3,463人/年
市民大学参加者数	388人/年（2016）	523人/年
市内利用者登録者数	54,780人（2016）	64,466人

【用語解説】

レファレンスサービス	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいは情報を得るために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。
レファレンスツール	図書館員が行う情報提供などの支援業務（レファレンスサービス）のために使用する資料や情報源。



ブックスタート



子どもの本の福袋



夏休み宿題応援講座



クリスマスおはなし会スペシャル



としょかんまつり (牛久栄進高校書道部)



としょかんまつり (牛久栄進高校書道部)

(3) 地域と学校の連携強化

動向・現状・課題等

【コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）】

- ◆ コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」が設置された学校のことをいいます。「学校運営協議会」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定された法定の協議組織であり、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みです。
- ◆ 本市では、2018年度中に全小中学校におけるコミュニティ・スクールの設置が決定されました。今後は、関係者全員が目標とビジョンを共有し、地域の教育支援体制の充実を図っていくことが必要です。

【地域学校協働活動】

- ◆ 地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。こうした活動を推進するため、2017年3月の社会教育法改正により、教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱することができることとされました。
- ◆ 本市では、既に同様の目的で「地域学校コーディネーター」が設置されていましたが、これを発展的に改め、「地域学校協働活動推進員」として委嘱しています。今後については、地域と学校双方の連携・協働を推進し、「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことが必要です。
- ◆ また、学校運営協議会で協議された学校運営に必要な支援が、地域学校協働活動として実行されることで相乗効果を発揮していくことも必要となります。

学校運営協議会の設置状況

学校名	設置日
奥野小学校・牛久第二中学校（おくのキャンパス）	2017年3月1日
牛久第一中学校	2018年4月1日
岡田小学校	2018年5月1日
神谷小学校	2018年7月1日
牛久第二小学校	2019年4月1日
牛久南中学校	2019年4月1日
向台小学校	2019年4月1日
中根小学校	2019年4月1日
ひたち野うしく小学校	2019年4月1日
牛久小学校	2019年4月1日
下根中学校	2019年4月1日
牛久第三中学校	2019年4月1日

資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

うしく放課後カッパ塾・うしく土曜カッパ塾の参加延人数の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
放課後カッパ塾参加延人数（人）	5,371	13,215	14,882	13,720
土曜カッパ塾参加延人数（人）	3,079	5,015	6,769	7,474

資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

施策の展開方向

学校と保護者、地域人材等が連携・協働する仕組みを整備・推進することにより、「地域とともにある学校」「学校を核とした地域」をつくり、子どもも大人も学び合い・育ち合う環境をつくりまます。

① コミュニティ・スクールの推進（再掲）

- 学校運営協議会の活動を促進し、充実させることにより、学校が地域と一体となって子どもたちを育む教育活動を展開する「地域とともにある学校づくり」を推進します。

② 地域学校協働活動の推進

- 地域学校協働活動推進員の研修や活動を支援することにより、地域と学校との連携・協働のためのコーディネート機能を強化し、「学校を核とした地域づくり」を推進します。
- 地域学校協働活動のネットワークを整備推進し、地域学校協働活動の継続的・安定的な実施を促進することで、地域と学校の連携・協働の仕組みの拡大・深化を図ります。

③ 放課後・土曜日の学習・預かり支援（再掲）

- 「放課後児童クラブ」の着実な運営により、共働き家庭などの児童を含めたすべての児童の安全・安心な遊び場や生活の場を確保します。
- 「うしく放課後カップパ塾」において学びの場を提供し、児童の基礎学力の向上や学習習慣の定着を促進します。
- 「うしく土曜カップパ塾」において、学習や体験活動などの多様なプログラムを提供し、子どもの学力向上を図るとともに地域とのつながりを深めていきます。

④ 学校サポーターの配置と学校支援ボランティアの育成（再掲）

- 学習指導や部活動指導などにおいて、優れた知識や技能を有する地域人材の活用により、小中学校の教育活動の充実を図ります。
- 学校支援ボランティアの発掘、育成、活用により、放課後や土曜日も含めた教育や子どもの見取りの充実を図ります。

主な事業	担当課
コミュニティ・スクールを運用する（再掲）	生涯学習課
地域学校協働活動を推進する	生涯学習課
児童クラブを運営する（再掲）	教育企画課
放課後カップパ塾を運営する（再掲）	生涯学習課
土曜カップパ塾を運営する（再掲）	生涯学習課
学校サポーターを派遣する（再掲）	指導課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
放課後カップパ塾参加延人数	13,720人（2017）	15,500人
土曜カップパ塾参加延人数	7,474人（2017）	7,500人

(4) 地域人材の育成

動向・現状・課題等

- ◆ 少子高齢化や人口減少など、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や、全ての住民が地域社会の構成員として社会参加できるような社会的包摂への寄与、社会の変化に対応した学習機会の提供が期待され、その重要性はさらに高まっていくと考えられます。
- ◆ 様々な環境変化に対応し、人々が生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた地域課題解決のための人材の育成が必要となっています。
- ◆ 人生100年を見据えたライフサイクルの中では、若年期に身につけた知識や技能のみでもって、生き抜くことは困難になっていきます。長い人生を生きるためには、生涯を通して知識と時代の変化に応じたスキルの獲得に投資できるよう「いつでも、どこでも、何度でも学べる環境」をつくることも重要になっていきます。
- ◆ また、働き方が多様化しており、テレワーク※などにより若者や女性による場所を選ばない起業の機会も増加しています。本市においては、東京圏に流出している若者のUターンや子育て等で就業が困難な女性等に対する学びの支援なども課題解決の一つになると考えられます。

施策の展開方向

地域づくり活動を牽引する人材やグローバルに活躍する人材など、人材育成のための学びの提供や、学び直しの支援などを推進します。

① 郷土教育の推進

- いばらきっ子郷土検定や牛久郷土検定の開催などにより、茨城県および牛久市に対する愛着や誇りを持った人材を育成します。
- 本市の自然、文化、歴史、まちづくりなどの講座の提供により、市民の地元への親しみや関心を高めます。

② 学び直し（リカレント教育※）の推進

- 変化の激しい社会への対応や、地域でのビジネス創出、地域社会への貢献など、人生100年時代を豊かに生きるための学びを支援します。
- 市内での就業・起業を希望する若者や出産・育児等によりライフスタイルが変化する女性などが、多様な働き方でそれぞれの個性や能力を発揮できるよう、資格取得や技能習得などを支援します。

③ 福祉学習の促進

- 家庭や学校、地域における福祉学習の取り組みを促進します。

④ 人権教育の推進

- 地域や学校などにおける人権に関する教育や啓発を推進します。

⑤ 男女共同参画への理解促進

- 職場や家庭、学校などあらゆる機会を通じた男女共同に関する啓発活動を推進します。

⑥ 消費者教育の推進

- 消費者教育の推進により、自主的かつ合理的に選択できる消費活動を行える消費者を育成します。

主な事業	担当課
郷土検定を支援する	生涯学習課
郷土の偉人を顕彰する（牛久郷土検定）	文化芸術課
郷土かるたを普及する	生涯学習課
文化財を保護継承して活用する（歴史リレー講座）（後掲）	文化芸術課
資格・技能習得支援	生涯学習課
社会通信教育等受講支援	生涯学習課
就職・起業・ビジネス支援及び行政支援サービスの実施	中央図書館
人権教育や人権の啓発をする	社会福祉課
人権・同和社会教育研修会に参加する	生涯学習課
人権・同和教育研修会に参加する	教育企画課
男女共同参画を推進する	市民活動課
男性料理教室の開催	生涯学習課
消費生活センターを運営する（出前講座・HPによる啓発）	商工観光課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
かるた大会参加率	87.5%（2017）	90.0%
歴史リレー講座受講生の満足度	82.0% （2015-2018の平均値）	85.0%
男性料理教室参加率	93.8%（2017）	95.0%

【用語解説】

テレワーク	ICTを活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の3つに分けられる。
リカレント教育	社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り、学習し、また社会へ出ていくということを生涯続けることができる教育システムを指す。リカレント（recurrent）には、繰り返しや循環といった意味があり、回帰教育、循環教育と訳されることもある。



牛久郷土かるた大会



家庭教育学級

(5) 青少年の健全育成

動向・現状・課題等

- ◆ 夫婦共働きや離婚などが原因で、家庭内でのふれあいや教育の時間の確保が難しくなったことにより、周囲の環境や社会生活になじめなくなる青少年が増加しています。
- ◆ スマートフォンやインターネットの普及により、子どもが有害な情報を入手しやすくなっていることや、子どもの交友関係や行動が見えにくくなっていることから、子どもを非行や犯罪から守ることが難しくなっています。また、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブル等に関する依存症が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の低減や青少年の健全育成の観点から、国、学校、地域が一体となって予防教育を行っていくことが重要となっています。
- ◆ 子どもは地域にとってかけがえのない大切な財産です。地域の人材や資源を活かした活動を展開するなど、社会全体で子どもを守り育てる取り組みの強化が必要です。
- ◆ 本市において、青少年育成牛久市民会議は、関係機関と連携した親子のふれあいや文化・スポーツ活動、野外活動等の機会の提供などにより、青少年の健全育成をすすめています。牛久市青少年相談員連絡会は、定期的な巡回パトロールや店舗への普及啓発活動などにより、青少年の健全育成、非行防止に取り組んでいます。

青少年の健全育成のために活躍する市民（団体）

牛久市青少年相談員連絡会	市内巡回パトロール、祭事時のパトロール 非行防止キャンペーン、薬物乱用防止、あいさつ・声かけ運動の啓発活動 青少年の健全育成に協力する店の登録活動 「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づく立入検査
青少年育成牛久市民会議	地域コミュニティづくりのための「あいさつ・声かけ運動」の啓発 危険箇所等の社会環境の実態調査、花の植栽 うしく鯉まつり、親子ふれあい教室、親子ふれあい映画鑑賞会、ふれあいキャンプの実施
民生委員児童委員・主任児童委員	地域の身近な相談者として、問題解決のために必要な相談窓口への橋渡し 特に主任児童委員は児童専門の相談窓口として児童の見守り等に対応
人権擁護委員	小学校児童に対する人権教育 中学校生徒に対する人権作文依頼 小中学校との連携による児童の健全育成支援
牛久市保護司会	犯罪経験や非行のある少年の改善更生を助けるための保護観察や生活環境の調整 青少年の健全育成活動、犯罪予防運動（街頭キャンペーンなど）

青少年牛久市民会議主催のイベント参加人数

	2015年度	2016年度	2017年度
ふれあいキャンプ	50	46	36
親子ふれあい教室	170	177	206
親子ふれあい映画鑑賞会	1,100	1,690	1,492
合計	1,320	1,913	1,734

資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）

施策の展開方向

地域の人材や団体、機関と連携・協働し、人のつながりによって子どもを守り育てる取り組みを推進します。

① 青少年の地域活動参加促進

- 青少年育成牛久市民会議の活動支援などにより、地域社会と青少年との結びつきを強化します。

② 地域と連携した相談対応と保護

- 地域と連携し、携帯電話やインターネット等のトラブル、いじめや非行、薬物乱用など、有害環境から子どもを守るための対策を推進します。
- 家庭相談員、民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員との連携などにより、家庭や学校の問題に関する相談に対応し、解決を促進します。
- 行政、学校、児童相談所などの関係機関と地域との連携により、児童虐待を未然に防止するとともに、早期発見と早期対応を推進します。

主な事業	担当課
青少年育成牛久市民会議を支援する	生涯学習課
親子ふれあい教室を支援する	生涯学習課
うしく鯉まつりの開催を支援する	生涯学習課
成人式の開催を支援する	生涯学習課
民生委員児童委員制度を運営する	社会福祉課
青少年相談員の活動を支援する	生涯学習課
更生保護活動を支援する	こども家庭課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
青少年育成牛久市民会議主催のイベント参加人数	1,734人/年（2017）	1,900人/年
「青少年の健全育成に協力するお店」の登録件数	109件（2017）	118件



青少年相談員連絡会

2. 【文化芸術の振興】 文化芸術を軸とした魅力ある地域づくり

(1) 文化芸術活動への参加促進・人材育成

動向・現状・課題等

- ◆ 「文化芸術基本法」や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」において、地方公共団体にはまちづくりとして地域の特色ある文化芸術活動を推進していくことが求められています。地域の特色ある文化芸術活動の推進には、団体の組織力を高め企画力を強化するなどの、行政による団体への側面的な支援と併せて、市民一人一人が文化芸術に触れる機会を創出し人材を育成していくことが必要です。
- ◆ 自由な発想を生かし個性に重きを置く文化芸術活動は、子どもの情操教育において大きな効果を生むものです。子どもたちに優れた文化芸術を鑑賞、体験する機会を提供することは、未来の人材を育成することにつながります。本市では、学校教育の中で文化芸術に親しむ機会を積極的に提供していますが、高校生以上から子育て世代へのアプローチが不十分で、文化芸術への参加機会が少ないことが課題となっています。

市民の文化芸術イベントへの参加状況

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
市民文化祭参加人数(人)	1,030	3,015	4,360	4,137	4,216
文化公演の集客率(%)	75.7	76.7	79.8	72.3	78.8

資料：牛久市教育委員会（生涯学習課）



移動美術展ワークショップ



市民文化祭シビックコンサート

施策の展開方向

より多くの市民が文化芸術に親しむ機会を提供することにより、文化芸術のまちづくりに取り組む市民を育成します。

① 講座や公演の充実

- 多様な講座や公演の開催などにより、文化芸術に親しむ機会の少ない層も取り込み、あらゆる世代の文化芸術活動への参加を促進します。

② 発表・鑑賞する機会の提供

- 多様な発表の機会や日常的に文化芸術活動に触れる機会の提供などにより、次世代を担う芸術家や企画運営力のある人材を育成します。

③ 青少年の文化芸術活動の支援

- 学校関連のアウトリーチ（体験・鑑賞等の芸術普及活動）の充実などにより、子どもの感性を育む取り組みを推進します。

④ 文化芸術団体への支援

- 独創的な事業等を企画する団体の支援や、分野の異なる団体間の連携強化の促進などにより、地域独自の文化芸術活動を促進します。

主な事業	担当課
文化財を保護継承して活用する（歴史リレー講座）（後掲）	文化芸術課
文化公演の開催を支援する	文化芸術課
エスカードホールを活用した文化活動を支援する	文化芸術課
文化芸術活動を展開する	文化芸術課
うしく現代美術展の開催を助成する（後掲）	文化芸術課
優れた芸術作品を展示し市民の芸術的交流の場を提供する	文化芸術課
市民文化祭を開催する	生涯学習課
ふれあい牛久沼文化の集いを支援する	生涯学習課
青少年の文化芸術活動を助成する（小中学校芸術鑑賞会）（再掲）	文化芸術課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
市民文化祭参加人数	4,126人（2017）	4,390人
文化公演の集客率	78.8%（2017）	81.0%

(2) 文化遺産の保存と日本文化の伝承

動向・現状・課題等

- ◆ 文化財は、歴史や文化の理解に欠かすことのできない貴重な財産であり、将来の地域づくりの核となるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。しかし近年、核家族化や生活圏の拡大、価値観の多様化に伴う地域への連帯感や愛着の希薄化などにより、歴史的な建造物、文化的な景観、遺跡に加え、伝統芸能や年中行事、郷土食など、これまでの長い歴史の中で守り継承されてきた文化財や伝統的な知識や技術は失われつつあります。
- ◆ 本市においても例外ではなく、ニュータウンへの人口流入や、少子高齢化による人口減少などにより、地域ごとに異なる課題が生じており、これらを解決していくためには、地域における連帯感や郷土愛の醸成などにより、市民の意識を地域に向け、地域づくりに生かしていくことが必要となっています。
- ◆ こうしたことから本市では、市民が地域の歴史・文化の価値を知り、親しみ、守り伝えていくことで、郷土への誇りや愛着が深まり、市民一人一人に支えられた新たなまちづくりにつながることを目指して、「牛久市文化財保存活用地域計画」を策定し、施策を推進していくこととしています。

文化財の活用状況

	2016年度	2017年度
かっぱの里ギャラリーの入場者数（人）	357人	694人

資料：牛久市教育委員会（文化芸術課）



雲魚亭



抱樸舎

施策の展開方向

本市の歴史・文化の理解促進、保存と活用をすすめることで、郷土に対する愛着を醸成し、地域づくりにつなげていきます。

① 歴史・文化を学ぶ機会の提供

- 郷土の歴史や伝統文化を学ぶ機会の提供や文化財や歴史的資料の展示公開などにより、市民の郷土への理解を促進するとともに、市外の人々にもその価値を伝えていきます。
- 市域の文化財や歴史文化の特徴や文化財相互の関連性を踏まえたストーリーの構築や誰もがアクセス可能なコンテンツの制作など、歴史文化に対する親しみを醸成するための多面的な普及啓発・公開活用を推進します。
- 子どもたちの郷土に対する愛着を醸成するため、学校教育の場における文化財の積極的な活用方法や推進体制について検討し、推進していきます。

② 歴史・文化の調査・記録・保存・活用

- 地域の歴史文化が市民にとってより身近なものになるよう、総合的で横断的に文化財を把握しながら新たな評価・価値づけを盛り込むことで、有形・無形の文化財が一体となって構成される空間が認識できるようにするなど、市域の歴史文化の特徴をより顕在化させるための調査研究を推進します。
- 文化財および文化財を取り巻く環境を適切に保存・活用し、次世代へ継承していけるよう、官民協働による管理や市民と文化財の橋渡し役となる人材育成などを推進していきます。
- 民間の文化施設等、文化財や歴史文化に関連する施設との連携を進め、文化財の新たな活用に向けた「場」の創出を支援します。

主な事業	担当課
文化財を保護継承して活用する（歴史リレー講座）（再掲）	文化芸術課
郷土の偉人を顕彰する（ギャラリー展示）	文化芸術課
旧女化分校を活用する（イベント・講座の開催）	文化芸術課
小川芋銭記念館「雲魚亭」を一般公開する	文化芸術課
文化財を保護継承して活用する（日本遺産認定推進事業）	文化芸術課
市内の埋蔵文化財を調査する（調査・報告書刊行）	文化芸術課
文化財を保護継承して活用する（保存活用地域計画の推進）	文化芸術課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
かっぱの里ギャラリーの入場者数	694人（2017）	760人

(3) コーディネート機能と広報の強化

動向・現状・課題等

- ◆ 本市には、文化芸術団体が多数あるほか、文化協会加盟団体数や市民文化祭参加数からみても、文化芸術に関心を持つ市民の数が多いことが分かります。文化芸術に関心を持ち、生きがいとして取り組む市民を増やすことで、文化芸術活動がさらに活性化し、明るい文化都市の醸成に寄与できるものと考えられます。
- ◆ 一方、団体の構成員の高齢化などにより、活動の継続が困難となり解散を余儀なくされるケースや、文化協会の加盟団体数および所属会員数の減少の傾向などもみられ、次世代の担い手の確保が課題となっています。
- ◆ これらのことから、市民団体の交流促進や活動支援などにより、団体間のネットワーク強化と活動の活性化を促すとともに、広報強化などにより、若者を含んだより多くの市民との接点を増やしていくことが必要です。

市民の文化芸術団体の状況

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
牛久市文化協会の加盟団体数（団体）	80	78	76	69	68
牛久市文化協会の加盟団体の所属会員数（人）	1,592	1,508	1,513	1,454	1,398

資料：牛久市教育委員会（文化芸術課）



文化協会会報



うしくのひなまつり

施策の展開方向

文化芸術団体の交流支援などにより、文化芸術のコミュニティづくりと各団体の活性化を促進します。

① 企画団体の支援、団体間の連携強化

- 市のコーディネート機能を強化することにより、文化芸術を媒介とした市民・企業・学校・団体間のネットワークづくりを推進します。

② 市内外への情報発信の強化

- 市内外へ情報発信を強化することにより、文化芸術活動における多様な交流を促進します。

主な事業	担当課
牛久市文化協会の活動を助成する（会員交流事業）	文化芸術課
音楽分野における芸術活動を支援する	文化芸術課
うしく現代美術展の開催を助成する（再掲）	文化芸術課
うしくのひなまつりの開催を助成する	文化芸術課
牛久市文化協会の活動を助成する（団体広報発信事業）	文化芸術課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
牛久市文化協会の新規加盟団体数	なし	5団体

3. 【生涯スポーツの推進】

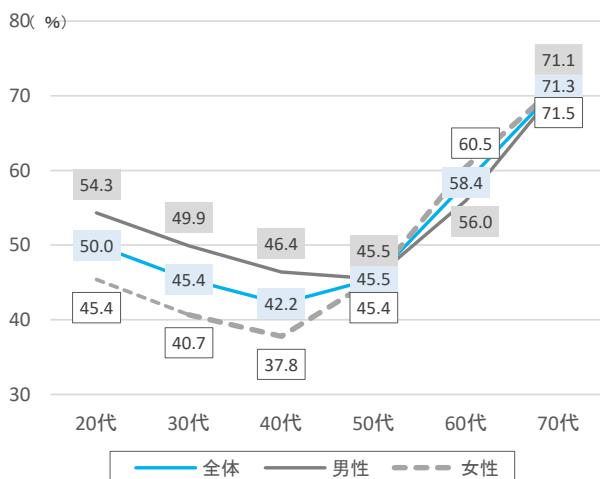
生涯スポーツによる市民の健康づくり

(1) スポーツ活動の啓発

動向・現状・課題等

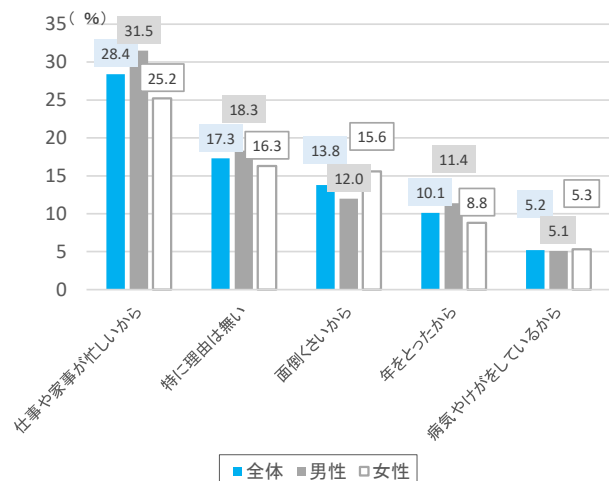
- ◆ 2011年に制定された「スポーツ基本法」の前文において、「スポーツは世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とされています。また、同法において、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。
- ◆ また、2017年3月に策定された「第2期スポーツ基本計画」では、5年間の施策の柱の一つとして、「スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の創出」を掲げています。
- ◆ しかしながら、スポーツ庁が行っている「スポーツの実施状況等に関する世論調査（2017年度）」においては、成人の週1回以上のスポーツ実施率は51.5%となっており、特に30代から50代の実施率が低くなっています。また、スポーツの実施頻度が減ったまたは増やせない理由としては、「仕事や家庭が忙しいから」「面倒くさいから」「年をとったから」が多くなっています。
- ◆ こうしたことから、市民のスポーツとの距離を縮めるとともに、気軽にスポーツに取り組むことができるよう、スポーツを「みる」機会の提供や、市民のニーズを捉え、それに応じた環境の整備や情報提供が必要となっています。

2017年度スポーツの実施状況に関する世論調査
週1回以上スポーツをする者の割合



資料：スポーツ庁

スポーツをする頻度が減ったまたは増やせない理由



施策の展開方向

スポーツ観戦の機会の提供などにより、スポーツへの関心を高め、市民の生涯スポーツへの意識向上を図ります。

① 市民スポーツの状況・ニーズ調査と情報発信

- 市民のスポーツ活動の状況やニーズなどを調査し、それに応じた地域のスポーツ情報を提供します。

② スポーツ観戦機会の提供

- プロ野球の公式戦や国民体育大会など、市内でスポーツを観戦する機会を提供し、市民のスポーツに対する関心を高めます。

主な事業	担当課
市の目指すスポーツ振興について調査研究する（利用状況調査）	スポーツ推進課
スポーツ振興啓発事業	スポーツ推進課
一流選手が参加するトップスポーツ大会の誘致	スポーツ推進課
NPB※・BCリーグ※、大学野球公式戦の誘致	スポーツ推進課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
NPB・BCリーグ、大学野球公式戦の開催回数	3回（2018）	4回

【用語解説】

NPB	英語：Nippon Professional Baseball Organization の略、一般社団法人日本野球機構。日本プロ野球のセントラル・リーグ及びパシフィック・リーグを統括する元文部科学省スポーツ・青少年局所管の一般社団法人。公益財団法人日本プロスポーツ協会加盟団体。日本国内で「プロ野球」とは、この日本野球機構が統括するものを指す。
BCリーグ	英語：Baseball Challenge League の略、ベースボール・チャレンジ・リーグは、日本の北陸・信越地方5県と関東地方3県、東北地方1県、近畿地方1県を活動地域とするプロ野球の独立リーグ。株式会社ジャパン・ベースボール・マーケティングが運営。



牛久運動公園野球場

(2) スポーツ活動機会の提供・活動支援

動向・現状・課題等

- ◆ 人生100年時代の到来が予想される中、運動・スポーツに取り組むことの効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになってきています。
- ◆ スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、市民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けた取り組みにおいて、ライフステージや個々のニーズに合った健康づくりのための運動を含むスポーツプログラムの提供が必要となっています。
- ◆ 本市では、スポーツを通じた住民同士の交流と世代間交流を生み出し、より多くの市民が「する」スポーツに親しむことができるよう、牛久、岡田、奥野の3地区において「総合型地域スポーツクラブ※」を組織し、活動しています。
- ◆ ひたち野うしく小学校プールの学校開放を活用した水泳教室の開催や運動公園体育館においては、ヨガ教室、エアロビクス教室を開講し市民のスポーツ推進に取り組んでいます。
- ◆ 本市の福祉部門では、高齢者や障がいのある人のスポーツへの参加や運動機能の維持などを目的とした事業も展開しています。

スポーツイベント参加者数の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
3地区スポーツ交流会事業参加者数(人)	12,729	13,727	13,558	12,550	12,713
牛久シティマラソン参加者数(人)	3,558	3,808	3,968	3,537	3,966
スポーツチャンピオンフェスティバル参加者数(人)	8,014	8,832	9,878	9,179	9,431

資料：牛久市教育委員会（スポーツ推進課）

体育施設利用状況の推移

	運動公園	栄町運動広場	奥野運動広場	牛久運動広場	女化運動広場	運動公園 体育館	運動公園 プール	市内小中学校 体育館・ 武道館	合計
2010年度	63,573	31,511	8,948	21,278	10,839	128,684	29,379	89,816	384,028
2011年度	79,382	35,477	8,508	14,428	15,065	117,852	5,999	91,560	368,271
2012年度	64,577	39,881	10,284	24,882	19,040	133,485	22,166	99,555	413,870
2013年度	67,538	41,002	9,673	23,313	18,992	125,370	20,221	107,385	413,494
2014年度	77,678	43,310	11,119	21,897	19,354	138,686	17,010	110,290	439,344
2015年度	66,751	48,133	13,003	22,502	18,133	157,082	18,038	113,401	457,043
2016年度	89,825	42,888	9,103	17,794	18,085	154,387	13,914	112,542	458,538
2017年度	84,845	42,436	8,850	16,318	16,871	150,593	14,542	112,654	447,109

資料：牛久市教育委員会（スポーツ推進課）

施策の展開方向

多様な世代やニーズに合わせた健康づくりのための運動を含めたスポーツプログラムを提供し、より多くの市民が日常的に運動やスポーツに取り組む環境をつくります。

① スポーツプログラムの提供

- 手軽に参加できるスポーツイベントを開催し、生涯スポーツに取り組むきっかけを作ります。
- 一流スポーツ選手によるトップスポーツ教室の実施など、より高い技術の獲得を目指す市民のニーズに対応します。
- ニュースポーツ※やファミリースポーツなど、子どもや高齢者、障がい者等が参加できるスポーツをはじめ、誰もが参加し交流できるスポーツの普及・振興を推進します。

② 高齢者・障がい者のスポーツ活動支援

- 社会活動や生涯学習、スポーツ活動への参加などによる、高齢者の生きがいと健康づくりを支援します。

- 生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進し生活の質の向上を図ります。

③ 快適なスポーツ環境の提供

- 利用者に対する調査を定期的に行い分析することなどにより、利用者の増加を促す利用者本位の施設運営を推進します。

主な事業	担当課
地区スポーツ交流会活動を支援する	スポーツ推進課
牛久シティマラソン大会開催を支援する	スポーツ推進課
牛久市スポーツチャンピオンフェスティバルを開催する	スポーツ推進課
スポーツ教室を開催する	スポーツ推進課
クローケー大会を開催する	スポーツ推進課
いばらきヘルスロードを普及する	健康づくり推進課
生活習慣病予防のための健康ウォーキングを開催する	健康づくり推進課
生活習慣改善のための保健指導を実施する	健康づくり推進課
介護予防体操（うしくかっぱ体操、シルバーリハビリ体操）の普及活動を支援する	健康づくり推進課
地域身体障がい者スポーツ大会への参加支援	社会福祉課
ひたち野うしく小学校プールを開放する	スポーツ推進課
牛久運動公園を運営する	スポーツ推進課
牛久運動公園プールを運営する	スポーツ推進課
牛久運動公園体育館のトレーニングジムを運営する	スポーツ推進課
牛久運動公園武道館を運営する	スポーツ推進課
運動広場を運営する	スポーツ推進課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
スポーツ施設延利用者数	334,455人/年（2017）	355,040人/年
市内小中学校体育館・武道館延利用者数	112,654人/年（2017）	119,580人/年
地区スポーツ交流会事業参加者数	12,713人/年（2017）	13,490人/年
牛久シティマラソン参加者数	3,966人（2017）	4,210人

【用語解説】

総合型地域スポーツクラブ	日本における生涯スポーツ社会の実現に向けて、1995年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着のスポーツクラブをいう。
ニュースポーツ	グラウンド・ゴルフ、インディアカなど、近年我が国で行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称で、①力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しみを追求する、②体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰とでもできる、③ルールに弾力性があり、対象、環境、時間による変更が可能であるなどの特徴を持っている。市町村で開発したもの、海外から紹介されたものなどを含めると、100種を超えるニュースポーツがあるとされている。

(3) スポーツ人材・組織の育成

動向・現状・課題等

- ◆ 地域の中で、より多くの市民が日常的にスポーツに取り組む環境をつくっていくためには、行政主導のイベントを数多く展開していくのではなく、市民が主体となって企画運営し、それを行政が支援していくといった住民主導型の取り組みが重要です。
- ◆ 本市には、競技スポーツを推進する主な民間の団体としては体育協会とスポーツ少年団に所属する団体があり、本市では、これらの団体に対して大会の開催や参加の支援などを行っています。また、スポーツ・レクリエーションを推進する主な地域スポーツ団体として3地区の総合型地域スポーツクラブ*が組織されており、本市では、体育祭やバスハイクなどのイベント開催の支援を行っています。
- ◆ 今後については、競技スポーツ団体においてはより地域に開かれた組織となり、市民へのスポーツの普及や青少年の健全育成に資する活動を展開していくことが期待され、地域スポーツ団体においては、イベント主体ではなく、日常的に気軽にスポーツや健康づくりに取り組む環境づくりが求められています。
- ◆ そのため、競技団体の指導者やスポーツ推進委員、ボランティアなどへの研修などにより、より多くの市民にスポーツの楽しさや喜びを広めるといった「ささえる」スポーツへの取り組みを推進していくことが必要となっています。

スポーツ組織数、加盟団体数の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
体育協会加盟団体数（団体）	36	37	38	37	36
体育協会所属会員数（人）	2,628	2,603	2,728	2,593	2,661
スポーツ少年団団体数（団体）	29	30	30	31	31
スポーツ少年団団員数（人）	799	790	812	905	945
スポーツ少年団指導者数（人）	323	302	314	307	314

資料：牛久市教育委員会（スポーツ推進課）



岡田地区体育祭



ヘルシーボール大会

施策の展開方向

主体的にスポーツに取り組む市民や団体を支援することで、競技者の育成と増加を図ります。

① スポーツ選手・指導者・ボランティアの育成

- 体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの運営支援などにより、市民主体のスポーツ組織を育成します。
- スポーツ組織における指導者やスポーツ推進委員、ボランティアの育成などにより、競技者の育成や、競技者の増加を図ります。

主な事業	担当課
体育協会の活動を支援する	スポーツ推進課
体育協会の大会と研修会の参加を支援する	スポーツ推進課
スポーツ少年団活動を支援する	スポーツ推進課
スポーツ少年団の大会と研修会の参加を支援する	スポーツ推進課
スポーツ推進委員の活動と研修を支援する	スポーツ推進課
茨城県民駅伝競走大会に参加する	スポーツ推進課
大会出場を支援する	教育企画課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
スポーツ少年団指導者の救急救命講習会の参加者数	5人（2017）	10人
体育協会会員個人の関東大会・全国大会の出場者数	15人（2017）	17人
スポーツ少年団団員個人の関東大会・全国大会の出場者数	20人（2017）	22人

【用語解説】

総合型地域スポーツクラブ

日本における生涯スポーツ社会の実現に向けて、1995年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着のスポーツクラブをいう。

IV. 【教育施設の整備】 市民の多様な学びを支える 教育施設の整備



ひたち野うしく中学校（2020年4月開校予定）
市立第一幼稚園（2019年4月開園）



ICTを活用した授業



旧岡田小学校女化分校校舎
（国登録有形文化財）



牛久運動公園武道館
（2019年4月開館）

(1) 学校施設の整備

動向・現状・課題等

【教育用 I C T 機器】

- ◆ 子どもの教育において I C T※機器を活用することは、一人一人の子どもたちの能力や特性に応じた「個別学習」や子どもたちが教え合い学び合う「協働学習」の実施に効果的であるとされています。プログラミング教育や情報教育を進めていく上でも、教育用 I C T 機器の整備を推進していく必要があります。
- ◆ また、障がいのある児童生徒への教育に対する I C T 機器活用の成果が報告されており、本市においても導入を検討していく必要があります。

【校務用 I C T 機器】

- ◆ 校務においては、I C T 機器を活用することによって教職員の事務負担が軽減され、教職員が子どもたちと向き合う時間、教職員同士が指導方法について協議する時間の増加につながるとともに、従来より指摘されてきた時間外労働の削減に寄与することになります。現在、「統合型校務支援システム※」の導入が、業務効率化に有効であるとされています。

【給食施設】

- ◆ 本市では、全小中学校に給食室を備えて自校式給食の提供を行っていますが、炊飯設備については未整備の学校があります。食育の面だけでなく、災害時の避難拠点の学校という面からも、炊飯設備の導入を進めていく必要があります。

【学校施設】

- ◆ 本市では、学校の遊具の老朽化が進んでおり、使用禁止になっている遊具が増加しています。子どもたちの遊びを通じた学びの推進、健やかな体の育成などの観点から、計画的な更新が必要となっています。
- ◆ インクルーシブ教育※の推進の観点、また被災時の避難拠点の学校という観点から、学校施設のバリアフリー※化は重要であり、大規模改造工事の実施の際などに計画的に進めていくことが必要です。
- ◆ プールの老朽化が進み、使用不能となっている学校が増えている状況です。

【長寿命化】

- ◆ 本市の全小中学校の耐震化率は 100% となっていますが、学校校舎は築 30 年以上経過している学校が 11 校に上り、計画的な大規模改造工事が必須となっています。体育館については、大規模改造と耐震補強工事を行った施設、耐震補強工事のみを行った施設があり、後者については今後大規模改修工事が必要となります。

小中学校の教育の情報化の状況（2017年3月1日現在）

	全国平均	茨城県平均	牛久市
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数（人/台）	5.9	6.0	11.4
普通教室の電子黒板の整備率（%）	24.4	16.9	2.6
普通教室の無線LAN整備率（%）	29.6	32.1	9.4
デジタル教科書の整備率（%）	48.4	46.1	0.0

「教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数」は、2016年5月1日現在の児童生徒数を「教育用コンピュータ総台数」で除して算出した値である。

「普通教室の電子黒板整備率」は、電子黒板の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

「普通教室の無線LAN整備率」は、無線LANを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

「デジタル教科書」は、2017年3月1日現在で学校で使用している教科書に準拠し、教員が電子黒板等を用いて児童生徒への指導用に活用するデジタルコンテンツをいう。

資料：文部科学省生涯学習政策局情報教育課

小中学校の校務の情報化の状況（2017年3月1日現在）

	全国平均	茨城県平均	牛久市
統合型校務支援システム※の整備割合（%）	56.6	37.9	0.0

資料：文部科学省生涯学習政策局情報教育課

施策の展開方向

学校施設において、教育や校務におけるICT化の推進、バリアフリー対応、児童生徒数の増減への対応など、時代に合わせた整備を推進します。

- ① 教育用ICT機器の整備
 - ・ 電子黒板、デジタル教科書※、タブレットなどについて、国の導入目標等を踏まえて整備します。
- ② 校務用ICT機器の整備
 - ・ 統合型校務支援システム等について、セキュリティや導入効果などから導入を検討します。
- ③ 給食施設の整備
 - ・ 全小中学校における自校式炊飯の実現に向けて、計画的な設備導入を推進します。
- ④ 学校施設の適切な管理
 - ・ 障がいのある子どもが、同じ小中一貫校に通うことが出来るような学校施設のバリアフリー化を推進します。
 - ・ 学校遊具を計画的に更新します。
 - ・ 小学校と中学校の水泳学習の方針の検討と合わせて、学校プールの計画的な改修を推進します。
- ⑤ 学校施設の計画的な修繕・補修、長寿命化
 - ・ 大規模改造工事は、外壁改修、屋上防水、内装木質化、トイレ様式化、照明LED化などを基本に、20年サイクルを目途に実施します。
 - ・ 学校施設長寿命化計画及び大型建設事業についての5か年事業計画に基づき、学校施設の改築や大規模改修を計画的に実施していきます。
- ⑥ 中学校の新設
 - ・ ひたち野地区に中学校を新設し、生徒数増加による教室数不足を解消します。

主な事業	担当課
小・中学校のパソコンを管理する（教育）	学校教育課
小・中学校のパソコンを管理する（校務）	学校教育課
給食施設を維持管理する	学校教育課
自校炊飯施設整備	学校教育課
幼稚園施設を維持管理する	学校教育課
小・中学校施設を維持管理する	学校教育課
小・中学校施設を改修する	学校教育課
5カ年計画に基づく校舎・体育館大規模改修	学校教育課
5カ年計画に基づく小学校プール改修	学校教育課
小・中学校施設を長寿命化する	学校教育課
ひたち野うしく中学校を新設する	学校教育課

成果指標	現在値（集計年度）	目標値（2023年度）
自校炊飯施設の整備	6校/13校(2017)	9校/14校
ICT環境整備目標		
パソコン1台あたり児童生徒数	11.2人/台(2017)	4.9人/台
学校数に対する電子黒板の整備率	0%(2017)	100.0%
学級数に対するモニターテレビの整備率	16.0%(2017)	100.0%

【用語解説】

ICT	英語：Information and Communication Technology の略、情報通信技術。PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。IT（英語：Information Technology の略）、情報技術とほぼ同義。
統合型校務支援システム	「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムをいう。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的のもと、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることが必要とされている。
バリアフリー	高齢者、障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
デジタル教科書	「デジタル教科書」は、2017年3月1日現在で学校で使用している教科書に準拠し、教員が電子黒板等を用いて児童生徒への指導用に活用するデジタルコンテンツをいう。

(2) 生涯学習施設の整備

動向・現状・課題等

- ◆ 中央生涯学習センターをはじめとした5つの生涯学習センターは、いずれも築30年を経過しており、それぞれの経年劣化の状況に応じた修繕・補修等の保全対策が必要です。
- ◆ 中央図書館は、築25年が経過しており、屋上防水工事や設備機器の修繕・補修等の時期を迎えています。

施策の展開方向

生涯学習施設において、市民のだれもが快適にそれぞれの望む学びに向かえるよう、市民ニーズを踏まえた整備を推進します。

- ① 生涯学習施設の適切な管理
 - ・ 市民のだれもが快適に利用できるよう、適切な保守管理を継続します。
- ② 生涯学習施設の計画的な修繕・補修、長寿命化
 - ・ 今後も地域の拠点施設として利用していけるよう、計画的に修繕・補修を実施していきます。
- ③ 生涯学習施設の新規整備
 - ・ 市民のニーズを踏まえ、施設の新設や拡充を検討します。

主な事業	担当課
生涯学習センター施設を維持管理する	生涯学習課
生涯学習センターの公用車を管理する	生涯学習課
図書館施設を維持管理する	中央図書館
中央生涯学習センターの施設を改修する	生涯学習課
図書館への飲食施設の新設	中央図書館

(3) 文化芸術施設の整備

動向・現状・課題等

- ◆ 文化財は、行政が所有し管理しているもの、行政が所有しないが管理のみしているもの、所有者が管理しているものがあり、保存保全が困難なものもあります。今後地域との協働による保存管理の仕組みを構築し、実践していく必要があります。
- ◆ 本市には常設の文化財展示施設が無いため、現在は生涯学習センターの空きスペースを利用して、地域の出土文化財を展示し、普及啓発に努めています。
- ◆ 市民の郷土愛の醸成、交流人口の増加、次世代への継承といった観点から、適切な保護保全を継続していく必要があります。

施策の展開方向

文化芸術施設において、市内だけでなく市外の人々も本市の文化芸術に親しむことができるよう、文化財の活用や交流促進を踏まえた整備を推進します。

- ① **文化芸術施設の適切な管理**
 - ・ 市有の文化財施設の役割を整理し、各施設の連携によって市全体で歴史文化の特徴を体感できる体制の構築を検討します。
- ② **文化芸術施設の検討**
 - ・ 既存施設の有効利用を踏まえつつ、文化財センターなど、文化財を適切に収蔵管理し、展示公開できるような施設の集約化を検討します。
- ③ **文化芸術施設の計画的な整備**
 - ・ 文化財の長期的な保存・活用の観点から、計画的な修繕・補修を実施していきます。

主な事業	担当課
文化財を保護継承して活用する（小坂城跡の環境整備）	文化芸術課
女化青年研修所施設を維持管理する	生涯学習課
小川芋銭記念館「雲魚亭」を一般公開する（整備・活用）	文化芸術課
市民ギャラリーの整備	文化芸術課
住井すゑ記念館を公開活用する（住井すゑ記念館の整備）	文化芸術課
旧女化分校を活用する（整備）	文化芸術課

(4) スポーツ施設の整備

動向・現状・課題等

- ◆ すべての施設において安定した利用があり、市民の多様なスポーツニーズへの対応のため、適切に整備修繕していく必要があります。
- ◆ 地域のイベント会場や、防災拠点、避難所となっている施設があるなど、多面的な利用目的を維持していくための整備も必要です。

施策の展開方向

スポーツ施設において、幼児や高齢者、障がいのある人の軽度な運動からアマチュア・プロスポーツ選手のトレーニングや試合観戦など、多様なニーズへの対応を踏まえた整備を推進します。

- ① **スポーツ施設の適切な管理**
 - ・ 市内スポーツ施設の計画的な改修・整備、学校体育施設の活用、新たな運動施設の整備を推進します。
 - ・ 健康増進や生涯スポーツの促進、地域コミュニティ活動や災害時の防災拠点としての活用など、多目的利用に配慮した施設整備を推進します。
- ② **スポーツ施設の計画的な修繕・補修、長寿命化**
 - ・ 施設ごとの利用目的に合わせて、計画的な修繕・補修を実施していきます。

主な事業	担当課
牛久運動公園の公用車を維持管理する	スポーツ推進課
牛久運動公園施設を維持管理する	スポーツ推進課
運動広場施設を維持管理する	スポーツ推進課
小学校のグラウンドを維持管理する	スポーツ推進課

第3部

計画の推進

1. 推進体制

(1) 教育委員会による推進

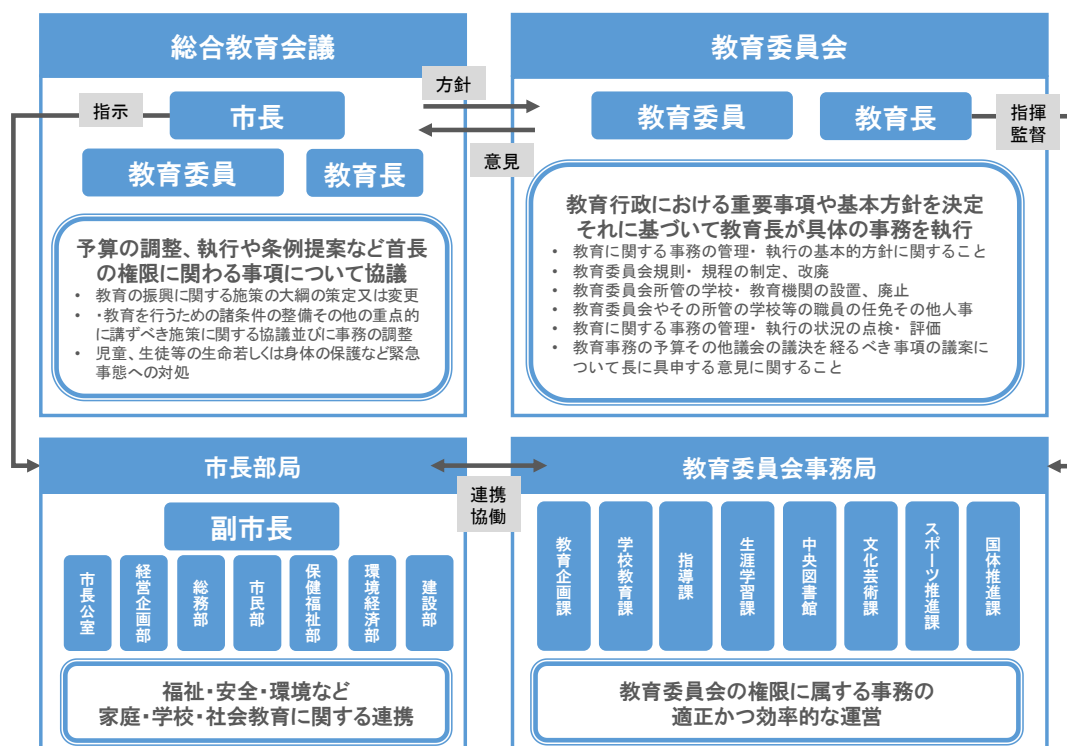
現状等

【総合教育会議】

- ◆ 地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しなど、制度の抜本的な改革を図る「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、2015年4月1日に施行されました。
- ◆ この改正により、すべての地方公共団体に「総合教育会議」が設置されることになりました。総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るものです。
- ◆ これに伴い、市長と教育委員会（教育委員）を構成員とする「牛久市総合教育会議」が設置され、予算の調整、執行や条例提案など、市長の権限に関わる事項について協議を行っています。

【教育委員会】

- ◆ 教育においては、政治的中立性及び安定性、継続性の確保が強く求められるため、地方公共団体の長から独立した行政機関として教育委員会を置いています。教育委員会は、教育、文化芸術、スポーツ振興など、幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していく上で、重要な役割を担っています。
- ◆ 教育行政についての方針や施策等は、教育委員会の合議で決定されます。
- ◆ 牛久市教育委員会は教育長（任期3年）と4人の委員（任期4年）で構成されています。教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、委員については人格が高潔で、教育、学術、文化芸術、スポーツ振興に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。また、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどります。また、これらの事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれています。



【教育委員会事務局】

- ◆ 本市の教育委員会事務局は、部長1名、次長2名のもと、8つの課で組織されており、学校教育および社会教育全般に係る業務を担当しています。
- ◆ 教育全般の事務を担当する教育企画課と主に学校教育に関する事務を担当する学校教育課・指導課が牛久市役所第3分庁舎に事務所を置いています。主に社会教育に関する事務を担当する生涯学習課と中央図書館、文化芸術課、スポーツ推進課は、それぞれの課がサービスを提供する施設に事務所を置いています。市民サービスを提供する現場に事務所があることは、直接市民の声を聞き、ニーズに合ったサービスを提供していく上では有効ですが、一方で、教育委員会事務局全体としては、指示・報告・連絡・相談などにおける非効率や、業務の重複が生じています。また、学校教育、就学前教育・家庭教育、社会教育（生涯学習・文化芸術・スポーツ）を一体的に推進していく際には各課の連携が必要ですが、企画調整などにおいて非効率が生じています。
- ◆ 教育施設の維持管理や更新に関する事務については、生涯学習課は各生涯学習センター、スポーツ推進課は各運動施設など、それぞれの課が担当しています。施設の維持管理や更新については、本市の予算等を踏まえ、高い計画性をもって行う必要があることや、共通事務も多いことから、集約化を検討していく必要があります。

課名	主な業務
教育企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の運営 ・おくのキャンパスバスの教育推進 ・児童クラブの運営
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の運営、教育施設の管理 ・就学援助制度の運用 ・教育支援委員会にかかる事務
指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育指導、教育課程の運営 ・教職員の人事異動、研修 ・いじめおよび不登校対策
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の運営 ・家庭教育の推進、青少年の健全育成 ・生涯学習センターの運営・施設の管理、生涯学習講座の開催
中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動の推進、資料・情報の提供 ・講演会・イベントの開催 ・図書館・図書室等の運営・施設の管理
文化芸術課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の振興 ・文化公演の開催 ・文化財の調査・保護・活用
スポーツ推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動の推進 ・スポーツイベントの開催 ・スポーツ施設の運営・施設の管理
国体推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城国体の準備（広報、施設整備等） ・茨城国体の運営

推進方針

教育行政の円滑で効果的な遂行を図るため、教育委員会事務局への企画調整部門、施設管理部門の設置とともに、業務分担の見直しと適正な人員配置を検討していきます。

①企画調整部門の設置による推進

- 事業計画の作成、予算申請や執行、進捗管理等を一括して管理することで、教育委員会全体の業務を常時「見える化」し、効果的かつ効率的な教育行政の推進を図ります。
- 教育委員会各課への情報の伝達、各課からの情報の集約の仕組みを構築し、情報共有の迅速化を図ります。
- 学校・家庭・地域の連携を推進するための事業など、各課の業務を横断する事業を計画する際の調整・総括を行い、効果的な事業立案と効率的な事業実施を推進します。

②施設管理部門の設置検討

- 学校教育施設や社会教育施設等の維持管理、更新に関する業務を一括して管理することで、本市の予算や、市民の安全・安心、利用ニーズ等を踏まえた計画的な施設整備を推進します。

③業務分担と人員配置の適正化

- 施設管理部門の設置により各課の負担軽減を図りつつ、企画調整部門の設置により業務を見える化することで、より効率的な業務分担と必要な人員の再配置を推進します。

主な事業	担当課
市の教育の方向性を協議する（教育委員会）	教育企画課
教育長が行政活動する	教育企画課
学校基本調査を実施する	教育企画課
指導主事の研修を支援する	指導課
社会教育研修に参加する（社会教育主事）	生涯学習課

(2) 市民との協働による推進

現状等

【各種委員会・協議会・審議会等】

- ◆ 本市には、学校教育や社会教育の各分野において、地域住民や保護者、学識経験者等によって組織された各種委員会、協議会、審議会等があり、教育行政に関わるそれぞれの分野について、調査や審議、協議が行われています。

本市の教育行政に関わる主な委員会・協議会・審議会等

組織	主な目的	構成員・選任等	担当課
牛久市教育支援委員会	特別な教育的支援を必要とする幼児、児童および生徒に対する早期からの一貫した教育支援の充実を図る。	・20名以内 ・医師、学校教育関係者、児童福祉施設等職員および学識経験者から教育委員会が任命または委嘱	学校教育課
牛久市通学区審議会	小・中学校通学区の適正化を期するため、教育委員会に答申等を行う。	・25名以内 ・市議会議員、小・中学校長、小・中学校PTA役員、学識経験者から教育委員会が委嘱	学校教育課
牛久市立幼稚園運営協議会	幼稚園の運営等における必要な事項についての調査審議を行う。	・10名以内 ・幼稚園に関し知識経験を有する者等から教育委員会が委嘱	学校教育課
牛久市いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関する機関および団体等の連携推進、連絡調整を行う。	・12名以内 ・茨城県警察の職員、児童相談所の職員、地方法務局の職員、牛久市の職員等から市長が委嘱または任命	指導課
牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会	いじめの防止等の対策に関する調査・研究を行う。	・12名以内 ・茨城県警察の職員、児童相談所の職員、地方法務局の職員、牛久市の職員等から教育委員会が委嘱または任命	指導課
牛久市教育委員会いじめ調査委員会	いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に係る事実関係等の調査を行う。	・10名以内 ・教育、法律、医療、心理、福祉等の専門的な知識経験を有する者から教育委員会が委嘱	指導課
学校運営協議会	「地域とともにある学校」を目指し、市立学校の運営および当該運営への必要な支援に関して協議する。	・協議会ごとに20名以内 ・学識経験者、地域住民、保護者、校長その他の職員、地域学校協働活動推進員等から、教育委員会が任命	生涯学習課
牛久市社会教育委員会	社会教育に関する計画の立案や調査研究、教育委員会への助言を行う。	・25名以内 ・学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から教育委員会が委嘱	生涯学習課
牛久市図書館協議会	図書館の運営、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対し意見を述べ図書館の円滑な運営に寄与する。	・10名以内 ・学校教育および社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者から教育委員会が任命	中央図書館
牛久市文化芸術振興審議会	文化芸術に関する基本方針策定のための調査審議および答申等を行う。	・10名以内 ・市民および学識経験者	文化芸術課
牛久市文化財保護審議会	文化財の保存および活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議する。	・12名以内 ・学識経験者および関係行政機関の職員	文化芸術課
牛久市スポーツ推進審議会	スポーツの推進に関する事項について調査審議し教育委員会に建議する。	・15名 ・学識経験者および関係行政機関の職員	スポーツ推進課

【市民等】

- ◆ 本市では、学校教育や青少年育成、スポーツの推進などにおいて、地域の多様な人材が、それぞれの知識や経験などを生かして、地域の中で活躍しています。

教育委員会とともに活動されている市民の方々の例

役職	主な役割	委嘱・選任等	担当課
スクールガードリーダー	幼稚園・各学校の内外において、子どもたちの安全をまもるため、定期的に学校等を巡回し、警備のポイントや安全対策を評価し指導助言を行う。	・警察OB 2名 ・2010年度から市単独事業として継続	学校教育課
スクールアシスタント	各学校の教育課題に対応する地域人材を非常勤職員として派遣し、教職員と児童生徒を支援する。	・54名（2018年10月現在） ・教育委員会が任用 ・主に特別支援を行う「子ども教育支援員」と主に授業や部活動支援を担う「学校運営指導員」として任用	指導課
学校サポーター	豊かな教育環境を作り出し、子どもたちの学習活動の充実を図る。	・部活動支援員 10名 武道支援員 7名 学校サポーター24名（2018年10月現在） ・専門的な知識や技能等を有し、学校教育に理解のある者で、教育長が選任	指導課
地域学校協働活動推進員	地域住民と学校との情報共有、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。	・学校区ごと4名以内 ・地域において社会的信望があり、その活動の推進に熱意と見識を有する者の中から、当該学校区の学校長の推薦により、教育委員会が委嘱	生涯学習課
放課後学習指導員 （うしく放課後カッパ塾）	放課後における児童生徒の学習活動を支援し、基礎学力の向上および学習習慣の定着を促す。	・教員免許保有者、教員退職者、教員志望の大学生、民間教育関係事業者、企業退職者等で、教育長が選任	生涯学習課
土曜教育推進員 （うしく土曜カッパ塾）	児童生徒に豊かな体験活動や学習を実施し、子どもの学力や地域とのつながりを深める。	・児童の健全育成に関して熱意のある者で、教育長が選任	生涯学習課
土曜教育サポーター （うしく土曜カッパ塾）	指導者のサポートや児童の安全を管理する	・児童の健全育成に関して熱意のある者で、教育長が選任	生涯学習課
青少年相談員	青少年の実態把握、非行少年・少女の発見、指導相談や見守りなど、地域における青少年の健全育成活動の促進および事業の推進	・28名（2018年4月現在） ・市内の有志から、教育委員会が委嘱	生涯学習課
スポーツ推進委員	スポーツの実技指導、スポーツ組織の育成、学校・地域のスポーツ行事への協力等により住民スポーツを推進する。	・25名以内（22名、2018年10月現在） ・教育委員会が、スポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有する者の中から委嘱	スポーツ推進課

【主な市民団体】

- ◆ 本市では、地域の教育に関する市民団体が、市と協働してそれぞれの教育分野の振興に取り組んでいます。

本市が活動支援を行っている市民団体

団体等	主な目的	主な取組み	担当課
Sunday Okuno Kappa Academy	牛久市内、主に奥野地域の諸団体、企業、及び有志の協力を得て、少子化が進む奥野地区の子どもたちに、心身ともに充実した学びの場を提供するとともに、それらの活動を通して、奥野小学校における地域とともにある学校づくりの一助になること。	・日曜日における多種多様な体験、交流および学習活動の提供、 ・児童の社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性をかん養する活動 ・児童と地域住民との積極的な交流による地域コミュニティの振興に寄与する活動	生涯 学習課
青少年育成 牛久市民会議	すべての市民が青少年育成に関心を持ち、住民総ぐるみの運動を展開し、次代を担う青少年の健全な育成を図る。	・ふれあいキャンプ・親子ふれあい教室の開催 ・うしく鯉まつりの開催、花の植栽 ・あいさつ声かけ運動街頭キャンペーン ・社会環境実態調査、家庭の日の推進	生涯 学習課
ふれあい美化 市民の会	心豊かな潤いのある活力に満ちた「美しい地域づくり」を推進する。	・牛久市花いっぱい運動の開催 ・地域社会と学校との連携、組織的活動への体制づくり ・23団体（2018年4月）	生涯 学習課
牛久市読書団体 連合会	市民の読書推進と読書活動の活性化を図る。	・自主講座の開催 ・文学散策 ・図書館との共催事業「著者を囲む集い」の開催	中央 図書館
牛久市文化協会	市民の文化の振興と各文化団体の育成と連携を図るとともに、広く地域社会の文化の向上と明るい豊かな町づくりに協力する。	・文化団体の親睦交流 ・文化公演事業の開催	文化 芸術課
うしく現代美術展 実行委員会	牛久市近隣の芸術家の作品展示をとおして、優れた芸術に触れる機会を提供し、地域文化の振興に資する。	・地元作家の芸術作品を紹介する美術展の開催 ・小中学校児童生徒を対象に鑑賞会実施	文化 芸術課
エスカードシネマ クラブ	映画上映会を開催し、エスカード牛久を中心とした文化芸術による牛久駅周辺地域の賑わいづくりに寄与する。	・エスカードホールを活用した上映会の実施	文化 芸術課
うしく音楽家協会	牛久市及び近隣在住、出身の音楽家による音楽活動を通して、地域の音楽分野における芸術文化の振興に寄与する。	・市内公共施設でのコンサート開催	文化 芸術課
文化遺産活用 実行委員会	牛久市の文化遺産及び伝統文化を保存・継承するとともに、公開活用する。	・文化遺産を活用する事業の実施	文化 芸術課
小中学校芸術鑑賞 実行委員会	青少年を対象とした芸術及び文化に関する優れた作品への参加、鑑賞等の機会を提供することにより情操教育に寄与し、心豊かな青少年の健全育成に資する。	・小学生、中学生を対象とした小中学校芸術鑑賞会の開催	文化 芸術課
小坂城跡管理組合	牛久市指定史跡である小坂城跡を公開するにあたり、環境を整備し、美化する。	・小坂城跡の草刈・清掃等環境整備	文化 芸術課
牛久市体育協会	体育振興と各種スポーツの普及および団体の育成強化を図り、活動を通じて市民の体力向上に努めるとともに明るく活力ある地域づくりに寄与する。	・体育協会への入会・大会参加の事務 ・定期練習やスポーツ大会、教室、講習会などの主催・参加	スポーツ 推進課
スポーツ少年団	子どもたちがスポーツを楽しみ、野外・文化・社会活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのこころを学ぶ。	・スポーツ少年団への入会・大会参加等の事務 ・定期練習やスポーツ大会、教室、講習会などの主催・参加	スポーツ 推進課
総合型地域 スポーツクラブ	スポーツを通じて住民同士の交流と世代間交流を生み出し、市民の心身の健全明朗化に努めるとともに、明るい街づくりの基盤を培う。	・体育祭の開催 ・バスハイク、ボウリング大会、グラウンドゴルフ大会等の開催	スポーツ 推進課

推進方針

教育行政への市民の意見の積極的な反映と地域の学びへの市民参加を促進するため、各種委員会や協議会における議論等の充実と、市民や市民団体等との連携・協働を推進します。

①各種委員会、協議会、審議会等の充実

- 学校教育や社会教育の各分野において組織されている委員会や協議会、審議会による調査や審議、協議等の充実を図り、市民の抱える課題やニーズを的確に把握し、教育行政に積極的に反映していきます。

②市民や市民団体等との連携・協働

- 学校教育や社会教育の各分野の振興を目的とした市民団体等との連携・協働を推進し、地域の学びへの市民参加を促進します。

③女性や専門人材との連携・協働

- 教育行政における幅広い意見の収集および反映や、市民活動の多様化を推進するため、地域の女性や、専門的知識や経験を持った人材などの、委員会や市民活動等への参加を促進します。

主な事業	担当課
学校運営協議会の運営	生涯学習課
社会教育委員会議を開催する	生涯学習課
図書館協議会を開催する	中央図書館
文化芸術振興審議会を開催する	文化芸術課
文化財保護審議会を開催する	文化芸術課
スポーツ推進審議会を開催する	スポーツ推進課

(3) 市長部局との連携による推進

現状・動向・課題等

- 本市では、環境・福祉・安全などに関する部課が、それぞれの専門性を生かして地域での教育に関する事業を行っています。

市長部局で取り組まれている教育分野に関連する主な事業

分野	主な事業	担当課
環境学習	牛久沼うなぎ放流・自然観察の集い	環境政策課
	小野川探検隊探検交流	環境政策課
食育・地産地消	地元のブランド野菜を含む地元食材の給食への提供支援	農業政策課
異文化交流	牛久市の国際交流を推進する	市民活動課
人権教育	人権や人権の啓発をする	社会福祉課
消費者教育	消費生活センターを運営する	商工観光課
男女共同参画	男女共同参画を推進する	市民活動課
安全教育	交通安全教育を実施する	交通防災課

分野	主な事業	担当課
通学時の安全	交通安全団体と協力し交通安全運動を実施する	交通防災課
	地域安全団体と協力し地域安全活動を実施する	交通防災課
	地域安全パトロールをする	交通防災課
	通学路の安全確保のため市道を改良舗装する	道路整備課
防災教育	防災教育を支援する	広報政策課
就学前教育	民間幼稚園の運営を支援する	保育課
	幼稚園の就園を奨励補助する	保育課
	幼稚園等で食育紙芝居を実施する	健康づくり推進課
家庭教育	家庭児童相談を実施する	こども家庭課
	子育て広場を運営する	こども家庭課
	乳幼児健診と子育て相談を実施する	健康づくり推進課
青少年の健全育成	民生委員児童委員制度を運営する	社会福祉課
	更生保護活動を支援する	こども家庭課
健康づくり	いばらきヘルスロードを普及する	健康づくり推進課
	生活習慣病予防のための健康ウォーキングを開催する	健康づくり推進課
	生活習慣改善のための保健指導を実施する	健康づくり推進課
	介護予防体操（うしくかっぱつ体操、シルバーリハビリ体操）の普及活動を支援する	健康づくり推進課
障がい者スポーツ	地域身体障がい者スポーツ大会への参加支援	社会福祉課

推進方針

学校教育、就学前教育・家庭教育、社会教育において、より専門的で実践的な深い学びを促進するため、市長部局の関連部課との連携を推進します。

①市長部局との連携強化

- 学校教育、就学前教育・家庭教育、社会教育において、市長部局の関連部課との連携を強化し、市民の専門的で実践的な深い学びを促進します。

2. 進行管理

現状・動向・課題等

- ◆ 教育に関する事業については、教育委員会によって点検・評価を行い、学識経験者による外部評価も行ってきました。また、学校評価や各分野の委員会・協議会・審議会などにおける評価（以下、「各分野の委員会等における評価」という。）も行ってきました。しかし、これまでは教育委員会の各課の個別計画に基づいて施策や事業を展開してきたため、本市の教育行政全体として、施策や事業の進捗状況や予算配分などを総合的に評価することが難しい状態でした。
- ◆ そこで、今回本計画を策定するにあたっては、2018年時点の全事業を取りまとめ、施策体系を再編しました。施策体系から全体を俯瞰することで、事業の進捗状況や予算配分の評価だけでなく、各課の業務負担など、推進体制の評価なども行いやすくなりました。
- ◆ また近年、地域における学校教育と就学前教育・家庭教育、社会教育の総合的な推進が重要視されていることから、分野横断的な施策や事業の展開が必要となっています。そのためにも、教育に関する本市の施策を一覧できる本計画を、施策連携の検討などに活用していくことが重要です。

推進方針

本計画の成果指標等の評価を行い、また各分野の委員会等における評価を本計画のもとに統合したうえで、施策の立案・変更や事業の改善などを検討し、その検討に基づき必要な調査を行い、実施計画を作成し、事業を実施する、それをまた評価して、といった流れ（「R - PDCAサイクル」という。）により、本市の教育行政の継続的な向上を図っていきます。

①教育委員会による点検・評価および調査、実施計画の作成

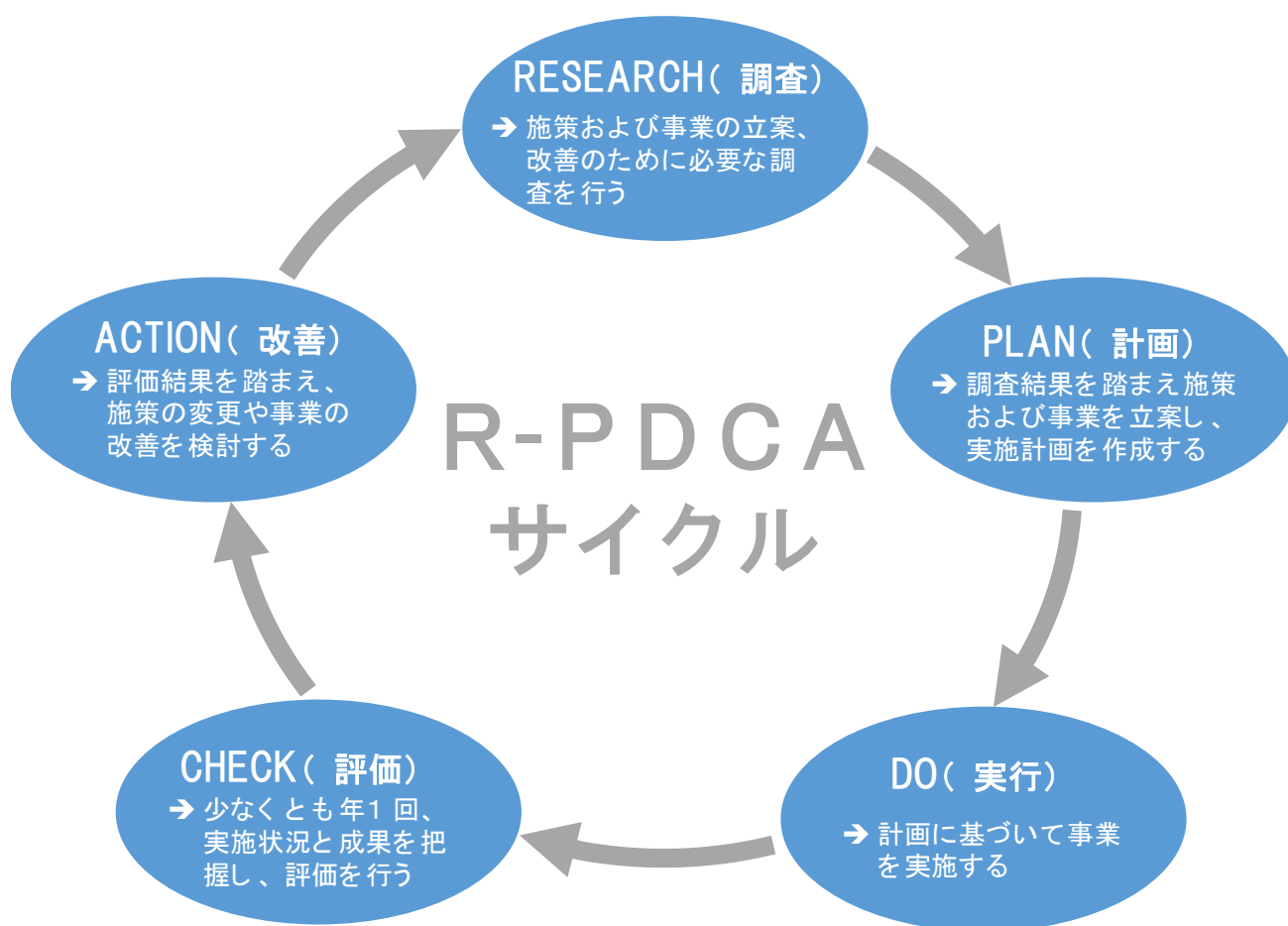
- 毎年度行ってきた「牛久市教育委員会 点検・評価」について、本計画の成果指標の評価との整合を図るとともに、各分野における評価を統合し、総合的な評価、施策の立案・変更や事業の改善などを検討します。
- 施策の立案・変更や事業の改善などにおいて、児童生徒・家庭や地域のニーズや意識調査等を行い、実施計画を作成します。

②各分野の委員会等における評価、意見の収集

- 学校教育、就学前教育・家庭教育、社会教育（生涯学習、文化芸術、スポーツ）の各分野の委員会等において、本計画の実施状況や推進上の問題点を評価するとともに、施策の立案・変更や事業の改善などについて意見を収集します。

③R-PDCAサイクルによる進行管理

- 以下の一連の流れの繰り返し（R-PDCAサイクル）により、本市の教育行政の継続的な向上を図っていきます。
 - 「①RESEARCH（調査）：教育委員会と各分野の委員会等による評価に基づく調査」
 - 「②PLAN（計画）：調査結果を踏まえた施策および事業の立案、実施計画の作成」
 - 「③DO（実行）実施計画に基づく事業の実施」
 - 「④CHECK（評価）：実施状況と成果の把握と評価」
 - 「⑤ACTION（改善）：評価結果を踏まえた施策の変更、事業の改善の検討」



参考資料

牛久市教育振興基本計画策定会議設置訓令

平成 30 年 4 月 20 日

教委訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 牛久市教育振興基本計画の策定及び改定を行うため、牛久市教育振興基本計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 教育振興基本計画の素案の作成に関すること。
- (2) 教育振興基本計画の策定又は改定に必要な資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (3) その他教育振興基本計画の策定又は改定に伴い、教育長から指示を受けた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 策定会議の委員は、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 教育委員会次長
- (2) 教育総務課長
- (3) 指導課長
- (4) 放課後対策課長
- (5) 文化芸術課長
- (6) 生涯学習課長
- (7) スポーツ推進課長
- (8) 国体推進課長
- (9) 中央図書館長

(リーダー及びサブリーダー)

第 4 条 策定会議にリーダー及びサブリーダーを各 1 名置く。

- 2 リーダーは、教育委員会次長(教育総務課担当)をもって充てる。
- 3 サブリーダーは、リーダーが指名する職員とする。
- 4 リーダーは、会務を総理し、策定会議を代表する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、教育振興基本計画の策定又は改定が終了するまでとする。

(会議)

第 6 条 会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

- 2 リーダーは、教育振興基本計画の策定又は改定のため必要と認めるときは、関係する職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 リーダーは、策定会議の内容について、教育委員会定例会又は臨時会にて報告するものとする。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、教育総務課において行う。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

牛久市教育委員会委員

職名	氏名	任期
教育長	染谷郁夫	平成 28 年 10 月 1 日～平成 31 年 9 月 30 日
同職務代理者	石井美知夫	平成 28 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日
委員	後藤雅宣	平成 27 年 12 月 12 日～平成 31 年 9 月 30 日
委員	芦田亜里香	平成 29 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日
委員	五十嵐登喜子	平成 30 年 10 月 1 日～平成 34 年 9 月 30 日

牛久市教育振興基本計画策定委員

課名	役職	氏名
教育委員会	次長	杉本 和也（リーダー）
教育委員会	次長	飯野 喜行（サブリーダー）
教育総務課	課長	川真田 英行
指導課	課長	豊島 正臣
放課後対策課	課長	吉田 茂男
文化芸術課	課長	手賀 幸雄
生涯学習課	課長	中野 祐則
スポーツ推進課	課長	齋藤 勇
国体推進課	課長	横田 武史
中央図書館	館長	関 達彦
教育総務課	課長補佐	山口 功（事務局）

策定経緯		
日付	行事	内容（対象）
2018年6月5日	第1回策定会議	教育振興基本計画の策定について
2018年7月5日	第2回策定会議	骨子検討シートの確認について
2018年7月10日	関係課ヒアリング	スポーツ推進課 国体推進課 中央図書館 文化芸術課
2018年7月10日	関係課ヒアリング	生涯学習課
2018年7月12日	関係課ヒアリング	教育総務課 放課後対策課
2018年7月13日	関係課ヒアリング	指導課
2018年8月10日	第3回策定会議	計画の全体イメージについて 施策体系および骨子について
2018年11月15日	第4回策定会議	計画原案の加除修正について
2018年12月25日～ 2019年1月15日	関係団体意向調査	教育委員・関係団体・庁内各課の意見聴取
2019年1月23日	第5回策定会議	関係団体意向調査の意見反映について
2019年1月30日～ 2019年2月19日	パブリックコメント	パブリックコメントを実施し意見聴取
2019年3月1日	第6回策定会議	パブリックコメントの意見反映について 組織改編に伴う内容修正について
2019年3月13日	総合教育会議	教育大綱の協議
2019年3月25日	教育委員会	教育振興基本計画の決定
2019年3月26日	庁議	教育大綱の決定 → 公表 教育振興基本計画の報告 → 公表

未来を拓き
地域を担う
人づくり

第1期
牛久市教育振興基本計画
2019年3月
牛久市教育委員会